

910.8
K.453
(11)

別書誌
合冊



始



35.10.1 0

國學院大學教授 堀江秀雄著

增鏡評釋

Q. 11497

910.8
K0453
(11)



國學院大學教授
堀江秀雄著

鏡評釋
全

(國文學)
講座 11

株式會社
平凡社內

受驗講座刊行會



607-12

増鏡評釋

目次

はしがき

増鏡の國文學上に於ける位置……………一

本書の解題……………四

全篇の優雅な文章……………七

本書の著された時代……………八

本書は何人の著なるか……………九

本書に對する參考書……………一

序文……………一

第一、おどろの下

卷名解題……………二六

後鳥羽院の御誕生……………二六

後白河法皇の御孫えらみ……………二八

皇位と三種の神器……………三二

後鳥羽天皇の御即位……………三七

宜秋門院の御后立……………四〇

後鳥羽天皇の御親政……………四二

後鳥羽天皇の御讓位……………四五

水無瀬殿の御遺誓……………四八

土御門天皇の御即位……………五一

新古今集の勅撰……………五三

千五百番の歌合……………六二

宮内卿といふ才媛……………六六

新古今集の竟宴……………六八

順徳天皇の御踐祚……………七一

御年少の土御門上皇……………七二

長等の山の峯の松……………七七

順徳天皇の歌道御熱心……………七九

懷成親王の立太子……………八一

後鳥羽上皇の御遊興……………八三

水無瀬殿における御遊……………八九

歌道史上の高名……………九五

增鏡評釋

第二、新島守

慈圓僧正の長歌	九八
定家中將の長歌	一〇六
土御門院の御懷舊	一一三
卷名解題	一一七
おほやけの御守	一一八
平家の源流	一一九
源氏の源流	一二一
河頼朝の擡頭	一二四
兵馬の權源氏に移る	一二九
頼家將軍となる	一三二
時政父子の權勢	一三五
頼家の最後	一三六
實朝の顯祭	一三八
右大臣實朝の薨去	一四一
藤原頼經鎌倉に下る	一四四
後鳥羽院の鍛刀	一四七
順徳天皇の御讓位	一五〇
承久兵亂の序幕	一五一
關東將士の上洛	一五五

君の御輿に對ひて	一五八
官軍の内幕	一六〇
責一人に	一六四
中院と新院との御心	一六七
東軍都に近づく	一六七
御方の敗北	一七〇
後鳥羽院は隠岐へ	一七四
重く軽く罪に	一七七
土御門院は土佐に阿波に	一七九
承久兵亂の評論	一八二
後鳥羽院の御生涯	一八六
隠岐の島守	一八九
行く方なき御涙	一九一
家隆二位	一九五
をりくの御歌	一九七

「はしがき」の一

増鏡の國文學上における位置

一國の文化を進めようとするには、必しも其の國自體の性質と來歴とのみに頼るのは、策を得たものではない。出來ることなら、他國の文化をも參酌して最も善良なる文化を創造してゆかなければならぬ。

我が國の文化には、由來他國の文化が少からぬ程度において參酌されて居る。殊に明治このかたの日本文化といふものには、頗る多く西洋文化が參酌されて來た。時には其の西洋文化の參酌が多きに過ぎた觀があつた。その最も甚しい頃においては、殆ど我を忘れるまでに、西洋文化を翻譯的に採用したのである。心ある人は之に對して警告するのを怠りはしなかつたけれども、かへり見られないがちであつた。

外國文化の參酌は必要である。けれども、自國本來の文化を全く忘れ果てて、外國文化の翻譯的輸入のみに仰倒するのは斷じて不可である。

今も外國文化は我が國へ盛に輸入されつゝある。しかしながら、反省的に目覺めて來て居る我が國民は、今日では

して居る。もつとも此の書物には小説的修飾を凝らしたところが多いから、悉く史實を叙したものは信ぜられぬけれども、その絢爛な筆致は讀者を魅する魔力に富んで居る。

増鏡の叙述は、平家物語のやうに小説的修飾は用ゐられて居らぬやうであるから、割合に事實に即して居るものであらう。けれども、後鳥羽天皇から後醍醐天皇までの間には、源氏の興亡から、承久の亂であるとか、弘安の騒であるとか、南北兩朝の起伏であるとか、西園寺家の榮華であるとか、北條氏の盛衰であるとか、目まぐるしい局面の轉開があつて、事情の前後錯綜は、應接に暇のない位である。これを全篇二十帖に分ち、卷々の幽雅な名稱の下に、華麗流暢な文を行つて居るのであるから、大鏡や榮華物語から換骨脱胎して居るとは言へ、室町時代における史的述作の白眉たるばかりでなく、國文を以て記されて居る歴史物の中で二三等と下らぬ名著と稱してよからうと思はれる。

「はしがき」の二

本書の解題

増鏡は右にも記したとほりに、後鳥羽天皇の御踐祚から後醍醐天皇の元弘三年——北朝光嚴天皇正慶二年——まで百五十年間の事を概叙してある、國文體の歴史物である。はじめに序文があつて、嵯峨の清涼寺で老尼が歴史に関する物語したのを或人が筆記したやうに記してあるけれども、これは大鏡や今鏡などの記されたのと同じ趣向に出たもので、著者の構想的技巧を弄したものである。全篇二十帖の題目と其の題目の下に記されてゐる事實の年代とを摘記すれば、

- 第一 おどろの下——壽永二年より建保六年まで。
- 第二 新島もり——建保七年より承久三年まで。
- 第三 ふち衣——貞應元年より延應元年まで。
- 第四 三神山——仁治二年より同じ三年まで。
- 第五 内野の雪——仁治三年より寛元四年まで。
- 第六 烟の末々——寶治二年より建長七年まで。
- 第七 おりゐる雲——康元元年より正元元年まで。
- 第八 山のみぢ葉——正元元年より文永四年まで。
- 第九 北野の雪——文永三年より同じ四年まで。
- 第十 あすか川——文永五年より同じ十一年まで。
- 第十一 草まくら——文永十一年より建治二年まで。
- 第十二 老のなみ——建治三年より弘安十年まで。
- 第十三 今日の日影——正應元年より同じ三年まで。
- 第十四 つげの小櫛——正應二年より嘉元三年まで。

- 第十五 　うら千鳥——徳治二年より文保元年まで。
第十六 　秋のみ山——文保二年より正中元年まで。
第十七 　春のわかれ——正中元年より嘉暦二年まで。
第十八 　むら時雨——嘉暦元年より元弘元年まで。
第十九 　久米の皿山——元弘二年。
第二十 　月草の花——元弘三年。

といふ順序に筆を進められて居る。まづ後鳥羽天皇の御踐祚に始まつて、或は御遊興の楽しい御有様を書き列ね、或は頼朝に政權の移りゆく形勢を叙し、或は北條氏の擡頭する機微を捕へ、或は後鳥羽天皇の恢復を企てさせ給ふ御心事を細かに物し、やがて敗績せられて、隠岐に遷幸あらせられる悲酸に涙をしぼり、遠島における御歌合の如き、せめてもなる御慰にはかない同情を捧げなどして居るところ、之を讀む者をして喜憂の間に彷徨せしめて、しばらくも心の暇あらざらしめる大舞臺の展開である。

時宗執權の世となつて、花見の御幸、蹴鞠の御遊などの悠長な空氣は、蒙古襲來といふ突如たる大出來事に、忽ち恐慌の雲を漂はし、いはゆる神風一陣悉く敵船を覆没した大快事にまた忽ち愁眉を開き、御門の踐祚即位の御めでたさ、歌集勅撰の悠雅な御代の盛事、後宮椒房の祕事など、或は表而より、或は裏而より、描き出されて居る社會相は、映畫の廻轉するにつれて、いそがしく巻舒されて居る。

天下の實權は既に久しく鎌倉幕府に移り、陪臣たる北條氏の勢力は、皇室の御稜威を凌いで憚らざるに至つた。叡聖文武なる後醍醐天皇は、後鳥羽天皇の御遺志を繼いでこれを挽回し、御親政を企圖せられた。石清水や賀茂の行幸にも、其の御心で祈願を籠め給うたものかも知れぬ。資朝卿や俊基卿は近く其の御謀に參與し奉つた。この事が美濃の豪族土岐頼春の妻から、六波羅奉行齋藤利行に漏れて、資朝俊基は東兵に召し捕られたところから、勅して諸國の兵を徴されることがあり、天皇の笠置行幸となり、笠置の落城によつて隠岐遷御の悲憤事が再び繰りかへされ、正成の金剛山に據り、長年の船上に車駕を迎へ、義貞の兵を擧げて鎌倉を攻めなどして、北條氏が滅亡のあはれをとゞめるに至つて、最後の幕となる。これら一百五十年間の事實は走馬燈の如く讀者の眼前に現れ来るのである。

「はしがき」の三

全篇の優雅な文章

増鏡の全篇二十卷は、まづ卷々の優美な題目が讀者の興味を喚び起す靈力をもつて居る。その卷を追うて次第に讀みもて行けば、著者の筆力は讀者を誘うて、或は宮殿樓閣が柳櫻の間に隱見して、右往左往する月卿雲客が之を點綴する花の都に引き入れ、或は白屋茅舎が松並木のところ／＼に建て列ねられて居る街道に、田舎武士が粗豪を誇るあたり連れ出し來つて、眩惑の心をときつかせ凄愴の情を湧き起させなどする。時代の推移を具體的な記事叙事によつて、眼前に髣髴せしめようと力めて居るから、廟堂に出入する公卿や武辨の恣態から、行幸行啓の儀禮などが、あさや

かに描き出される。

けれども、素朴な文題を以て政治の變遷を叙し、社會の事象を説明してあるところは少いから、時代語を理解する力のない讀者には、よく會得することの出来ないところが少くあるまい。殊に官職制度や、衣冠束帶や、甲冑刀劍や、弓矢馬鞍など、いはゆる故實有職の學識を具へて居るのでなくては、面白く讀むことの出来ない節が多く見える。

しかし、それらの知識は後廻しにしても、後鳥羽天皇が一代の華やかさを極めさせ給うた御身にして、一朝義時の暴威に壓され、遠隔な隱岐の小島に陰惨な月日を送らせられた御有様を拜し、また後醍醐天皇が笠置で東兵に捕はれさせ給うて、同じく隱岐の荒波寄せる土地に流されさせ給ふ御道すがらや、その島守とならせ給うた御狀態の文を讀めば、おのづからヒシ／＼と身にしみ込む何物かがあるのを覺えるのである。

かやうな史實を題材とし、これを記叙するに、優雅な筆致を以てしてあるのだから、文章上から觀たる増鏡の價値も、かの四鏡の中では第一等であらうと思はれる。これを平家物語の華麗なのや、太平記の纖巧なのに比べると、それには及ばぬやうではあるが、流暢な點において此の方がまさつて居るやうに感ぜられる。

「はしがき」の四

本書の著された時代

この増鏡に書かれて居る史實は、後鳥羽天皇の御踐祚に始まつて、後醍醐天皇が隱岐から還御あらせられた元弘三

年の六月を以て終結となつて居る。

そして、或人の所有する増鏡古寫本の奥書には、永和二年卯月十五日と記しつけられて居るといふから、本書が元弘三年六月より後、北朝後圓融天皇の永和二年四月までの間に著述されたことは、疑ふ餘地がないやうである。北朝後圓融天皇の永和二年は、吉野朝後龜山天皇の天授二年に當り、後醍醐天皇の元弘三年から後龜山天皇の天授二年までは足掛四十四年である。この四十三年の間に本書の出來たのは確實であらう。

「はしがき」の五

本書は何人の著なるか

本書の著者は古より一條冬良公であるといふ説が傳へられても居るけれども、この説は誤であらう。一條冬良公は一條禪閣兼良公の二男で、兄教房公の嗣子となり、關白に昇進した人で、後柏原天皇の永正十一年三月二十七日に享年五十一を以て薨去せられたのであるから、この人の誕生は、後土御門天皇御受禪の寛正五年に當る。この冬良の誕生された寛正五年は、増鏡の奥書にある永和二年よりは八十九年の後になるから、冬良公が増鏡の著者であるといふ説は信すべき理由がない。

元弘以後、天授の頃までの間において、これほどの著書を成し遂げ得られようと思はれる人物を覓め出して見るのに、二條良基でなければ、女慧法印か、夢窓國師か、今川了俊かであらう。女慧には太平記の作者であらうといふ説

があり、今川了俊には難太平記の著がある。夢窓にも學識筆力ともにあつたらうと思はれるが、史籍に關する著述が他にないから、本書の著者に擬するには適當でない。上記四人の中、本書の著者として最もふさはしく思はれるのは、二條良基公である。

この二條良基は、はじめ後醍醐天皇に仕へて居たが、天皇が西國へ遷幸あらせられてからは、光嚴院に仕へ、次第に光明、崇光、後光嚴、後圓融の北朝四帝に歷仕する間に、内大臣、右大臣、左大臣を経て、關白となり太政大臣となり、攝政ともなつた。この人は、博覽で歌文の才に長じ、其の和歌の風體が古調を失ふのを憂へ、頓阿を召して、和歌の奥旨を問答研究し、愚問賢註を著はし、近來風體抄を録し、連歌に關しては菟玖波集を編輯せしめ、筑波問答をも記述した外、百寮訓要鈔、柳葉日記、小島口すさみ、貞治御禰記、御禰記、諒闇記、大嘗會記、雲井御法、白鷹記、山鳥の慰、魚鳥平家、小夜寢覺など、多數の著述を成した。元來家藏の舊記も多かつた上に、諸家の祕書を借り寫して文庫に藏して置いた。それ故に、朝廷の儀式や武家の禮法については、人みな此の家に就いて質した程であつたといふ。かゝる人にして、能く増鏡の如き書物をも著述し得たらうと思はれる。今この人の官歴について觀るのに、北朝貞治二年に關白に任ぜられ、同六年に之を辭してから、永徳二年に攝政たるべき詔を受けるまで、十數年間には閑散の地位に居られたやうであつて、永和二年は貞治六年よりは九年目に當るのであるから、もし此の人が増鏡を執筆せられたとすれば、十分その餘裕があつたらうと推測し得るのである。なほ言へば、この人は後醍醐天皇元應二年に生れて、後小松天皇元中五年六月十二日に薨じたのであるから、享年六十九で、永和二年には五十七歳である。

かたゞ増鏡の著者として推すべき理由は確であるが、室町幕府の時代を叙してないことなどについては別に考へなければならぬ所が多からう。要するに、増鏡の著者は二條良基であらうと推測されるけれども、確證はないのである。

「はしがき」の六

本書に對する参考書

増鏡を読むに當つて参考すべきものは、

重増鏡詳解 大正十四年刊 和田英松 明治書院
佐藤球合著

である。これは始め明治三十年に刊行された増鏡詳解を重修したものである。この重修本は、古來傳寫の誤の多かつたのを諸異本によつて校訂し、篇次についても順序の宜しからぬものを組みかへなどし、一節／＼に詳細に解釋を施してある。また卷末には、増鏡年表、増鏡系圖、増鏡人名索引、増鏡詳解索引、京都略圖、京都附近略圖、閑院略圖、寢殿造の圖が附録してあるので、まことに重寶である。これより先に譯されたものとしては、伊勢貞丈の著した増鏡問答

といふ寫本があるけれども、本書中の九箇處における故實に對して、問答體に註解してあるのみで、参考にはなるが、特に言ふべきほどのものではない。簡單な校註本は幾らもある。

「序文評釋」の一

きさらぎの中の五日は、鶴の林に薪盡きにし日なれば、かの如來二傳の御かたみのむつまじさに、嵯峨の清涼寺にまうでて、常在靈鷲山など、心のうちに唱へて拜みたてまつる。

【語釋】 ○きさらぎの中の五日 きさらぎは衣更着にて大陸曆の二月をいふ。中の五日は十五日のこと。○鶴の林に薪盡きにし日 鶴の林は印度の跋提河の畔に在る沙羅樹林のことで、釋迦が此の樹林の間で死なれた時、この樹林が變色して白鶴の如く見えたといふ傳説から起つた名稱。薪盡くとは釋迦の死滅せられた時、火の滅したやうに感ぜられたのを譬へて言ふ。にしは大過去をあらはす助動詞。釋迦の死滅は西洋紀元前四百七十九年の二月十五日であつたといふ。享年八十。これ我が國の第四代懿德天皇の末期。○如來二傳のかたみ 如來とは眞如から來生したものとといふ意。佛に對して言ふ名號。二傳とは、釋迦如來の肖像が印度から支那に傳はり、僧奮然が宋に往つた時、之を我が日本に持ち歸つたことで、これを清涼寺に安置し持ち傳へて居るのである。かたみとは形見で記念品の意。はじめ釋迦入滅の時、優曇大王が之を悲み、工人に命じて梅檀香木の等身像を造らせたもの。○嵯峨の清涼寺 嵯峨は京都の西北郊外にある地。清涼寺は小倉山の東にある五臺山清涼寺といふ佛刹で、嵯峨の釋迦室といふ。一條院の御宇永延元年南都東大寺の法橋奮然が入宋して釋迦像を持ち歸つたことが天聽に達して伽藍を建立せられたのが、この清涼寺である。本堂、阿彌陀堂、五大堂、二重塔などがある。○常在靈鷲山 釋迦は假に入滅の相を現せられたけれども、その實は常に靈山に在つて說法し給うて居るといふ信仰に基いた語で、法華經の譬喩品に示されて居る語。この靈

山といふのは、中印度の摩訶陀國に在る耆闍崛山(ギシヤクツセン)のことで、山容が鷲に似て居るから、此く稱へられたとも、また昔は此の山中に靈鷲が住んで居たから、此の名があるのだとも言はれて居る。この山の高さ大約七百英尺。

【評論】 これ序文の冒頭にかゝげられて居る文で、著者が本書に遊び味をもたせようとして、わざと假設した話説的な文句である。この假設的な話説を冒頭に置くことは、かの大鏡に摸倣したので、大鏡には序文の冒頭に、「さいつ頃、雲林院の菩提講にまうでて侍りしかば、例の人よりはこよく年老いうたてげなる翁二人廻と來合ひて、同じところに居ぬあり。」云々と書き出されて居る。寺まわりを假託した所が、勿體らしくする著者の巧妙な手段である。

「序文評釋」の二

傍に、八十にもや餘りぬらむと見ゆる尼ひとり、鳩の杖にかゝりてまわれり。とばかりありて、馬たけく思ひたちつれど、いと腰いたくて堪へがたし。こよひは、この局にうちやすみなむ。坊へ行きて、みあかしの事など言へ」とて、具したる若き女房の、つき／＼しき程なるをば、かへしぬめり。

【語釋】 ○八十 ヤツヂと訓む。八十歳の年齢のこと。○鳩の杖 鳩の杖は老人のつく杖で、支那の昔の禮儀に、年七十の者に玉杖を授けた例があつて、この杖の上方は鳩の形に造つて飾としてあつたから、我が國でも之を賜はつた例もある。鳩の形に造るのは、鳩のむせぬやうに老人がむせないまじなひである。○たけく思ひたちつれど 氣を強くして如何様にしても參詣しよ

うと思ひ立つたけれど意。○厨 ツボネと訓む。部屋をいふ。釋迦堂の一室を指して言ふ。○坊へ行って云々 坊とは清涼寺の僧侶が住んで居るところ。みあかしは點燈することをいふ。坊へ行って點燈してくれるやうに頼んで来いと、女房に命じたのである。○具したる若き女房 具すとは随へて来る意。女房とは侍女をいふ。○つきくし 似合はしい意。こゝでは侍女として恰好なものをいふ。

【評論】 本文の記者が釋迦堂に參詣して居る傍に、老尼も參り合はせたのが、衰へたる身體の起居も自由ならず、泊り込んで緩々する態度を描き出でて、懷舊的な歴史談を試みる機會の出來たのを示したのである。

「序文評釋」の三

馬「釋迦牟尼佛」とたび／＼申して、夕日の花やかにさし入りたるをうち見やりて、馬「あはれにも山の端近く傾きぬめる日影かな。我が身の上の心ちこそすれ」とて、寄り居たるけしき、何となくたまめかしく、心あらむかしと見ゆれば、近く寄りて、「いづくよりまうで給へるぞ。ありつる人の歸り來むほど、御伽せむはいかゞ」など言へば、馬「このわたり近く侍れど、年のつもりにや、いと遙けき心ちし侍る。あはれになむ」といふ。「さても幾つにかなり給ふらむ」と問へば、馬「いさ、よくも我ながら思ひ給へわかれぬ程になむ。もよとせにもこよなく餘り侍りぬらむ。來し方ゆく先ためしも有り難かりし世のさわぎにも、この御寺ばかりは、恙なくおはします。なほやんことなき如來の御光なりかし」など言ふも、古代にみやびかなり。

【語釋】

○釋迦牟尼佛 釋迦といふのは、もとは中印度の迦毗羅波蘇都(カピラバスツ)國に住して居た種族の名で、佛教の教祖が此の國に生れ出でて大名を揚げられたから、教祖の名のやうに呼ぶに至つたのである。牟尼は漢語に譯すれば智者の意。佛は佛陀とも浮圖ともいひて、過去、未來、現在、有情、悲情など一切萬象を知りて教へ導く覺者の意。これ教祖を讃仰する信徒が用ゐる尊號である。教祖の父は迦毗羅波蘇都城主たる淨飯王、母は王妃摩耶夫人、教祖の幼名は悉達多太子、西曆紀元前五百五十八年、我が國の第二代綏靖天皇二十四年における誕生。○傾きぬめる ぬは完了の意の助動詞、ゆるは其の様に見えるといふ意味の度量性助動詞。○我が身の上のこゝちこそすれ 西の山の端近く落ち行かうとする日影を見て、自分の年寄り衰へ行くこゝちを痛感した場合の語。○寄り居たる 何か物のあるところに寄り添ひ居ること。○なまめかしく 嬌麗なる態、優美なる姿を形容する語、こゝでは後の意に解する方が適する。○心あらむかし 尼の態度が物事のわかつて居る様に見えるとの意。かしは文句の末尾に附け添へて、念を推し強める意の感動詞。○近く寄りて 先刻から參詣して居る本文の記者が、その老尼の傍に近寄るをいふ。○ありつる人の歸り來むほど 先ほどお傍に居た若き女房が、お使に出で往つて此所に還り來よう、其の時までの意。○御伽 オントギと訓む。お伽噺のお伽と同じ語。夜の手持不沙汰で物寂しさを慰める爲に、話相手などゝること。トギは磨ぎで、相應接して互に研磨する意か。○このわたり わたりは渡りで、そこら一帶にわたる土地のこと。あたりともいふ。○年のつもりにや云々 年寄りたる故か、近所に住んで居る身であるけれど、この清涼寺までが遠く感ぜられるとの意。○あはれになむ あはれは元來感嘆詞であるけれども、かやうに用ゐてゐるのは悲歎の意をあらはす名詞となり、更にが附き添はつて副詞性から形容詞性に變じて居る。なむは物事を指し定める強めの助詞であるけれど、同じ種類のぞより

は語氣が稍弱い。今も名古屋地方などでたもといふ感嘆性の助詞を用ゐると此のなむとは同じである。なむのむはんといふ響呼音である。こゝのなむの下にはあるといふ詞の省略されたものと見るが宜しい。○いさ いさ知らすのいさで、いざなふの意のいざとは別語である。先方から問ひ掛けた語意に反對する意味のイヤなどの感嘆詞と同じ意。○我ながら思ひ給へあかれぬ 自分の年齢を自分で判然と考へ明められない意。思ひ給への給へは、相手の人を尊敬する場合において、自分の動作所持品などにも敬語を添加して唱へることがある例の一つで、思ひますのますに當る。ハ行下二段活用助詞が助動詞性に變じてゐる。○こよなく この上なくといふ意味の語であるが、こよでは大層などの意。○ためしもありがたかりし世のさわぎ 例も無い程の騒動で、元弘の亂をいつたのであらう。○なほやむことなき やはり尊く有り難い意。○古代にみやびか 古めかしくて上品に見える有様をいふ。

【評論】 この段における老尼の年齢に關する問答も、大鏡の序文の中に、青侍と老翁との年齢に關する問答ありて、一人は百五十歳、他の一人は百四十歳になつて居ようなど答へて居るのと同じ筆法である。また老尼が元弘の亂に、清涼寺の無事であつたことの佛徳を讃するあたりも、老成ぶりて歴史物語をするに適當な構想で面白い。

「序文評釋」の四

年のほどなど聞くも、めづらしき心ちして、かゝる人こそ、昔ものがたりもすなれと、思ひ出でられて、まめやかに語らひつゝ、「昔の事の聞かまほしきまゝに、年のつもりたらむ人もがなと、おもひ給ふるに、うれしきわざかな。すこしのたまはせよ。おのづから古き歌など書きたる物の片端見るだに、その世に逢へる心ちするぞかし」と言へば、すげみたる口うちほゝゑみて、「いかでか聞えむ。若かりし世に見聞き侍りしことは、こゝらの年頃に、ぬば玉の夢ばかりだになく、おほほれて、何のわきまへか侍らむ」とは言ひながら、けしうはあらず、あへなむと思へる氣色なれば、いよ／＼言ひはやして、「かの雲林院の菩提講に参りあへりし翁の言の葉をこそ、假字の日本紀にはすめれ。また彼の世繼がうまごとか言ひしつゝも髪物語も、人のもてあつかひぐさになれるは、御有様のやうなる人にこそ侍りけめ。なほのたまへ」など、すかせば、さは心うべかんめれど、いよ／＼口すげみがちにて、是「そのかみはげに人の齡も高く、氣も強かりければ、それに随ひて、たましひも明らかにてや、しか聞えつくしけむ。あさましき身は、いたづらなる年のみ積れるばかりにて、昨日けふと言ふばかりの事だに、目も耳もおぼろになりて侍れば、まして、いと怪しきひが事どもにこそは待らめ。そもさやうに御覽じ集めけるふる事どもは如何にぞ」と言ふ。

【語釋】 ○年のほど 尼の年齢の高いのをいふ。前項に「百とせにもこよなく餘り侍りぬらむ」と言つてあるのを受けていふ。

○昔ものがたりもすなれ 昔物語とは古い出来事や、それら事件の來歴を談論する意。すなれの「す」は佐行變格動詞の終止形で、その終止形を受けた「なり」は、從來の文法學者が「詠歌のなり」と説いて居る語の用法である。土佐日記に「男もすなる日記といふものを女もしてみむとてするなり」とある。「すなる」の例である。○思ひいで 『大鏡』なども古老の物語を纂録したものやうに記したる例を思ひ出でた意であらう。○まめやかに 眞面目に、丁寧などの意。○年のつもりたらむ人もがな 故老にして歴史に關する談論の出來る人に出會ふことを願望して居る意。○おもひ給ふる 先方を敬するあまり、自己の動作を言ひあらはす語にも、敬語を附ける例で、この「給ふ」は波行下二段活用への「フルフル」と語尾を變化するもの。○すこしのたまはせよ 少しお話を聽かせて下さいの意。○その世にあへる心地する その時勢に生れ會うて居るやうな心地がするものであるから、まして歴史談などを承らば、どれほど興味が深からうとそよのかす意。○すげみたる口 老人の齒のところ／＼抜け落ちてさびしい心地する口つき。○いかで聞えむ どうして昔話などを申上げられませうの意。「言ふ」の敬意を含みたる語として「聞ゆ」を用ゐるのは古文に例が多い。○こゝら 許多の意にして「此處等」の意ではない。○のばだまの 野羽玉で、烏扇といふ草の實、熟する時には黒くなるものであるから、黒、くら、闇、夜、月、夢などを形容する枕詞となる。○夢ばかりだになく 夢ほどの臆げな記憶もなかつた意。○おほほれて オボホレテであらう。瀕死した意で、また老耄したオイボレの意にも通はせたものであらう。○けしうはあらず 怪しく變に取つても居ずの意で、物既することを許す風でないことをいふ。○あへなむ あへは敢へてのあへで、推しても爲し遂げようの意。○いひはやして 稱揚し、頌であげての意。「はやす」は「映す」であらう。○雲林院の菩提講に云々 雲林院といふ佛寺は山城國愛宕郡紫野に在つたもので、『都名所圖會』によると、「紫野にあり。淳和帝の離宮なり。仁明天皇の御子常康親王これを傳へ領し給ふ。その後天曆帝の御

時、僧正遍照を別當に補せられ、堂塔をさへ建てられたり。今は雲林院と唱へて此のほとりの郷名なり、舊跡に遺る」とありて、平安朝には相當に榮えて居たものと見える。菩提とは、佛智といふやうな意味で、また佛道の極致といふ意味にも試かれてゐる。講とは今の講演會と同じ意。こゝの文は『大鏡』の序文に、雲林院の菩提講に老人たちが參詣し、講師が見えるまでに時間があつたので、老人たちが昔物語をしたのを書き列ねたのが『大鏡』と成つたやうに記されてゐる意を受けたものである。○假字の日本紀 漢文體の『日本紀』は六國史の筆頭に掲げられるものであるが、こゝのは假字文で平易に書き記した日本歴史といふ意味。○世繼がうまご この世繼といふは『大鏡』の序に在る老人の一人の名であるが、『今鏡』の序文にも、これを受けたものらしく、昔物語をする老女の語に「おほぢは、むげに賤しき者に侍りき。名は世繼と申しき。親に侍りしは、なま學生にて大學に侍りき。この廻をも若くては宮仕へなどせさせ侍りて」云々とあるから、「世繼がうまご」といふは『今鏡』の事實を物語りたる老女を指す。○つくもがみ つくもは水草の名で、老嫗の白髪に似て居るから、老嫗の頭髮を「つくもがみ」といひ、「九十九髪」と書く。こゝのは『今鏡』の物語した老嫗のことで、その書の序文に「つくもがみはまだおろし侍らねど、佛の五つの思む事を受けて侍れば」云々とあるを指す。それゆゑに、こゝの「つくもがみの物語」といふてゐるのは、『今鏡』を指すこと。○人のもてあつかひぐさ 人から好く遇する材料の意で、評判の高い品のこと。○御有様のやうなる 『今鏡』の昔話をした人も老女で、この『増鏡』の昔話をする人も老尼であるからいふ。○さほ心得かめれど この老尼も『大鏡』や『今鏡』の昔話をした人のやうに物語つて見よとは合點して居る様子だけれどもといふ意であらう。○そのかみ 當時のことで大鏡などの昔物語した人の時代の指す。○さもつよかり 瞻強かりと見えよい。しかし氣も強かりと見ることも出来る。「瞻も」と「氣も」と相對して並べ説いたやうにも思はれるからである。されど、古文に氣といふを心の意に用いた例は無いやうで

あるから 贈と見るのが本當であらう。○あさましき身 興も盡き果てるほどの微賤な身といふので、尼の謙遜した辭。○目も耳もおぼろに 視力も聴力も衰へて、はつきりせぬをいふ。○ひがごと 間違つて居る事。○さもさやうに御覽じ云々 尼の談を聴く人が『大鏡』や『今鏡』などを讀み知つて居るやうに言つたから、多くの古書を繙いた者として、かくいつたのである。

【評論】 老尼の史談を聴かうとする人の態度こそ、篤志とは見えるけれども、輕薄である。けれども、かゝる人こそ昔物語もすなれと思ひて、はじめにはまめやかに語らうだが、少しのたはせよと要求してより、尼があへなむと見るや、いよ／＼言ひはやし、すかして、煽揚的な辯舌を用ひ、誘惑的に老尼をして史談を述べ出でしめた好學的態度が、活躍してゐる。それに對して、辯論を好む老尼の、相手に釣り込まれながら、我がおぼはれて何の辨へもなきを告白し、口には謙讓の辭をとなへつゝも、わが胸臆に滿ちたる史談を述べ出でよう／＼とする態度を抑へかねて、遂に語りはじめるに至る様子が、いかにもおかしく描き出されて居る。兩々相對して、この劇的な一節を織り成した妙味は盡きること知らない。

「序文評釋」の五

「いさ、たゞおろ／＼見及びしものどもは、水鏡といふにや。神武天皇の御代より、いとあららかにしるせり。その次には大鏡、文徳のいにしへより、後一條の御門まで侍りしにや。また世繼とか四十帖のさうしにぞ、延喜より堀河の先帝までは、すこしまこやかなる。又なにがしのおとどの書き給へると聞き侍りし今鏡に

は、後一條より高倉院までありしなめり。まことや、いや世繼は、隆信朝臣の、後鳥羽院の御位までをしるしたりとぞ見え侍りし。

【語釋】 ○いさ 前にも出て居る語である。こゝのは、「さやうに御覽じ集めける」と言はれたのに對して、否定的な意志をあらはしたものである。○おろ／＼ この副詞には二つの意義がある。「おろ／＼」泣くなどいふ時は、その泣く聲の涙にうるみて溢りがちな有様を形容する場合である。こゝのおろ／＼は、抄々しからず、不足がちな意味合をあらはす語である。「降る／＼」から來たものか。○水鏡 神武天皇より仁明天皇まで一千五百二十二年間の事歴を略述した國文體の歴史書である。『大鏡』に記されなかつた前の代を記さうとしたもので、巻尾に「大鏡の巻も、凡夫のしわざなれば、佛の大圓鏡智にはよも及び侍らじ。これも若し『大鏡』に思ひよそへば、そのかたち正しく見えずとも、などか『水鏡』のほどは侍らざらむとてなむ」とあるので、書名の由來は明かである。著者は、中山忠親であるといふ。この人は建久二年から五年まで内大臣であつた。○大鏡 この書物は、こゝにも記されて居るとほり、文徳天皇の嘉祥三年から後一條天皇の萬壽二年まで、一百七十餘年間の事蹟を叙述してある。その叙述法は紀傳體である。藤原道長の權勢が盛である状態を寫さうとしたのが主眼である。假託的ではあるが、後一條天皇の萬壽三年に、雲林院の菩提講が執行された時、大宅の世繼と夏山の茂樹といふ百五十歳前後の二老翁が邂逅して、昔物語したのを傍聴して居た人が筆記したやうな體裁に書かれて居る。大鏡の著者は藤原爲業とて、崇徳天皇の頃皇太后宮大進にまで任ぜられた人だと言はれて居る。○世繼とか四十帖のさうし この「世繼」といふのは歴史といふ意味にも用ゐられる語で、『大鏡』をも世繼と稱へた場合もあるが、この四十帖のさうしといへば、『榮華物語』のことである。この書は宇多天皇から堀河天皇に至るまで二百年ばかりの事蹟を書いてはあるが、主として藤原氏の隆盛なる有様、殊に御堂關白道長の榮華なる生活

ぶりを叙してある。この書の作者は赤染衛門であると言ひ傳へて居るけれど、恐らく赤染衛門の書きはじめたものを、後人の書き足して編成したものだらうといふのが學者の通説である。○おとど 大臣のこと。大殿の轉訛した語。○今鏡 本書は『大鏡』の後をついで後一條天皇から高倉天皇に至るまでの御歴代の紀、また皇后や親王や藤氏源氏の公卿などの傳を叙した國文體歴史書である。この書の著者につきても諸説があるけれど、屋代弘賢翁の源内大臣通親公だと論定されたのに従ふべきであらう。通親公は後白河天皇より土御門天皇まで七朝に仕へた人である。○まことや 事の前接した場合は、又は偶然思ひ出た事を述べはじめるときなどに用ゐる接續詞で、やは感歎詞の添はつたものである。○いや世繼 『今鏡』の後をついで、高倉、安德、後鳥羽の御代における事蹟を述べてあるので、『増鏡』は此の後を受けたものであつたやうだけれども、この書は今世に傳はつて居ない。いやは彌の字を以てあらはす「いよ」の「いよ」と同じ語。○隆信朝臣 藤原定家と母を同じうし、その義兄に當る。和歌を能くし、當時歌仙と稱へられて、その作多く撰集に載せられて居る。元久二年に六十四歳で歿した人。『彌世繼』の著者。

【評論】 この一節には別段評論すべきほどのことがない。たゞ『増鏡』が國文體歴史物の先例に倣つて記述されたものだといふことが知られるばかりである。いま一つは、古文體のかきぶりには、物を判然と言明することを避けて、やゝ臆げに言ふことが少なくないやうであるが、こゝの「水鏡といふにや」「侍りしにや」「ありしなめり」など、その例として見るべきである。

「序文評釋」の六

その後のことなむ、いとおぼつかなくなりける。おぼえ給へらむところへまでものたまへ。こよひ誰も

御伽せむ。かゝる人に遭ひ奉れるも、然るべき御契あらむものぞ」などかたらへば、思「そのかみの事は、いみじうたどししけれど、まことに事のつゞきを聞えさらむも、おぼつかなるべければ、たえんゝにすこしなむひが事ども多からむかし。そは差し直し給へ。いとかたはらいたきわざにぞ侍るべきかな。かの古き事どもにはなぞらへ給ふまじうなむ。」とて、

おろかなる心や見えむます鏡ふるき姿に立ちは及ばで
とわなゝかし出でたるも憎からず、いとこたいななり。

【語釋】 ○その後 前を受けて、後鳥羽天皇御即位の後を指すのである。○おぼつかなく はつきりせず、明瞭を缺く意。「覺束無く」と書く例である。○おぼえ給へらむ おぼえは、記憶する意。給へらむは給へりのりをらと活用させて、推量性のむさいふ助動詞を連続させたのである。このおぼえを『大鏡』の序には「いでおぼえ給へ」とか、「うちおぼえ侍らむかし」とかいひて記憶を喚び起す意にも用ゐた例もあるから、さうも解けぬこともない。○しかるべき御契 當然邂逅すべき前世よりの宿縁。○ただたどし 探り尋ねて行くやらの意。辿るの語根を二つ重ねて形容詞性の語にしたもの。○事のつゞき 事實の順序である。今から後鳥羽天皇時代に遡りて、此の物語をする當時までの史的次第。○たえんゝにすこしなむ 断片的に概略のみ談らうさいふのである。すこしなむのなむは係結法に用ゐられる助詞で、語調を少し強めて事物を指し定める性質であるが、こゝにはなむの下に「物語らむ」などの語が省略されてゐる形である。○かたはらいたきわざ 傍に居る人からすれば、齒がゆく、ぢれつたく、氣の毒にも思はれる事であらうとの意。○かのふるき事ども云々。前に出来た『大鏡』や『今鏡』などの例

に準じて同様に考へられては御期待に背くだらうとの意。こゝのなむの下に「思ふ」などの語が省かれてゐる。○おろかなる心やの歌「ます鏡」とは、マスミノカミミで、眞澄鏡と書いてよい。増鏡の増は借字である。ふるき姿といふのが『大鏡』や『今鏡』を指して居ることは勿論である。見え鏡と姿との縁語を用ゐてあやなした歌である。一首の意には隠れて居る處はない。さて本書の標題が此の歌の「ます鏡」より出たのも云ふまでもない。○わななかし云々 わななかしは戰慄する意で、おののかすとも同じことである。こゝでは聲をふるはせて詠み出でたこと。憎からずは、かはゆいこと。○こだいなり「古代なり」で、ふるめかしくて雅致を含んで居ることを形容する語。

【評論】 こゝの前半は、老尼の史談を聴かうとする人の談話の續で、老尼をして史談をなさしめるための激勵に用ゐたる言葉である。後半は、老尼が史談を爲すことを心に決しつゝも、なほ謙遜なる態度を示し、それが却つて愛嬌もあり、上品にも見えるやうに書き做したのである。

「序文評釋」の七

「さらば、今のたまはむ事をも、また書きしるして、かのむかしの面影にひとしからむとこそは思すめれ」と
 くらゝして、
 今もまた昔を書けばます鏡ふりぬる代々の跡に重ねむ

【語釋】 ○むかしの面影にひとしからむ 昔も老人の史談を筆記して、『大鏡』といふやうな書を著作したから、今もそれと同じ

結果を見るやうに希望して居られることに推察するといふのである。○今もまたの歌 昔を書けばとあるから、當代を目標とせず、ふるき史談の記述に意を用ゐることがわかる。ふりぬる代々の跡といふのは、以前に著作された『大鏡』や『今鏡』や『水鏡』などの成績品を指した語。

【評論】 この一節で序文は完結となつて居る。この節は、老尼に對して、史談の傍聽者が、本書を編述する企圖を告げたものである。『大鏡』以下の數書に劣らせまいとする決意の程が察せられて、敬意を拂はせられる。

さて此の序文を概観するのに、『大鏡』などの著作者の擧に倣うて、假託的に一老尼を拉し來り、その老尼をして記憶に任せて後鳥羽天皇以後の史實を物語らしめ、之を筆録したやうに擬したもので、著作の實狀を記したものである。ないこと勿論ながら、さも實際らしく書き列ねて、この書を初めて讀む者をして、その事が假託であるのに心づかしめずらくと讀了せしめる筆力は尋常著述家の企て及ぶところではない。

古書には有りがちな事ながら、『大鏡』をはじめ、これらの國文體なる史書の著作者も年代も明瞭に知られないのは、後世よりすれば頗る遺憾なことである。けれども、更に思へば、史上の事實と少からぬ關係を有して居るだらうと察せられる家柄身分ある著作者が、憚なく事實を記載し、それらに對する批評や所感を述べようとするのはかやうに匿名を以てする事が、却つて大に便利であつたらうとも想ひやられ、それによつて著作者の偏執なる主觀に局せざるかぎり、史的著作に眞實の價値を豊ならしめ得たらうことが喜ばれるのである。

第一 おどろの下

その一 卷名解題

この「おどろの下」といふ卷には、後鳥羽院の御誕生から、その御踐祚、御讓位土御門院御即位、その御讓位、順徳院御踐祚、後鳥羽院と土御門院との御不和などを經とし、その間の大小なる出来事を緯として叙述されて居る。その「おどろの下」といふ題目は、後鳥羽院の御製の「奥山のおどろの下もふみわけて道ある世ぞと人に知らせむ」といふのがある此の歌の中なる詞から探つたのである。

その二 後鳥羽院の御誕生

御門はじまり給ひてより、八十二代にあたりて、後鳥羽院と申すおはしましき。御諱は尊成、これは高倉院第四の御子、御母は七條院と申しき。修理大夫信隆のぬしのむすめなり。高倉院御位の御時、后の宮の御方に、兵衛督の君とて仕う奉られしほどに、忍びて御覽じはなたすやありけむ、治承四年七月十五日に生まれさせ給ふ。

欠

欠

いふ。○かの新帝云々 新帝はシンダイとよむ、安徳天皇のこと。この安徳天皇は、平宗盛らに擁せられて壽永二年七月西走し給うたので、後白河法皇は高倉院の四の宮であらせられる尊成のみこをして帝位に登らしめ給うたのである。○わたし聞えて御並ばせ申しての意。こゝの聞えは敬語として添へたもので、奉るといふ語に當る。○三の宮を云々 高倉院の第三皇子惟明親王を當然の順序に従うて帝位に即かせ奉らうとせられたといふのである。この惟明親王は、宮内大輔平義範の女たる少將の局の腹で、大炊御門宮と云ひ、建久六年三月元服、承元五年二月出家、承久三年五月三日薨去、年四十三。第二皇子たる守貞親王を選ばせ給はなかつたのは、やはり平家に擁せられて西國に走らせられて居たからである。○ゐてはなち つれ出して別の處へ移しやられたこと。○故院のちごおひ 故院は崩御せられた高倉天皇、その幼児であらせられた時代の生ひ立ち具合。○まみなど云々 まみは目見で、目つきといふのと同じ。おぼえは記憶の意から轉じて、原形のまゝが再現する意に用ゐられたのである。そつくり似てゐること。○らうたし 勞のいたく甚しきをいふより成りたる語か。いたはしい、かはゆさうな、かはゆいなどの意。○壽永二年云々 この年八月二十日に御踐祚ありて、翌年即ち元暦元年七月二十八日に御即位あらせられたのは、次の節に明にされてゐる。

【評論】 この節には、高倉天皇の御讓位、御幼少な安徳天皇の御即位、平家の横暴、高倉天皇の崩御、安徳天皇の御都落、後白河法皇の御孫えらみ、後鳥羽天皇の御踐祚などが、矢継早に述べられてゐる。これらの諸事實は、いづれも後白河法皇の院政の下に行はれたことである。平清盛の勢威が旭日の如くで、法皇政治を壓倒するから、法皇も甚しく御不満であつて、治承元年七月清盛の子重盛が薨じた時、法皇は關白と御相談になつて、其の所領たる越前國の莊園を沒收せられるに際しては、一も清盛とは御相談にならなかつた。また清盛の女婚たる藤原基通の任

用に就いて、法皇は清盛の推舉を御探り上げにならなかつた。これらの事から清盛の憤怒となり、横暴となつて、天下は亂麻の状態に陥つたのである。高倉天皇は朝威の振はぬのを慨し、天下の多事なのを憂へ給うて、平家が外戚の權を弄し得べき安徳天皇に御讓位あらせられ、やがて崩御あらせられたものだから、平家の專恣は其の極に達した。この間、源頼政の舉兵、福原の遷都、頼朝や義仲の舉兵など、平家對皇室、平家對源氏の深刻な事實が一種複雑な悲喜劇の如く幅濶して來たのであるが、『増鏡』の此の本文には、大に簡約に附せられてゐることを知らなければならぬ。また本文に就いて窺ふのに、平家の專横の憎むべきは勿論ながら、安徳天皇に對する後白河法皇の御考へ方、また安徳天皇は自然廢帝の御地位に立たれたとしても、その皇位繼承者を御選抜になる御態度の如何にも無造作にあらせられたやうに拜せられるのは、まことに止むを得ない御處置であつたらうけれども、遺憾なことではなかつたか。こゝに我が皇室に對する輔弼の臣たるものの最も重大な責任があるのを感じられる。

その四 皇位と三種の神器

内侍所、神璽、寶劔は讓位の時かならず渡る事なれど、先帝、筑紫にゐておはしにければ、こたみ始めて、三種の神器なくて、めづらしきためしになりぬべし。後にぞ、内侍所、しるしの御箱ばかり還りのぼりにければ、寶劔は、遂に先帝の海に入り給ふ時、御身に添へて、沈み給ひけるこそ、いとくちをしけれ。

【語釋】

○内侍所 ナイシドコロとよむ。三種の神器の中なる御鏡を奉安してある所の名であるが、やがて御鏡を内侍所といふ。これは、もと大内裏の宜陽門内に在つた温明殿(うんめいでん)といふ御殿に奉安してあつたから、御鏡を温明殿とも稱へ奉ることもあつた。後世に至つて別に内侍所を建て設けられてあつたこともある。内侍といふのは、後宮十二司の中に内侍司といふ役所があつて、尙侍、典侍、掌侍、女嬬などいふ女官が任用されて居たが、この中の掌侍(ないしのしやう)が主として神器を守護して居たので、これを單に内侍と呼ぶに至つたものである。讓位の時は、先帝の内侍一兩人必ず留まりて新帝に仕へ、御璽を渡される際には、内侍之を取りて、係の官人に附するなど内侍は禁中に於いての重職である。今日における東京の宮城内では、三殿とて、賢所、皇靈殿、神殿を並べ設けさせられ、その賢所(かしこどころ)に御鏡を奉安し置かせられてあると承る。○神璽 天祖より授け傳へ給うた八坂瓊曲玉のこと。神璽は昔から後宮の藏司(くらづかさ)が掌つて居たやうである。○寶劔 天祖より授けさせられた鏡劔は崇神天皇の時模造の品を造られて、眞の鏡劔は神宮に遷し祭られ、模造の品を天皇の御側に置かせられるやうになつた。いふまでもなく、眞の御鏡は伊勢の大神宮に、眞の御劔は尾張の熱田神宮に奉安して、神靈代とせられてある。○讓位天皇 御生存の中に繼承者を立てて皇位を譲り給ふを讓位といふ。登極には二の場合がある。一は先帝の崩御せられた後を受けて萬機の大政に當られる場合、一は前帝の御生存中に繼承者となつて皇位を譲り受け給ふ場合。但、今日の制度には讓位の事は絶対に無い。○かならず渡る事 讓位があつて踐祚がある場合の概略を叙述すれば、踐祚は讓位の當日直に行はれるもので、當日は攝政以下諸卿が參列して、前帝から新帝に御璽と内侍所とを渡し給ふ儀式がある。新帝まづ寶御座に出御あらせられ、攝政關白之に侍候する時、御璽役の人左衛門の陣から入り、中門を経て南殿の南階を登り、寶御座に參りて、御璽を内侍に授けて退く。これより先、内侍二人寶御座に出で、御帳の左右縁に在りて、御璽を受取りて、夜御殿に置くなど、おのづ

から恒例となつて居る。『日本書紀』の繼體天皇の章に「元年二月甲午、大伴金村大連乃庵上三天子鏡觀符再拜」とあるなど、古い徴證である。しかし、場合によつて特異の例がないではなかつた。後世に至つて鏡觀とのみ言つて、御鏡の事を言はないのは、御鏡は内侍所に奉安してあつて動かし申さぬ事になつて居るからである。今日においては、皇室典範の第十條に「天皇崩ズルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ受ク」とあり、登極令附武に「劍璽渡御ノ儀」が定められてあつて、千載萬載動かすべからざる大儀式である。○先帝筑紫にゐて云々 先帝は安徳天皇。壽永二年八月の中旬には、安徳天皇は筑紫に遷御されましたので、『平家物語』卷第八「那都羅」の條に「同じき十六日前の内大臣宗盛公以下、平家の一族百六十人が官職をとどめて、殿上の御ふだを削らる。その中に平大納言時忠卿、内藏の頭信基、讃岐の中將時實父子三人をば削られず。その故は、主上ならびに三種の神器、事故無う都へかへし入れ奉れと、時忠の卿の許へ、度々仰せ下されけるによつてなり。明くる十七日、平家は筑前國三笠の郡太宰府にこそ着き給へ。」とあるのは参考すべきである。ゐては半で、「携へ伴うて」の意。○こたみ 此度。○三種の神器なくて云々 三種の神器はサンジユノシンキとよむ。天皇の踐祚に際して、三種の神器の渡御あるべきは、前々の語釋によりて概略知られる所であるが、後鳥羽天皇踐祚の場合には、前述のとほり安徳天皇が三種の神器を奉じて筑紫に遷幸中であるから、この遷幸中に踐祚を行はせ給ふことは、至難の事であつたのである。藤原兼實の記録した『玉海』によれば、後鳥羽天皇が神器を受けずして踐祚せられるについては、當時の公卿の間に種々の議論があつたやうである。けれども、この際は事情止むを得ずとして、決行されたのである。果して、特異の例となつて、足利氏が北朝側の天皇を擁立するに當つて、この事などが口實とせられたのである。○内侍所 しろしの御箱ばかり云々 内侍所は御鏡、しろしの御箱は神璽たる曲玉を藏め給うてあつた御箱であることは言ふまでもない。これは、『源平盛衰記』や『平家物語』などの長門國檀浦における合戦の條によるのに、

清盛入道の後室たる二位禪尼平時子が、安徳天皇を懐き奉つて、帯で我が身に結び合はせ進らせ寶劍を腰にさし、神璽を脇に挟んで入海せられたが同じく『源平盛衰記』には、「神鏡神璽遷幸事」といふ條があつて、元暦二年四月二十一日に院の御所で議定があり、その時の詳議には、「神鏡神璽入御の事、供奉の人鳥羽に參向して、朝所に渡し奉り、朝所より儀を整へて、大内に幸すべし。」といふやうに定められた旨を記し、同じく「神鏡神璽都入」の條には、「同二十五日神鏡神璽入御あり、……朱雀を北へ行き、六條を東へ行き、大宮を北へ行き、待賢門に入御、朝所に著御ありけり。神鏡神璽は入御あれども、寶劍は失せにけり。神璽は海上に浮びけるを、常陸國住人片岡太郎經春が取上げ奉りけるとぞ聞えし。」云々と記されてゐる。『參考源平盛衰記』には、『愚管鈔』を引用して、「神璽内侍所は、同じき四月二十五日に歸入らせ給ひにけり。寶劍は海に沈みぬ。そのしろしの御箱は浮きてありけるを、武者取りて、尹明が娘の内侍にてありけるに見せなんどしたりけり。内侍所は大納言時忠とて、二位が兄ありき。具してある者共の中に、時信が子にて仕へし者にて、さかしきことのみして、度々流されなんどしたりし者、取りて持ちたりけり。これみな取り具して、京へ上りにけり。」云々と記してあり、當時の記録たる『玉海』にも『東鑑』にも同様の事が記されて居る。

【評論】 皇位と三種の神器との關係や由來が述べてあるから、かゝる簡單な一節も、我が日本の國體を観る上において、大に緊要なところである。寶劍が沈み失せたについて、之を補足するためには、畫の御座の御劍を充てさせられた。畫の御座といふのは、ヒノオマシとよんで、清涼殿内の主上が晝間御座あらせられる御場處である。そこに備へ付けて置かせられる御劍をば、三種の神器の中に補ひ加へさせられたのである。この御劍は、安徳天皇が西國へ奔らせられる時に取り残された御品である。この御劍について、『源平盛衰記』の「平家都落事」の條に、「卯時の

終に出御あり。御輿を指し寄せければ、主上はいまだ幼き御齡なれば、何心もなく召し奉る。神璽寶劍取具して建禮門院御同輿に召さる。内侍所も同じく渡し入れ奉る。平大納言時忠卿庭上に立廻りて、……九重の御具足、一も取落すべからずと下知せられけれども、人皆あわてつゝ、我先に我先にと立出でければ、取落す物多かりけり。晝御座の御劍も残し留めたりけるとかや。」とあり、「神皇正統記」には、「平氏滅びて後、内侍所、神璽は歸り入らせ給ふ。寶劍はつひに海に沈みて見えず。その頃ほひは、晝の御座の御劍を寶劍に擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劍を奉らせ給ひしによりて、近頃までの御守りなりき。」とあるなどによりて、大要を知ることが出来る。近來、三種の神器について、某學者が妄説を吐いて、世上の一笑話となつたことがある。我が國民たるものは、この神器についても、一とほりの知識をもつやうにしなければならぬ。

因に言ふ。安徳天皇御入水に對しても、否定する説がある。明治三十七年九月一日發行の阿部茂八著「安徳天皇御事蹟論」には、その否定説を述べ、諸家の記録、系圖、傳説を博く引いて、對馬の宗氏は安徳天皇の御末であらうと論じて居る。また此の問題には、長門國の赤間宮に先帝祭といふことが、古くから今に行はれて居ることをも参考しなければならぬ。

その五 後鳥羽天皇の御即位

かくて、この御門、元暦元年七月二十八日御即位、その程の事、常のまゝなるべし。平家の人々、いまだ筑紫にたゞよひて先帝（やむ）ときこゆるも、御このかみなれば、かしこに傳へ聞く人々のこゝち、上下（かみしも）さこそはありけめと、思ひやられていとがたじけなし。同年の十月二十五日に御禊（みそぎ）、十一月十八日大嘗會（だいじょうかい）なり。主基がたの御屏風のうた、兼光の中納言といふ人、丹波の國長田村（ながたむら）とかやを、
神代よりけふのためとや八末穗（やつつかほ）に長田の稻のしなひそめけむ

【語釋】 ○元暦元年 壽永二年に後鳥羽天皇の御踐祚があつた其の翌年四月十六日に改元があつて、元暦元年となつた。しかしこの翌年八月十四日に文治と改元されたので、元暦は長く続かなかつた。 ○御即位 天皇が先帝の後を承けて踐祚せられ、やがて高御座に登らせられて、君臨あらせ給ふ事を群臣百僚に告げ給ふのが、御即位である。大嘗は踐祚すなはち即位であつたが、桓武天皇が天應元年四月三日に受禪あり、その月の十五日に即位あらせられてから、踐祚と即位とは年月を隔てて別々に行はれる例となつて居る。即位は久しく大極殿で行はれたのであるが、この殿が焼失したために、豊樂院内の豊樂殿で行はれたことがあり、太政官廳で行はれたこともあり又天皇の御不豫のために紫宸殿で行はれたこともある。後鳥羽天皇のは太政官廳で行はれたのである。 ○その程の事云々 この御即位の大典も、時節柄であると言ひながら、いつもの例に倣うて行はせられたであらうとのこと。 ○平家の人々云々 壽永二年七月平家の一族等は源義仲の兵に敗られたので、安徳天皇を奉じて西國に赴

き、讃岐の屋島に行宮を營んで居たが、翌三年正月には播磨の一谷に移つた。ところが義経が二月此の地に來り襲うたので、平軍は敗走して、また舟に乗つて四國に逃れた。それから義経が屋島に追撃したのは、その次の年すなはち元暦二年二月の事であるから、後鳥羽天皇が即位式を行はれた頃には、平家は屋島に滞留して居たのである。こゝでも平家が敗戦して、壇の浦に逃れ、その三月の合戦で滅亡の悲境に陥つたのである。

○先帝 センダイとよむ。第八十一代安徳天皇をさしていふ。安徳天皇は文治元年三月二十四日平家滅亡の時に崩御あらせられたやうに傳へられて居るから、この時は御在世中である。當時御七歳。

○御このかみ 御兄上のこと。安徳天皇は高倉天皇の第一皇子であり、後鳥羽天皇は同高倉天皇の第四皇子である。○かしこに傳へ聞く人々 後鳥羽天皇が即位式を行はせられた元暦元年七月の頃は、安徳天皇并に平家の人々は、讃岐の屋島に滞留して居られたこと、前に記したとほりである。

○かたじけなし こゝのは畏多いといふ意味。恩恵を受けて有難く思ふ意味ではない。○御談 ゴケイとよむ。談はミソギといふことで、身に水をそそぎかけて淨める行事である。加茂川原などに出て身を淨め穢を祓ふ儀。事前に行はれる場合と事後に行はれる場合とあつた。こゝのた天皇が即位式の前行はせられたのである。

○大嘗會 ダイジョウウエとよむ。大嘗は古言でオホニヘといひ、轉じてオホンベともいつたのであるが、後世に至つて字音でダイジョウウとよむ例となつた。もと大嘗祭といつたのも、後には大嘗祭の節會といふのを略して大嘗會とのみも稱するに至つたのである。現時の登極令には、やはり大嘗祭といふ稱が用ゐられてゐる。この祭は、天皇即位の後、始めて新穀を以て天地の神祇を祭り給ふ重大な新嘗である。大嘗宮といふ殿舎を設けて、供饌せられるのである。○主基がたの御屏風の歌 主基といふことを説明するには、同時に悠紀といふことをも説明しなければならぬ。大嘗祭には悠紀と主基との兩殿を設けられるのである。まづ悠紀と主基との語意を説けば、悠紀はユキとよんで、イミキヨメの意味だと解かれ、主基はスキとよんで、ススキの意

味だと説かれてある。これは共に潔齋の意と見えるからである。さて、大嘗宮は大嘗祭の正殿で、之を東西二院と、東を悠紀殿といひ、西を主基院といひ、外は繞らすに柴垣を以てし、内は隔てるのに屏籬を以てしてある。こゝに奉られる新穀は、あらかじめ悠紀主基の兩齋國を卜定されるのであるが、久しい間、近江を以て悠紀田の國とし、丹波備中を以て主基田の國としてあつたこともある。齋田が卜定されると、田植から始めて潔淨を主とし、秋には拔穂の使を派遣して料稻を齋場に取り納め、神酒神饌の用に供へられるのである。悠紀の節會が行はれた後に、また主基の節會が行はれるのであるが、『大嘗會便覧』といふ書に、「今日の悠紀の節會には、天子紫宸殿の悠紀の帳に出御あり。昔は悠紀の帳、主基の帳とて、帳を別に設けられたるを、今は帳は一つにて、其の帳の廻りに悠紀の御屏風をたて廻らせば、悠紀の御帳とよび、主基の御屏風をたて廻せば、主基の帳とよびかふる也。」などあるやうに、新調の御屏風を御座所めぐりに立てられるのが、古來の例になつて居る。この屏風には其の國の名所の繪をかゝせられ、また歌をかゝせられるのである。○兼光の中納言 兼光は參議有國六世の孫で、父は日野資長である。文治二年十二月には權中納言となつたが、元暦元年には參議であつた。けれども、この家は父祖代々中納言になる家であるから、後世から言へば、中納言の稱を用ゐるのである。○丹波國長田村 丹波國天田郡。今は多保市と合同して、下六人部村となつて居る。由良川の上流なる六人部川の流域で、福知山町の近傍である。○神代より云々 けふのためとやは今日この御即位の大禮に供するためにとの意で、とやのやは疑問の意であるから、そめけむの下に續けてそめけむかとして見るべき語である。八束穂は幾つかみもつかんで測るほど長く豊かに出來た稻穂といふこと。しなひそめは細長くして揃ひ垂れ初める意で、けむは過去なる神代よりの事實を想像する意。大意を約言すれば、「この長田の稱は、このめでたい今日のためにとて、神代の昔から、八束穂とも言はれ出來ばえを以て長い穂を垂れ初めたことであらう」といふのである。

【評論】 著者も、後鳥羽天皇の御即位は、止むを得ない場合であるとは思ひながらも、安徳天皇は僅に八歳の御幼帝で、御讓位のはからひがあつたのでもないことであるから、先帝に當らせ給ふ安徳天皇を始め奉つて、之を擁立し奉つて居る平家の人々が、後鳥羽天皇即位の報を傳へ聞いた時の苦しく哀しい胸中を察して、御氣の毒至極に感じたのである。かゝる事態を惹き起した責任は平家の都落にあるが、入道相國の暴戾にまで、溯らなければならぬ。また漫に政權を爭奪した源平兩家にも罪はある。

これを思ふにつけても、本年晩秋に行はせられようとする今上御即位の御大禮がめでたく滞なくすませられることを衷心から切望せられるのである。世はやはり政友會だの民政黨だのと政權爭奪の修羅場を現じて居る。しかし、現今の皇室の御隆運を拜し奉れば、國史上にも例の稀な御盛況で、景仰の情に堪へないものがある。今秋の御大禮における大嘗祭當夜の奏樂は、稻舂歌、國栖歌、悠紀主基兩地方の風俗歌、御神樂、萬歲樂、太平樂まで、大嘗宮内からラジオで全國に放送しようといふ放送局の企があるとは、文化の進歩も驚くべきである。

なほ、筆の序に記して置くべきことは、右主基の御屏風の歌を詠んだ兼光に關する挿話である。それは、かの簽盜人に對する名判決を下した裁判官が、この兼光であつたことである。兼光は建久二年に檢非違使別當と爲つて、廳務が大に成績を挙げたといふから、その間の事であらう。これによつてもその人物風采まで想望せられる。

その六 宜秋門院の御后立

御門いとおよすげて、かしこくおはしませば、法皇もいみじうつくしとおぼさる。文治二年十二月一日御

書始めさせ給ふ。御年七なり。同六年女御まわり給ふ。月輪關白殿の御むすめなり。きさきさきありき。後には宜秋門院と聞え給ひし御事なり。この御腹に春花門院と聞え給ひし姫君ばかりおはしませし。建久元年正月三日御年十一にて御元服し給ふ。

【語釋】 ○御門 ミカドと讀む。天皇のこと。こゝのは第八十二代後鳥羽天皇。この天皇は、倉天皇の御四皇子で、安徳天皇の御次に御位に即かれた。 ○およすげて 兒童の成長し智慧づいて來る意。 ○法皇 天皇の讓位せられた後は、尊稱して太上天皇と申し上げ、太上皇とも、上皇とも略稱で申上げた。其の太上法皇と申上げ法皇とのみも申上げるのは、上皇が佛道に歸依して出家なされた場合の稱。こゝのは後白河法皇。後鳥羽天皇の御祖父に當る。 ○うつくし 單に美なる意ではなく、愛らしき意。 ○御書始 オンフミハジメと讀む。天皇が御幼時始めて讀書なされる儀式。清涼殿で博士の指教に従つて孝經を御讀みになる。 ○女御 天皇の御寢に侍する宮女で、やがて皇后となる。多くは攝政や關白などの女を以て之に充てる例であつた。 ○月輪關白 月輪殿に住んで居た藤原兼實のこと。關白クワンパクと讀む。關白は天子を輔けて萬機の政を行ふ職。月輪關白の女は任子。 ○きさきさき 皇后又は中宮の位置に立たれること。 ○宜秋門院 藤原任子は建久元年十八歳で後鳥羽天皇の女御となり、やがて中宮となつたが、後に天皇の寵が衰へて、遂に宮中を出た。正治二月六月宜秋門院といふ號を上られた。門院といふのは、太上天皇に准ずる尊號で、太皇太后藤原彰子を上東門院と號したのに始まつた。 ○春花門院 後鳥羽天皇の第一皇女昇子内親王。建暦元年薨、年十七。 ○元服 男子初めて冠をかぶる禮。王朝時代の天皇に對しては太政大臣が加冠の役を

勤めたものである。この時も攝政にして太政大臣たる藤原兼實が加冠し、内藏頭範能が理髪した。

【評論】 事實上に就いては、十一歳の天皇に十八歳の中宮が立てられたこと注意すべく、文章上に就いては、中宮册立は建久元年四月の事であつて、春花門院の御誕生や、宜秋門院の稱號などは其の後の事であるのを、建久元年正月三日の御元服よりも前に記叙されて居る點を注意しなければならぬ。なほ言へば、文治六年四月十一日に建久と改元されたのである。これらの用語も混雜して居る

その七 後鳥羽天皇の御親政

同じき三年三月十三日に、法皇かくれさせ給ひにし後は、御門ひとへに世をしろしめして、四方の海なみ靜に、吹く風も枝を鳴らさず、世治まり民安くして、あまねき御うつくしびの浪、秋津洲あきつしまの外まで流れ、しげき御惠、筑波山の蔭よりも深し。よろづの道々にあきらけくおはしませば、國にさえある人多く、昔に恥ぢぬ御代にぞありける。敷島の道なむ、すぐれさせ給ひける。御歌かず知らず人の口にある中にも、

奥山のおどろの下もふみわけて道ある世ぞと人に知らせむ

と侍るこそ、まつりごと大事と思されける程しるく聞えて、いとみじく、やむごとなくは侍れ。

【語釋】

○御門ひとへに云々 この前後は院政時代で、殊に後鳥羽天皇は即位當時御幼少であらせられたから、後白河法皇が參攬の政を總覽して入らせられたのに、建久三年三月十三日に法皇は崩御あらせられた。これは後鳥羽天皇が十三歳の時、その踐

欠

欠

途の千年を契る可憐さよの意。○君が代にの歌 君が代には水無瀬川の流を堰きてこの御庭前に引き入れられてあるが、その流れゆく水が岩を打ち越さうとして激して飛沫となつた水の珠の数には、君が過ぎせ給ふべき千年といふ数も明かに見えるといふ意。因に言ふ藤原定家の歌集としては、『拾遺愚草』三卷、『拾遺愚草員外』一卷が刊本となつて居り、『六家集』の中にも入れられて居る。『續国歌大觀』にも載せられてゐる。

【評論】 鳥羽殿、白河殿、水無瀬殿など、離宮の造営に數寄を凝らされて、その建築の風雅、その庭園の幽遠な趣が能く描き出されてゐる。また花につけ、紅葉につけて、御心にかなふ臣下を招き集めて、清宴を催し遊ばされた御有様が、「御心ゆくかぎり、世をひやかして、遊をのみぞし給ふ」といふ簡潔な文句によつて、十分に想像される。そこに詩を想ひ、歌を想うて閑日月を過させられたと観る時は、單なる高貴の風流才子が現はれ来る感があるけれども、上皇は決して一個の凡々たる風流才子を以て甘んずる御方でなかつたことは、かゝる中にも武家討滅の風雲が醗酵されて、承久の大變亂が爆發した事によつて窺ひ知られるのである。

その十 土御門天皇の御即位

今の御門の御諱は爲仁（たかひと）と申しき。御母は能圓法印（のうま）といふ人のむすめ、宰相の君（きみ）にて仕うまつれるほどに、この御門生れさせ給ひて、後には、内大臣の御子になり給ひて、末には承明門院（のうめいもんいん）と聞えき。かのおこゝの北の方の腹にておはしければ、もこより後の親なるに、御さいはひさへ引き出で給ひしかば、まここの御女（みまのむすめ）にかはらず。この御門もやがて彼の殿にぞ養ひ奉らせ給ひける。かくて、建久九年三月三日御即位、十月二十七日に御

禊、十一月二十二日は例の大嘗會なり。元久二年正月三日御冠し給ひて、いごなまめかしく、うつくしげにぞおはします。御本性も父御門よりは少しぬるくおはしましけれど、御情ふかう、物のあはれなど聞し召し過ぐさずぞありける。

【語釋】 ○能圓 この人は少納言藤原顯憲の子で、冬嗣の子良門の裔である。法印となつて、法勝寺の執行を勤めて居た。この法勝寺といふのは、京都の岡崎にあつた大寺院で、かつて白河天皇が行幸になつたこともあり、後寛信都が執行をして居たこともあつたが、應仁の亂に亡びた。 ○法印 僧の位を法印 法眼、法橋と三位に別つ。法印には學徳兼備の高僧が任ぜられる例で、法華一乘の法を以て衆生を和すること、風光の江水に印するが如しといふ意の稱。 ○仕うまつれる 後鳥羽院の後宮に仕へ奉つて居たのである。 ○内大臣の御子になり 爲仁親王を生んだ宰相の君が内大臣源通親の養女といふことになつたのをいふ。 ○かのおとよの北の方の腹 かのおといは源通親、北の方は大臣大將や公卿などの奥方をいふ。女性は陰であるとして、かく稱へるのである。腹とは其の腹から生まれたのをいふ。はじめ能圓の妻であつた範子が後に源通親に再嫁した關係である。 ○後の親 實父子の間柄ではなく、後に義理の父子たる關係となつたのである。 ○御さいはひさへ云々 宰相の君と稱へられてゐる在子が、土御門天皇を生み奉りなどもした故に、通親が在子を受護する情の一層濃くなつたのをいふ。 ○かの殿にぞ云々 土御門天皇たる爲仁親王は、母君たる在子の養父としての通親の邸宅に於いて養育せられ給うたことをいふ。通親の邸宅は土御門といふところにあつたが、その土御門は京の東北隅ともいふべき土地で、加茂川に接見して居るところであつた。 ○御即位 土御門天皇の御即位については、『百鍊抄』に、「三月三日於官廳即位」とある。官廳は太政官廳である。 ○御冠し給ひ

『百鍊抄』に「二年正月三日主上御元服、四日御元服後宴也」とあるのは、これである。この時主上御年十一。 ○なまめかしく上品に美しくして、年の程より若く見えるが如き有様に言ふ。御父君後鳥羽天皇の御幼少時代のところに、「御門いよおよすげて、かしこくおはしませば」とあるのと對照して見るべきである。 ○御本性も云々 御父君後鳥羽天皇は英邁にして武藝を好み、自ら刀劍を鍛冶するほどの君にしましたのに、土御門天皇は御父君が武家の暴威を逞しうするのを憤つて征討の軍を起しなされたのを諫めて謀議に加はらせ給はぬが如き、どこか心弱いところのあるなどを思ひ合はせると、この「少しぬるく」と言はれ給うた意味がわかるであらう。 ○物のあはれ やさしい心もちによつて、事物の氣の毒げなのに對しても、風雅優美なのに對しても、感興の喚ひ起される情趣をいふ。 ○聞し召し過ぐさずぞありける 情趣ある事物に對して、よそ／＼しい態度にて持て扱はず、たちまち一種の情熱をはたらかし給うたのをいふ。

【評論】 こゝの文は、「爲仁に申しき」までを第一段とし、次に「まことの御女にかはらず」を第二段とし、次に「養ひ奉らせ給ひける」までを第三段とし、「例の大嘗會なり」までを第四段とし、「うつくしげにぞおはします」までを第五段とし、最後の「聞し召し過ぐさずぞありける」までを第六段として見るべきである。そうして、第二段と第六段とは著者が批評眼によつて觀察したところを述べたところである。この前者によつて、承明門院と源通親との關係を知り、後者によつて、土御門天皇の御本性を想察し奉ることが出来る。

その十一 新古今集の勅撰

今の攝政は、院の御時の關白基通の大臣、その後は、後京極殿良經ときこえ給ひし、いと久しくおはしき。

このおととは、いみじき歌の聖にて、院の上おなじ御心に、和歌の道ぞ申し行はせ給ひける。文治の頃、『千載集』ありしかど、院いまだきびにはおはしまし、かばにや、御製も見えざるを、當帝位の御程に、また集めさせ給ふ。土御門の内のおととの二郎君、右衛門督通具といふ人をはじめにて、有家の三位、定家の中將、家隆、雅經などにのたまはせて、昔より今までの歌を、ひろく集めらる。おの／＼奉れる歌を、院の御前にて、みづから磨きととのへさせ給ふさま、いとめづらしくおもしろし。この時も、先に聞えつる攝政殿、とりもちて行はせ給ふ。大かた、いにしへ奈良の御門の御代に、始めて左大臣橘の朝臣勅をうけたまはりて、『萬葉集』を選びしよりこのかた。延喜のひじりの古今集、友則、貫之、躬恒、忠岑。天曆のかしこかりし御代にも、一條攝政殿、いまだ藏人の少將など聞えける頃、和歌所の別當とかにて、梨壺の五人におほせられて、『後撰集』は集められけるとぞ、ひがぎきにやはらむ。その後、『拾遺集』は、花山の法皇のみづから選ばせ給へるとぞ。白河院位の御時は、『後拾遺集』、通俊治部卿うけたまはる。崇徳院の『詞花集』は、顯輔三位えらぶ。また白河の院ありむさせ給ひて後、『金葉集』かかねて俊頼の朝臣に仰せて選ばせ給ひしこそ、はじめ奏したりけるに、輔仁の親王の御なのりを書きたる、わろしとてなほされ、また奉れるにも、何事とかやありて、三度奏して後こそ、をさまりにけれ。かやうのためしも、おのづからの事なり。おしなべて、撰者のまゝにて侍るなれど、こたみは、院の上、みづから和歌の浦におり立ちあさせ給へば、まことに心ことなるべし。

【語釋】

○今の攝政は、今とは當帝土御門天皇を指して申したのである。攝政といふ官職は、セツシヤウといひ、天子に代つ

て、萬機の大政を統べつかさどるので、おもに幼帝の時に必要上から置かれる職である。その最初の例は、應神天皇の幼少であらせられた頃、御母神功皇后が攝政をつとめなされたのが、それである。臣下が攝政をつとめた例は、清和天皇が幼帝であらせられた時、外祖父たる藤原良房が攝政したのが始めてである。はじめは職名でなかつたけれども、たび／＼行はれるに至つて、おのづから一種重要な官職たる趣が生じたのである。後には攝政たり關白たる家筋の近衛、九條、一條、二條、鷹司を五攝家と稱へるにさへ至つた。こゝのは、土御門天皇が幼少であらせられるから、攝政を置かれたのである。○院の御時の關白基通の大臣、院は後鳥羽上皇を稱へ申した語。藤原基通は後鳥羽天皇の御時に建久七年から建久九年後鳥羽天皇が御位をおり給ふまで關白を勤めて居られたが、同建久九年正月に土御門天皇が踐祚あらせられてから、建仁二年十二月まで、五年間ほど攝政を勤めて居られた。こゝのは、『院の御時』とある上に「初は」といふ語を入れて見なければ、わかりにくい。基通は攝政基買の第一子で攝政たること二回、關白たること一回、四條天皇の天福元年五月に薨じた人である。○その後は後京極殿云々、基通が攝政を罷めたのは、土御門天皇建仁二年の十二月で、その十二月後京極殿藤原良經が攝政になり、元久元年十二月には太政大臣となり、同三年三月七日薨去の日まで、攝政をも勤めて居たのである。攝政たること三年四箇月の間、享年三十八。藤原頼通の子師實を京極殿と稱へたのに對して同じ系統たる良經を後京極と稱へたのである。○このおととは云々、良經は衆醫を能くした人で、書道に長じたから後京極流を創め、時々歌仙の肖像を描き、殊に詠歌に巧であつた。その歌集を『月清集』といふ。後鳥羽上皇は良經の歌才を推重せられて、諷詠ある毎に此の人と俱にせられた。歌聖はウタノヒジリとよむ。○文治の頃、文治は後鳥羽天皇時代の年號。元暦の次で、五年間ばかり續いて、建久と改元された。○千載集、この集は壽永三年二月に後白河院の勅を受けて、藤原俊成が撰し、文治三年九月に奏進したもので、廿卷にして歌の数は千二百八十五首。○きびは、幼少を

あらはす語。文治三年には後鳥羽天皇御年八歳。○見えざるを 見えざるの下に、を入れて見るべきで、「見えない様であるのに」の意。○當帝位の御程に云々 當帝土御門天皇の御代に入りての四年目なる建仁元年十一月後鳥羽上皇が院宣を下されて、參議右衛門督源通具、大藏卿藤原有家、左近中將藤原定家、前上總介藤原家隆、左近少將藤原雅經らの撰集した『新古今集』のこと。○土御門の内のおとゞ 源通親のこと。通親は土御門の第に住し、土御門天皇の正治元年六月内大臣に任ぜられた。○二郎君 次男をいふ。通親は村上源氏で、雅通の子。通親の子は通宗、通具、通光、定通、通方、通行の六男がある。○みづから磨きととのへさせ給ふ 『新古今集』は右に記した撰者らが鳥羽の離宮に集まつて撰集に従事したもので、後鳥羽上皇も親臨御あらせられて、歌の優劣を吟味し給うたのである。○先に聞えつる攝政殿 先にお話した後京極良經が幹旋盡力したのでいふ。○大かた 概観するにの意。○奈良の御門の御代に云々 普通に奈良朝といふのは、元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁の七天皇の御代を通過するので、ナラノミヤニ、アメノシタシロシメス、テンノウと申し、平城宮御宇多天皇と記し奉るのは、元明、聖武、孝謙の三天皇の場合が多い。平城天皇をも奈良天皇と申し上げる。『拾芥抄』に「萬葉集二十卷、奈良天皇の御宇、左大臣橘諸兄公之を撰す。私に勸ふるに、右大辨家持同じく之を撰す」など見えて居るから、この心もちで、大まかめに奈良朝を指したものであらう。『萬葉集』を撰集された時代と撰者とに就いては、諸説がある。橘諸兄が諸卿と相謀つて撰集したものといひ、或は大伴家持が編纂したものといひ、或は諸兄と家持との兩人の力によりて完成を告げたのだといひ、時代については聖武天皇の御代とするものと、孝謙天皇の御代とするものとある。橘諸兄は孝謙天皇の天平寶字元年正月に薨じた人、大伴家持は諸兄より後れること二十八年の桓武天皇延暦四年八月に薨じたのであるが、『萬葉集』に家持の父祖を尊崇した事を記した所あり、拙撰などいふ文字も見えるから、はじめ諸兄が編纂しかけて十分でなかつたのを、家持が自分の歌な

どを加へて、増補修成したものであらう。○橘の朝臣 敏達天皇の皇子難波王から出た家である。難波王―大倭王―美努王―葛城王。美努王が縣犬養宿禰軍人の女三千代を娶つて、葛城を生んだのである。元明天皇の和銅元年に三千代が大嘗の宴に、供奉したのに、杯中に橘が浮んだので、橘宿禰といふ姓を賜はり、天平八年に葛城王の請により、勅して橘姓を賜ひ諸兄と改名されたが、孝謙天皇の時朝臣を賜うたのである。右大臣から左大臣に轉進し、天平寶字元年七十四歳で薨去された。○萬葉集 我が國で最も古い歌集で、仁徳天皇から淳仁天皇の天平寶字三年正月までの和歌が蒐録されて居る。二十卷、歌數長短合はせて四千五百餘首。作者の種類は、上は天皇、皇后、皇子から、下は群臣百僚、田夫野人に及び、數百名を算して居る。この書は、單に文學上の價值が大きければかりでなく、當時の人情、風俗、言語、宗教、道德などの文化情態を研究する上に無比の大文獻である。○延喜のひじり 延喜は醍醐天皇の御代の年號で、昌泰の次を受けて、延長と改元されるまで、二十二年間續いた。醍醐天皇は御治績が著しくいらせられたから、聖主としてひじりと申し上げたのである。○古今集 この集は醍醐天皇の延喜五年四月十八日に御書所預紀貫之、大内記紀友則、前甲斐月凡河内朝恒、右衛門府生壬生忠岑等が勅を奉じて撰進したもので、勅撰和歌集の第一番目のものである。二十卷あり、歌の數一千一百一十一。部門の立て方は永く勅撰和歌集の模範となり、この序文は古來有名なものである。○友則 有友の子、貫之の姪に當る。家集を友則集といひ、その歌七十二首を収めてある。○貫之 望行の子。累進して、玄蕃頭となり、木工權頭となつた。歌を能くし、文を能くし、書をも能くし、古今集のほか、萬葉集抄、新撰和歌集を撰し、土佐日記を著した。貫之集には八百首ばかりの歌が收められてゐる。○朝恒 和歌を能くし、累進して和泉大掾まで登つた。かつて醍醐天皇が「月を弓の弦にたとへるわけを歌で對へよ」と仰せられた時、「てる月を弓張としもいふことは山邊をさしていればなりけり」と詠じて御感賞に預つたのは人の能く言ふ所である。その詠は『朝恒集』に三百三十首ばかり

遺つて居る。○忠岑 藤原定國の隨身から身を起して、攝津大目まで累進した人である。歌道は貫之の門下であるといふ。『忠岑集』には六十首の歌が載せられてある。巻頭に「古歌召し、時添へて奉る」と端詞して、「くれ竹の代々の古ことなかりせば、いかほの沼のいかにして、思ふころを叙ばへまし。あはれ昔べ有りきてふ人腐こそは嬉しけれ」云々の長歌がある。○天曆のかしこかりし御代 天曆は村上天皇時代の年號で、天慶の次を受けて天徳と改元せられるまで、十年間つゞいた。この御代も延喜天曆と並べ稱へられるほどに治績が擧がつたから、かしこかりしと畏敬してあるのである。○一條攝政殿 藤原伊尹のことである。この人は右大臣師輔の子。叔父實賴が薨じた時、代つて攝政となつた。天祿二年太政大臣となり、その三年病を以て薨じた。和歌を能くし、村上天皇の時和歌所を置かれるに及んで、その別當となつた。○藏人の少將 藏人はクラウドとよむ。藏人所は大内理校書殿内に在つて、累代の御書籍を納めおく御倉であつたが、後には服御の器物や錢貨なども納めて置かれた。こゝを藏人所といひ、この倉庫を掌る人を藏人といつたのである。別當一人、頭二人、この頭はトウと讀み、一人は辨官の中から、一人は近衛の中から人選して採用した。それ故に藏人の少將といふ役名が出来たのである。○和歌所の別當 別當は藤原伊尹であつたことは、こゝに記されて居る通りである。別當はベトウとよむ。本官を持つて居る官人が、別に他の役に兼ね當るからの稱である。○梨壺の五人 舊内裏六舎の中に昭陽舎といふのが、温明殿の左、淑景舎の前にあつた。こゝを梨壺と稱へた。庭に梨の木が栽えてあつたからの名であらう。梨壺の五人といふのは、『後撰集』の編纂に携はつた源順、大中臣能宣、清原元輔、紀時文、坂上望城のこと。○後撰集 この集は村上天皇の五年十月、和歌所を宮中に設けて、前に記した人々に仰せ撰集せさせられた勅撰和歌集の第二集目である。二十巻で、體裁は『古今集』と大同小異である。歌の数は一千四百餘首。○ひがぎき云々 聞き覺えに誤りがあるかも知れぬといふのである。○拾遺集 この集は讀ゆる勅撰和歌集の第三集目である。『八雲御抄』に「長徳の頃、公任卿の之を撰せしか。抄は花山法皇の撰なり。此の事説々ありて未だ決せず。一説に集は花山、抄は公任云々」とあるを始として、撰者に關する説が區々である。『後撰集』を距ること幾ばくならぬ頃撰集せられたのでもあり、撰集の手際がさえて居らぬから諸説があるのであらう。歌の数は一千三百五十餘首、二十巻である。○花山の法皇 第六十五代花山天皇は圓融天皇の次に帝位を踐まれたが在位僅に二年、寵妃藤原恆子の逝去と藤原氏の壓迫とのために、御年十九で薨髪して法皇とならせられた。それから寛弘五年二月に四十一歳を以て崩御あらせられるまで、詠歌や繪畫を以て餘生を慰めて居られた。いはゆる西園三十三所の觀世音靈場の巡禮も此の法皇から始まつたといふ。○白河院 第七十二代白河天皇は御父君後三條天皇の禪を受けて延久四年に踐許し給ひ、在位十四にして位を堀河天皇に譲りなされ、法皇とならせ給うたけれども、政を聽き給ふこと凡そ五十年、崇徳天皇の大治四年七月に崩御あらせられた。壽七十七。○後拾遺集 白河天皇の應徳三年九月、參議右大辨藤原通俊が撰進したもので、勅撰和歌集の第四集目である。二十巻、歌の数は一千二百十八首。當時源經信や大江匡房などが居るのに、通俊が此の撰集に携はつたのを非難するものもあつた。また津守某が小鯉を贈り撰者の心をとりにて其の歌を多くに載せられたとて、この集を『小鯉集』とも呼ぶことがあつた。○治部卿 通俊は太宰大貳經平の次子。才は和漢を兼ね、政理に明な人であつた。官位は權中納言從二位に昇り、堀河天皇の康和元年八月に薨じた。年五十三。通俊が治部卿になつたのは四十九歳の時である。治部卿といふのは、八省の中の一に治部省といふのがある。こゝの長官である。この役所は、雅樂、僧尼、山陵、外交などの事を掌り、雅樂、玄蕃、諸陵の三寮を支配して居た。卿、輔、丞、錄などの官等があつた。○崇徳院 第七十五代の天皇。鳥羽天皇の禪を受けて、保安四年に踐許あらせられ、在位十八年、永治元年に近衛天皇に

遺つて居る。○忠岑 藤原定國の隨身から身を起して、攝津大目まで累進した人である。歌道は貫之の門下であるといふ。『忠岑集』には六十首の歌が載せられてある。巻頭に「古歌召し、時添へて奉る」と端詞して、「くれ竹の代々の古ことなかりせば、いかほの沼のいかにして、思ふころを叙ばへまし。あはれ昔べ有りきてふ人腐こそは嬉しけれ」云々の長歌がある。○天曆のかしこかりし御代 天曆は村上天皇時代の年號で、天慶の次を受けて天徳と改元せられるまで、十年間つゞいた。この御代も延喜天曆と並べ稱へられるほどに治績が擧がつたから、かしこかりしと畏敬してあるのである。○一條攝政殿 藤原伊尹のことである。この人は右大臣師輔の子。叔父實賴が薨じた時、代つて攝政となつた。天祿二年太政大臣となり、その三年病を以て薨じた。和歌を能くし、村上天皇の時和歌所を置かれるに及んで、その別當となつた。○藏人の少將 藏人はクラウドとよむ。藏人所は大内理校書殿内に在つて、累代の御書籍を納めおく御倉であつたが、後には服御の器物や錢貨なども納めて置かれた。こゝを藏人所といひ、この倉庫を掌る人を藏人といつたのである。別當一人、頭二人、この頭はトウと讀み、一人は辨官の中から、一人は近衛の中から人選して採用した。それ故に藏人の少將といふ役名が出来たのである。○和歌所の別當 別當は藤原伊尹であつたことは、こゝに記されて居る通りである。別當はベトウとよむ。本官を持つて居る官人が、別に他の役に兼ね當るからの稱である。○梨壺の五人 舊内裏六舎の中に昭陽舎といふのが、温明殿の左、淑景舎の前にあつた。こゝを梨壺と稱へた。庭に梨の木が栽えてあつたからの名であらう。梨壺の五人といふのは、『後撰集』の編纂に携はつた源順、大中臣能宣、清原元輔、紀時文、坂上望城のこと。○後撰集 この集は村上天皇の五年十月、和歌所を宮中に設けて、前に記した人々に仰せ撰集せさせられた勅撰和歌集の第二集目である。二十巻で、體裁は『古今集』と大同小異である。歌の数は一千四百餘首。○ひがぎき云々 聞き覺えに誤りがあるかも知れぬといふのである。○拾遺集 この集は讀ゆる勅撰和歌集の第三集目である。『八雲御抄』に「長徳の頃、公任卿の之を撰せしか。抄は花山法皇の撰なり。此の事説々ありて未だ決せず。一説に集は花山、抄は公任云々」とあるを始として、撰者に關する説が區々である。『後撰集』を距ること幾ばくならぬ頃撰集せられたのでもあり、撰集の手際がさえて居らぬから諸説があるのであらう。歌の数は一千三百五十餘首、二十巻である。○花山の法皇 第六十五代花山天皇は圓融天皇の次に帝位を踐まれたが在位僅に二年、寵妃藤原恆子の逝去と藤原氏の壓迫とのために、御年十九で薨髪して法皇とならせられた。それから寛弘五年二月に四十一歳を以て崩御あらせられるまで、詠歌や繪畫を以て餘生を慰めて居られた。いはゆる西園三十三所の觀世音靈場の巡禮も此の法皇から始まつたといふ。○白河院 第七十二代白河天皇は御父君後三條天皇の禪を受けて延久四年に踐許し給ひ、在位十四にして位を堀河天皇に譲りなされ、法皇とならせ給うたけれども、政を聽き給ふこと凡そ五十年、崇徳天皇の大治四年七月に崩御あらせられた。壽七十七。○後拾遺集 白河天皇の應徳三年九月、參議右大辨藤原通俊が撰進したもので、勅撰和歌集の第四集目である。二十巻、歌の数は一千二百十八首。當時源經信や大江匡房などが居るのに、通俊が此の撰集に携はつたのを非難するものもあつた。また津守某が小鯉を贈り撰者の心をとりにて其の歌を多くに載せられたとて、この集を『小鯉集』とも呼ぶことがあつた。○治部卿 通俊は太宰大貳經平の次子。才は和漢を兼ね、政理に明な人であつた。官位は權中納言從二位に昇り、堀河天皇の康和元年八月に薨じた。年五十三。通俊が治部卿になつたのは四十九歳の時である。治部卿といふのは、八省の中の一に治部省といふのがある。こゝの長官である。この役所は、雅樂、僧尼、山陵、外交などの事を掌り、雅樂、玄蕃、諸陵の三寮を支配して居た。卿、輔、丞、錄などの官等があつた。○崇徳院 第七十五代の天皇。鳥羽天皇の禪を受けて、保安四年に踐許あらせられ、在位十八年、永治元年に近衛天皇に

讓位あらせられた。保元元年に上皇は藤原頼長や源爲義らを召して、再踐祚の計を行ひ給うたけれど、計成らずして、落飾讃岐に遷幸あらせられ、こゝにましましたこと八年、二條天皇の長寛二年八月に同地で崩御あらせられた。壽四十六。○詞花集この集は近衛天皇の天養元年に藤原顯輔が崇徳院の勅を承り、仁平年中に撰進したものである。勅撰和歌集の第六集目である。歌の数は僅に四百一首で、勅撰和歌集の中の最少である。○顯輔三位 太宰大貳藤原顯季の末子である。堀河天皇このかた四帝に歴仕して、正三位左京大夫、皇后宮亮に至つた。和歌においては一時の領袖であつた。久壽二年五月七日に薨去し、行年六十六。○また白河院云々 白河院は御在位中において『後拾遺集』を撰進せしめ給うたが、崇徳天皇の天治二年にも源俊賴に勅して『金葉集』を撰せしめ給うたのをいふ。○金葉集 この集は勅撰和歌集の第五集目である。この集の部立に連歌を加へたのは珍しい。總じて十巻で、歌の数は七百十六首ある。この『増鏡』にははじめ奏したりけるに、輔仁の親王の御名のりを書きたる、わろしとてなほされ、また奉れるにも、何事とかやありて、三たび奏して後こそ納まりにけれ」と記してあるが、『續世繼』には「俊賴の君、金葉集撰じ給ひて奉りたりけるはじめに、貫之奉立つことを春日野のさいふ歌、そのつぎに覺雅法師とて入り給へりけるを、貫之もめでたしといひながら、三代集にも漏れ来て、あまり古りたり。覺雅法師もげにもとつゞきおぼえずなど仰せられければ、古き上手ども入るまじかりけり、またいとしもなく思召す人除くべかりけりとして、おぼえの人をのみ取り入れて、次のたび奉りければ、是もげにともおぼえずと仰せられければ、また作り直して、源重之はじめにいれたるをぞ、こゝめさせ給ひけるは、隠れて世にも廣まらで、中たびのが、世には散れるなるべし」とあつて、二度目のが流布して居るのであらうといふことになる。とにかく白河院の御意にかなひ難かつたものと見える。○俊賴の朝臣 この人は源經信の子。堀河、鳥羽崇徳の三朝に仕へて、才名を馳せた人である。最も歌を能くし、しかも苦意期思すること多時にして、一首の歌も苟くもするこ

さはなかつた。また資性温厚で、人に敬愛せられたといふ。著書には『俊賴口傳』、『後拾抄』、『墓傳抄』などがあり、家集は『源俊賴朝臣集』と名づけて、『群書類從』の卷二百五十四に收めてある。『俊賴口傳』は國書刊行會本の『讀々群書類從』にも載せてある。○輔仁の親王の御名のり云々 輔仁親王は後二條天皇の皇子で、白河院の皇弟に當る。この親王の御名を『金葉集』にあらはに記したのが禮を失して居たので、訂正を命ぜられたのであらう。○かやうのためしも云々 幾たびも訂正を命ぜられるのも、例あることで、おのづからさもあるべき事だとの意。○おしなべて撰者の云々 從來撰集の場合は大抵いつも撰者に一任せられあつたけれどこの意。○みづから和歌の浦に云々 この『新古今和歌集』と撰集せられる場合は、後鳥羽院が親ら撰集の場處に臨ませられて、收録すべき歌を取捨選擇して、平落のないやうに佳い歌を搜し給へばの意。○心ことなるべし 格別に注意周到な編纂ぶりであらうとの意。

【評論】 衆藝に通じ、しかも歌を能くしたために、後鳥羽上皇の推重を辱うし、三十四歳にして攝政の榮冠をかち得た後京極良經は、時人の羨仰する名譽の人であつた。英邁な上皇をして、執柄には其の人を得て居ると思はせ奉つた少壯攝政は、偉なりと評せねばならぬ。その秋篠月清と號し、南海漁夫と號し、また西洞隱士と號して、氣清らかに品高き月清集四巻を詠み出でた風流公卿の風貌は今も想ひやられて、眼のあたりに見えるやうである。

これらの人々のこりもちによつて、集の勅撰を企て給ひ、みづから和歌の浦におり立ちて、鮑よ蠙螺よ眞珠貝よと漁り拾はせられた後鳥羽上皇こそは、神武天皇このかた類もない皇帝詩人であつた。一種の靈塊を胸に秘めながらも、霞の洞に文學をいそしみ給ふ皇帝詩人と、これが信任を受けて典雅な吟詠に命を縮められる攝録歌人とが、相揃うて上に立つて居られるからには、天下は何にもあれ、歌人の天下にならぬ道理はない。

果して歌人の天下は實現した。この頃の和歌所における寄人を見よ。左大臣良經は言ふに及ばず、内大臣通親、天台座主慈圓、三位入道俊成、通具、有家、定家、家隆、雅經、具親、寂蓮など、ずらりと並んだ一代の巨匠、この人々によつて大體を形造られた『新古今和歌集』が、古今の歌界に一新紀元を劃せぬ道理はない。この集に吟詠を載せられてゐる作者は、右に示した寄人たちの外、西行、長明、式子内親王、俊成の女、宮内卿は言ふまでもなく、俊成、基俊、經信、俊頼、紫式部、和泉式部、貫之、躬恒、業平、小町から、人麿や赤人にまで溯つて居る。集に採られて居る歌は、いづれも措辭が巧妙で、石川正明をして、「新古今集の頃、歌は一首の口調をめてたく調ふる事を本意として、詞の上に心を残して餘韻をこめ、一首のつゞけさま幽玄にして、あらはに淺まなる所なく、情を深うし、語勢をいたはり、たけ高くも、しめやかに、つよくも、やはらかに、百般の姿あり。たゞ、しほくたくだくとするを嫌ひて、詩人のいはゆる雄偉、流暢、豪壯、新奇といふしらべを常には思ひためり。」云々と賞揚せしめたのは、多くの人の言はうとした所である。萬葉集などの中から採萃して來た歌を當時の風調に作り改めて載せて居るのは、如何であらう。『古今集』以下七集の事を一々本文に載せて居るのは、『増鏡』の作者が『新古今集』の撰集ぶりを賞めるために必要なことであつたらうか。

その十二 千五百番の歌合

この撰集より先に、千五百番の歌合せうたあはせさせ給ひしにも、勝れたるかぎりを選ばせ給ひて、その道のひじりたち判じけるに、やがて院も加はらせ給ひながら、なほ此のなみには立ち及びがたしと卑下せさせ給ひて、判の

詞をば記されず、御歌にて優り劣れる志ばかりをあらはし給へり。なか／＼、いと覺に侍りけり。上のその道
をえ給へれば、下もおのづから時を知るならひにや。男も女も、この御代にあたりて、よき歌よみ多く聞え侍
りし中に、宮内卿の君といひしは、村上の御門の御のちに、俊房の左の大臣みかぢと聞えし人の御末なれば、はやう
は貴人かたじけなくなれど、つかさあさくて、うち續き四位ばかりにて失せにし人の子なり。まだいさ若き齡ととにて、そこひ
もなく深き心ばへのみ詠みしこそ、いと有りがたく侍りけれ。

【語釋】 ○この撰集『新古今集』を選せられたことを指した語。土御門天皇の建仁元年十一月三日、和歌所の寄人に院宣があつてのこと。○千五百番の歌合、歌合といふのは文學的遊戲の一種で、幾人かの作者が各々同数の歌を出し、左右の兩方に分たれ、左方の歌一首右方の歌一首を組合はせて一番とし、判者として審判の役の人を定めて、その左右の優劣を判せしめ、優れた方を勝とし、優劣判しがたい時は持とするのである。この事は平安朝時代より行はれたもので、『群書類從』に收められてゐる歌合だけでも、百八十餘種に及んで居る。しかし千五百番といふやうな大仕掛のは至つて稀であつたやうである。こゝに記されたる千五百番歌合は、建仁元年に催され、

後鳥羽院
後京極攝政
僧慈圓
左大臣公繼
參議公經
皇太后宮大夫季能

三内大臣
權大納言藤原忠良
權中納言藤原兼宗
右近衛權中將源通光
沙彌釋阿

左方	女房宮内卿 女房讚岐 待宵小侍從 藤原隆信 藤原有家 藤原保季 左近衛權少將良平 左兵衛佐源具親 僧顯昭	右方	俊成卿女 丹後 越前 左近衛權少將定家 左近衛權中將源通具 上總介藤原家隆 左近衛權少將藤原雅經 沙彌寂蓮 右馬助源家長
----	--	----	--

の三十人が、春二十首、夏十五首、秋二十首、冬十五首、祝五首、戀十五首、雜十首の百首づつを持ち出して歌合を行ったもので、この時の判者は、

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---|--------|
| 權大納言忠良 | 〔春一同二〕 | 釋 | 阿 | 〔春三同四〕 |
| 内大匠 | 〔夏一同二〕 | 左大臣 | 臣 | 〔夏三秋一〕 |
| 後鳥羽院 | 〔秋二同三〕 | 定家朝臣 | 臣 | 〔秋四冬一〕 |
| 季經入道 | 〔冬二同三〕 | 師光入道 | | 〔祝一戀一〕 |
| 顯昭 | 〔戀二同二〕 | 前權僧正慈圓 | | 〔雜一同二〕 |

といふ擔當であつた。○勝れたるかぎり 作者として技倆のすぐれたものばかりといふ意。○道のひじり 歌道における最優の人。○此のなみ この判者の列。○判の詞をば云々 判の詞は判者が歌合の歌の左右いづれかに勝と記すか、または左右優劣判定しがたい時は持と記すか、その勝または持をいふ。千五百番歌合の秋二のところに於ける御判には、その最初の

六百一 番・左 女房 右 通具朝臣

この夕風吹きたちぬ白露に争ふ萩をあすやかも見む
夕まぐれ待人は來ぬふる郷の本荒の小萩風ぞ訪ふなる
といふところに

「各奉れる百首をつがひて、二十卷の歌合として、人々判申す内に、二卷よしあしをさだめ申すべきにて侍るに、愚意の及ぶところ、勝負ばかりはつくべしとはいへども、難におきては、いかに申すべしとも覺え侍らず。左右のしもに一文字ばかりをつけむは無下に念なきさまなるべし。よりにて、判の詞の所に、かたの様に卅一字をつらねて、其の句の上ごとに、勝負の字ばかりを定め申すべきなり。」

と記され、

見せばやな君を待つ夜の野邊の露に枯れまく惜しく散る小萩かな

と一首の御評歌を添へられてある。以下番毎に此の御評歌を記し添へられてある。御手澤の跡さへ目に浮ぶやうにて、院の嫺雅な御風貌が想像し奉られるではないか。○上の其の道をえ給へれば ことの意は、『孟子』の滕文公の篇に「上有好者、下必有之其焉者」とあるのに據つて居るのであらう。○宮内卿の君 後鳥羽院に事へて居る官女の名。和歌を以て世に名高く、また巨勢風の畫を能くした。あまりに詠歌の推敲に熱心して病を起し、早世したと言はれた。○俊房 村上源氏の人。太政大臣師房の子。右大臣より左大臣に異遷して、致仕した後、鳥羽天皇の保安二年十一月に享年八十七を以て歿した。朝河左府と稱せられ、『水左記』といふ日記が遺されて居る。文才があつて、書を能くした。○つかさあまく 官等の低きこと。○四

位ばかりにて失せにし人 右京大夫師光をいふ。○そこひもなく深き心ばへ、そこひは退方せきかたの轉じた語であらう。際涯さいげの意。そこひもなくは「際涯も知らず」といふ意になる。心ばへは心こころ延のほの意で、心の趣き、感動より生じた興趣。○有りがたく稀にして珍らしきをいふ。感謝する意はない。

【評論】 このところは、前段二段として見るべきである。前段には、後鳥羽院の歌道に御執心にして、千五百番の歌合の判者さまでなり給ひ、しかも謙抑にあそばすところが、却つて氣高く優雅に見え申す點を敘し、後段にはこの歌道の權化とも見奉るべき上皇の御態度が、時人の歌心を誘發して、優秀な歌人も輩出した中に、妙齡なる女流歌仙の宮内卿が、無限の興趣を詠み出でて、特に世の注意を惹いたことを物語つたのである。

その十三 宮内卿といふ才媛

この千五百番の歌合の時、院の上のたまふやう、「こたみは皆世にゆりたる古き道のものどもなり。宮内卿は、まだしかるべけれども、けしうはあらずと見ゆればなむ、かまへて、まろがおもておこすばかり、よき歌つかうまつれ。」と仰せらるるに、面うち赤めて、涙ぐみて候ひけるけしき、かぎりなきすきの程も、あはれにぞ見えける。さて、その御百首の歌、いづれもとりにくくなる中に、

うすくこき野邊の縁の若草に跡まで見ゆる雪のむらぎえ

草のみどりの濃きうすき色にて、こぞのふる雪の遅く疾く消えけるほどを推しはかりたる心ばへなど、まだしからむ人は、いと思ひ寄りがたくや。この人、年つもるまであらましかば、げに如何ばかり、目に見えぬ鬼神

をも動かしましに、若くて失せにし、いとほしく、あたらしくなむ。

【語釋】 ○世にゆりたる古き道のものども 世間上手と定評されて居る歌道の先輩。○まだしかるべけれども まだ熟練されては居るまいけれどこの意。○けしうはあらず 古参な歌人たちの間に立ち交はらせても差支なからうの意。○見ゆればなむ見えるやうだからねえの意。○まろ 麻呂といふ字を用ゐ、圓やかなる意であらう。鏡才なくして鈍愚であるとの意で、自己に對する謙稱。『源氏物語』帚木の巻に、「まろがはしに候侍らむ」、御法の巻に「まろは内の上よりも宮よりも母をこそまさりて覺ゆれ」などある例である。こゝでは、後鳥羽院が御自身を指して仰せられた代名詞。○おもておこす 面目を立てる。顔を立てる。これに對して、おもてふすといふ語は不名譽になる意。○すきの程 嗜好。熱心のあらはれた態度。○その御百首 この時の千五百番歌合における出詠者は三十人で、おの／＼百首づつであつた。○うすくこきの歌 雪のむらぎえは、こゝかしこと斑になつて消えて居ること。歌意は隠れて居る所がない。○思ひより難くや 思ひつきにくくあらうかの意。趣向が面白いのを讃めて居るのである。○目に見えぬ鬼神をも動かしまし 『古今集』の序に、「力をも入れずして、天地を動かす、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ」云々と歌の徳をたゞへてあるなど、みな『毛詩』の序の「動天地、感鬼神」といふ句から出て居ると見える。歌の幽玄な趣が之を聞く者に微妙な動をなすことを説いたものである。なましはあましかばを受け、その事を成しおほせるであらうとの意。○若くて失せにし 宮内卿の死は、藤原定家の著した『明月記』の承元元年五月十日の條に、「宮内卿局昨日逝去、常嗣人也、甚悲、近習奏事轉達、心情養柔和」さあるのに従ひ知るべきである。年齢は詳でない。○あたらしく 悼ましく情しい意。この語轉じて副詞になれば、「あつたらものふをむざ／＼殺しにやりました」とやうに用ゐられる。

【評論】 我が國の文學史上には、時々絢爛な花が咲いて居る。けれども、詠歌について觀るのに、新古今集時代ほど、この道の名流が美を競ひ妍を争うた事はない。後鳥羽院を中心にして、一大花園が開かれて居たのである。宮廷に住んで居る女官や女房が此の中に數へられるのは、少しも怪しむに足らぬけれど、讃岐といひ、小侍従といひ、俊成の女といひ、丹後さいひ、越前さいひ、幾人もある才媛の中で、宮内卿ばかりが、「そこひもなく深き心ばへをのみ詠みしこそ、いさ有り難く侍りけれ」とか、「げに如何ばかり目に見えぬ鬼神をも動かしまし」ミか賞めちぎられて居るのは、不思議である。いな、不思議はない。千五百番歌合の判について觀るのに、夏一夏二の無判を除いて、彼が勝を得たもの二十七、持を得たもの三十一。堂々たる老大家釋阿(俊成)に對して勝二持二を得、定家に對しても勝二持二を得。家隆に對しては勝二持三を得、寂蓮に對するに至つては勝三持一を得た好成绩である。かの

逢坂や木すゑの花を吹くからに嵐ぞかすむ關の杉むら

などにおける敘景の巧緻さには、丹青の美も遠く及ぶところではない。詩神が彼の女のみを寵遇するのも極まれりと謂つべきである。たゞ其の家集が『群書類從』にも『續群書類從』にも傳はらないのは、千歳の遺憾である。

その十四 新古今集の 竟宴

かくて、このたび撰ばれたるをば、『新古今』といふなり。元久二年三月二十六日、竟宴といふこと、春日殿にて行はせ給ふ。いみじき世のひゞきなり。かの延喜の昔おぼしよそへられて、院の御製、

いそのかみふるきを今にならべこし昔の跡をまた尋ねつつ
攝政殿、

しき島ややまとここばの海にして拾ひし玉はみがかれにけり
つぎつぎすん流るめりしかど、さのみはうるさくてなむ。

【語釋】 ○新古今 この和歌集は、後鳥羽上皇が土御門天皇の建仁元年十一月三日撰集の院宣を下され、通具、有家、定家、家隆、雅望らが承つて、元久二年三月二十六日に撰進したもので、勅撰和歌集の第八集目である。巻数は二十、歌の数は千九百七十九首收められてゐる。措辭は巧妙、格調も諧美で、『古今集』と並べて、勅撰二十一代集中の双璧と言はれてゐる。二十一代集の中、『新古今』までを『八代集』といひ、この次から最後までを『十三代集』といつて居る。○竟宴 禁中で進講とか撰集とかの完了した時、祝宴を催されること。従來は進講完了の場合のみに行はれた事のやうであつたが、この『新古今集』を撰集された時から、またかく竟宴が行はれるに至つたのである。『群書類從』に『新古今集竟宴和歌』といふ書が収録されて居る。これには後鳥羽院の「いそのかみ」の御製をはじめ合計二十首載せてあり、その竟宴には御製講師は右衛門督通具が任り、他の方の講師は前七總介家隆、前太政大臣(頼實)が勤めた旨附記してある。○春日殿 カスガドノとよむ。一條の北東の邊にあつた離宮。○いみじき世のひゞき 盛な世評。○延喜の昔 『古今集』撰修の當時。○おぼしよそへ 後鳥羽院が醍醐天皇の『古今集』を勅選し給うた盛時を思召し出でて之に準へられたといふ意。○いそのかみの御歌 いそのかみは石上と書いて、大和國山邊郡の地名。この地は布留といふ地と相近き故に、「いそのかみふる」とつゞけて一種の枕詞の如く用ゐたのである。一首の大意は、古い歌と現今の歌とを並べ録し一部の歌集として傳へて來た延喜の聖代の跡をまた尋ね求めつつ、この撰集を成したといふ歡喜の情

を詠まれたのである。○攝政殿 これは當時の攝政良經を描いていふ。○しき鳥やの歌 やまといふは大和詞であるけれども、和歌の意にいつたのである。『古今集』序の冒頭に、「やまご歌は、人の心を確として、よろづの言の葉とぞなれりける。」とあるなど思ひ寄つたものか。和歌を大和詞といふことは、大に古いものには見當らぬやうである。『源氏物語』の薄雲の巻に、「やまと言の葉には秋のあはれをとりたてて思へる」云々ある。これは歌について言つたものであらう。さて一首の大意は、多くの歌の中から選ばれた歌は、この集に採録されるに就いて、新道の名人たちによつて大に吟味されたものだとの意。海、玉、拾ふ、みがくなどは譬喩でもあり、縁語でもある。○つきつき 次々。○ずん流るめり ずん流るは順流るで、酒宴の席上などにおいて、上席より順次に杯を挙げゆくが如きに言ふ語であるが、こゝでは「幾つもの歌を順次に語り出でられるやうだけれど」の意。前述の竟宴和歌が二十首もあるのを考へ合せて見るがよい。

【評論】 こゝの段は、『新古今集』撰集の結末を叙したものである。撰集の業が完成されたのは、後鳥羽上皇や、これに携はつて居た人々にとつて、どんなに愉快なことであつたらう。竟宴は、晩春のころ、花大かた散り、若葉漸く萌える下に、賑はしく行はれたに違ひない。いまままで進講完了に際して竟宴の催されたことは、聞いて知つて居る人々も、歌集の竟宴といふには、やゝ眉をひそめたもののやうである。源通具から藤原定家に書を遣はして、「竟宴には風情を凝して、あらかじめ参るべき催を蒙つたが、この事は如何なものだらう。竟宴の先例を能く知らないから、教へて貰ひたい。」と言つて來た。定家から通具へは、「撰集竟宴の事は存じませぬ。延喜の『古今集』天曆の『後撰集』にも、管見の及ぶところでは、竟宴の事は見えませぬ。たゞ書物に見えて居るのは、『日本紀』の竟宴ばかりでござる。」と返答した。撰者たちでも此のとほり面喰はれたのである。しかしながら、やはり盛宴は張ら

れた。そもく、『古今集』に歌集勅撰の創始されたのは、我が國文藝の畑に非常な甘美の種を植ゑつけられたのである。爾來撰集は幾度か行はれたけれど、それが次第に萎微して行つたのに、『新古今集』の撰集に至つては、その筆頭の『古今集』に譲らぬものを作らうとの確信を以て努力されたのであらうから、これが完成した時の愉快は、實に極度に達したものであつたらう。今この段を講ずるに當つても、それが能く想像されるのである。

その十五 順徳天皇の御踐祚

何となくあけ暮れて、承元二年にもなりぬ。十二月二十五日、二の宮御かうぶりし給ふ。修明門院の御腹なり。この御子を、院限なくかなしきものに思ひ聞えさせ給へれば、になく清らを盡し、いつくしう持てかしづき奉り給ふ事なめならず。遂に同じき四年十一月に御位に即け奉り給ふ。

【語釋】 ○承元二年 この承元は建永二年に改元されたもので、承元五年三月九日に建暦とかはることになる。○二の宮 この二の宮といふのは後鳥羽上皇の第二皇子のごとであるが、後に順徳天皇になられる御方であるから、守成親王のことである。順徳天皇は『皇年代略記』に「後鳥羽第三子」とあるのが正しいので、『本朝皇胤紹運錄』の頭註に「按ずるに、『要記』、『百練抄』また帝を以て第二子と爲せり。然れども、『仁和寺御傳』によるに、二子は道助親王なり、『明月記』、『正統記』、『皇帝系圖』、『皇帝紀抄』、第三子となす。従ふべし。」とある。○修明門院 この人は藤原重子で、非參議從二位範季の子。後鳥羽天皇の寵を受けて、順徳天皇、雅成親王、寛成親王を生み、承元元年三宮に准ぜられ、修明門院と號せられた。○院 こゝに院とのみあるのは、守成親王の御父君たる後鳥羽上皇を指し奉りて申上げたものである。○かなしきもの この哀しいは、いぢらしいほど

かはゆいものといふ意。『源氏物語』夕顔の巻に「わがかなしと思ふ娘をつかうまつらせばやと願ひ」などあるのと同じこと。○
 思ひ聞え この語は「思ひ奉り」の意、聞えを奉りの意に用ゐた例は、平安朝文學には多い。○になく 無二の意であらう。似
 るものなくといふ意に解した説もある。○きよらを盡し 裝束なり其の他の日用品なりに善美なものばかりを用ゐる意。○
 いつくしうもてかしづき いつくしうは殿しうで莊重な意。もてかしづくは守護し養育する意。○なのめならず 斜ならずで
 全備した形にいふ語。

【評論】 後鳥羽上皇が修明門院重子の御腹なる守成親王を愛育し給うたことは、頗る御結構な御ことであり、もと
 より當然な御事である。けれども、土御門天皇をして守成親王に讓位せしめ給うた事情は、如何であつたらうか、
 天機は決して窺ひ知るべき事ではないが、土御門天皇の御性格が御父君たる後鳥羽上皇のそれとお合ひにならない
 點のあるのが一つの理由。また土御門天皇の御即位あらせられた時の事情が、源通親の權勢慾から發した運動によ
 ることが多かつたやうに察せられるのに、その通親は土御門天皇即位の五年目なる建仁二年十月に頓死したと傳へ
 られて居り、通親の養女であり土御門天皇の御母君たる源在子に對する後鳥羽上皇の御寵愛が間もなく衰へた一方
 に、修明門院に對する御寵愛の熱が段々と相加はつたもののやうに拜せられるのが今一つの理由。この二つの理由
 は、やがて十六歳であらせられる土御門天皇が御位を十四歳なる弟君守成親王に讓られるの餘儀なきに至つたもの
 と信ぜられるのである。本文の著者の口吻にも、この語氣は漏れて居るやうに察せられる。

その十六 御年少の土御門上皇

もとの御門、今年こそ十六にならせ給へば、いまだ遙なるべき御さかりに、かゝるをいと飽かず、あはれと

思されたり。永治の昔、鳥羽の法皇、崇徳院の御心もゆかぬに、おろし聞えて、近衛院をす奉り給ひし時
 は、御門いみじうしづらせ給ひて、その夜になるまで、勅使を度々奉らせ給ひつつ、内侍所、劍璽なども渡
 しかねさせ給へりしぞかし。さて、その御憤のすゑにてこそ、保元の亂も引き出で給へりしを、この御門は、
 いとあてに、大どかなる御本性にて、思し結ばほれぬにはあらねども、けしきにも漏らし給はず。世にも、い
 とどあへなき事に思ひ申しけり。承明門院などは、まいてい胸いたくおぼされけり。その年のしはすに、太
 上天皇の尊號あり、新院と聞ゆれば、父の御門をば、今は本院と申す。なほ御政事はかはらず。

【語釋】 ○もとの御門 土御門天皇を指し奉る。○今年こそ十六 今年は承元四年。土御門天皇は建久六年十一月の御誕生
 で、承元四年には十六歳にならせ給うたのである。○いまだ遙なるべき まだお年が若くて、前途の遙なるべきをいふ。○
 かゝるを 大に將來あるべき御身でありながら、早くも皇弟に御位を讓らねばならぬ事をの意。かゝるをの約。○あはれと
 あゝ慨かほしいとの意。○永治の昔 永治といふ年號は、第七十五代崇徳天皇の御代において、保延七年七月十日に改元せら
 れたものであるが、永治二年四月廿八日に更に康治と改元せられた。○鳥羽の法皇 鳥羽天皇は第七十四代の天子。保安元年
 崇徳天皇に御位を讓られて上皇の尊號あり、保延七年二月に御落飾あつて、法皇と申上げるに至つた。○崇徳院の御心もゆか
 ぬに云々 崇徳天皇は鳥羽天皇の第一皇子、保安四年正月廿八日御父君鳥羽天皇から受禪せられ、御治世十八年、永治元年十二
 月七日皇弟體仁親王に讓位せられた。この時崇徳天皇は二十三歳であらせられたので、正に少壯有爲の御年頃でもあり、御即位
 以來、御父君鳥羽上皇が院政を執らせられて居たのであるから、この讓位も衷心から御納得の上で行はせられるのではなく、
 御父君の御心によつて強ひて決行せしめられたのであるのをいふ。○近衛院をす云々 近衛天皇は鳥羽天皇の第八子

で、御母は美福門院藤原得子。鳥羽天皇は此の第八子體仁親王を愛して、之を崇徳天皇の皇太子とし、體仁親王は三歳にして即位せられるに至つた。これが近衛天皇である。在位十四年、十七歳で早く崩御あらせられた。○御門いみじうしぶらせ云々。この御門は崇徳天皇、二十三歳なる崇徳天皇が三歳なる皇弟に讓位せられる事にて、大層承諾し兼ねなされたのをいふ。○勅使度々奉らせ云々。『今鏡』の「八重の沙路」といふ章に、「その日辰の時より、上達部、さま／＼のつかさ／＼参り集まるに、内より院に度々御使藏人中務少輔(師能)とかいふ人、かはる／＼参り、又六位の藏人、御文さ、げつ、参る程に、日ぐれがたにぞ、神蓋寶劍など、東宮の御所昭陽舎へ、上達部引き續きて渡り給ひける。」とあるのを参照すべきである。○その御憤のすま云々。崇徳天皇が無理なりに讓位せしめられたのを御不満に思召すあまり、保元の亂が勃發したのをいふ。○保元の亂。保元は後白河天皇が即位なされた久壽二年の翌年四月二十七日に改元せられた年號。この保元元年七月二日に鳥羽法皇が崩御あらせられ、その翌日から戰亂が勃發したやうである。『保元物語』の「新院御むほん思召し立つ事」の條に、「かゝる御うれへの折ふし、新院の御心中覺束なしとぞ、人申しける。されば、仙洞も騒がしく、禁裏も静ならざるに、新院味方の武士、東三條に籠もり居て、或は山の上に登り、木の枝にあがりて、姉が小路、西の洞院、内裏、高松殿を窺ひ見るよし聞えしかば、保元元年七月三日、下野守義朝に仰せて、東三條の留守に侍ふ少監物藤原の光貞、並に武士二人召し捕りて、仔細を問はる。一院御不豫の間、去んぬる頃より、御むほんの聞あるのみならず、軍兵東西より参り集まり、兵具を馬におほせ、軍に積んで持ち運び、そのほか怪しき事多かり。云々とあるを以ても、當時の雰圍氣を窺ふことが出来る。やがて官軍がたは、平清盛や源義朝が詔を奉じて、上皇軍を討ち破り、上皇は落飾して讃岐に遷幸あらせられるに至つたのである。○この御門。土御門天皇の御こと。○いとあてに。あては品格のよいこと、高貴なこと。○大どか。悠揚として急迫ならぬ態度を形容する語。○思し結ばれぬには云々。憤懣の情によつて胸中が鬱屈し煩悶し給はぬわけはないけれど、その心情を口に發したり顔色にあらはしたりはし給はぬこと。○いとどあへなき事。あへなしとは張合がないことで、壓迫せられ侮辱せられても、之に對して憤激し給はぬによつて、傍觀して居る者が張合なく齒痒く思ひ奉つたこと。○承明門院。土御門天皇の御母君源在子。この時は承明門院四十歳。門院號を附與せられたのは建仁二年正月で三十二歳。○まいて。世間の多くの人すら張合なく齒痒く思つたのだから、増して御母君は張合なきを痛烈に感じなされたといふこと。○その年のしはす。承元四年の十二月。しはすは普通に通走と書く。しはすは爲果つ、の義で、一年中の事を爲し果てる月だといふ説がある。○太上天皇の尊號。先帝土御門天皇から太上天皇といふ尊號を奉られたこと。○父の御門。土御門天皇の御父君後鳥羽天皇。○なほ御政事は云々。順徳天皇の御代になつても、御父君後鳥羽上皇が院宣を以て國政を總覽し給ふことをいふ。

【評論】 鳥羽法皇を後鳥羽上皇に配し、崇徳院を土御門院に比して、兩々相對照し奉つたので、其の御各自の御性格と御行狀とが明らかになり、前後の事情が能く察せられる。しかも、前後ともに後宮の關係が色々の絲を引いて、皇室に關し國家に關する重大な事象をあやつり出だしたことを想はないでは居られない。

鳥羽院の中宮であつた待賢門院は、崇徳、後白河兩天皇の御母君である。この待賢門院が生み奉らせた宮々の事に關しては、『今鏡』の「志賀のみそぎ」といふ章に詳しく述べてあるから、それを参照するがよい。たゞ鳥羽院と崇徳院との御不和は、保元の亂といふ國史上希有の大事變を生み出したから、こゝで其の間の消息に觸れて、本文の著者が此の處で保元の當時を回顧した注意深さに報いようとするのである。待賢門院は、大納言藤原公實の女で、白河院の鍾愛を受けて、宮中に養ひ育てられて居た。長じて鳥羽院の女御となり中宮となり、大納言の女として、顯榮を極めた。然るに、中宮になられた後も、白河院が之を鍾愛せられる餘、怪しい噂を傳へられるに至つ

た。そこで、待賢門院の生み奉つた崇徳院は、皇位に即かれたけれども、御父君たる鳥羽院から愛を受けることなく、大治四年白河院が崩じて、鳥羽院が院政を執らせられるに及んでは、待賢門院に對する愛も衰へ、崇徳院に對する疎みは甚しくなつたのである。この時、後宮において頭角を擡げて來たのは、中納言長實の女にして、鳥羽院の寵を得た美福門院藤原得子である。待賢門院は美福門院に君寵を奪はれたのを妬んで、人をして美福門院をのろはしめたが、その事は忽ち暴露したので、待賢門院は薙髮するの止むなきに至つた。美福門院は保延五年に體仁親王を生み參らせ、體仁親王は其の八月に太子として立たれ、美福門院の藤原得子は、同じき八月に女御となられた。これから三年目の永治元年十二月に四圍の事情は崇徳天皇をして讓位するより餘儀なからしめ、三歳の近衛天皇が帝位を踐まれたのである。近衛天皇の御即位によつて、やゝ暫らく宮廷に事なきを得たが、近衛天皇は在位十四年にして久壽二年七月に十七歳の青春な御齡を以て崩御あらせられた。美福門院は近衛天皇の御病弱なのを以て崇徳上皇や藤原頼長らの呪ふ所に因ると思ひつめて居られた。近衛天皇の崩御せられた時、世人は崇徳上皇の皇子重仁親王に望を屬して居たけれども、美福門院は崇徳院を怨む情から、重仁親王の帝位に即かせ給ふことを欲せられず、鳥羽法皇に勸めて、崇徳院の同母弟たる後白河天皇を即位せしめられたので、崇徳院は大に失望せられた。これが保元の亂といふ頗る忌々しい大事變の動機となつたものである。これ素より美福門院の思慮の深くなかつたのが原因をなして居るけれども、更に遠因を探れば、待賢門院の徳操の淺いところより發して居ることを知らなければならぬ。

右の如く長い事例を引用したのは、これを後鳥羽院の後妃たる承明門院と修明門院とに對照せしめて、土御門天

皇の禪讓と順徳天皇の即位との上に審理の光を放たしめようとの希望があるのに因る。十六歳にまします土御門天皇が御位をすべりおりなされて、十四歳に渡らせられる弟君が取つて代らせられるといふが如きは、皇室の御尊嚴において、何の加はる所があつたであらうか。これ多くは後鳥羽上皇の御情意の赴く所にまかせられた事柄であるけれども、承明門院や修明門院の後妃としての御修養の深淺が影響した所も頗る多いことは、ほゞ窺はれるのである。承明門院の御事蹟については、これまで大要を知り得たのみであつたが、既に宮室に入り、皇子を生みまゐらせて、その皇子が帝位に即かせられる曉には、まさに帝王の母たるべき尊い身にして、母の夫たり、我が養父たる者と不倫不義の契を結んだといふ醜聲あるが如きは、當時には珍しくない事かも知らぬが、女性としての汚辱、後宮の腐敗、聞くも誠に忌はしい限で、君寵の去つて他に移つたのは、當然とも何とも申上げ様もない悲酸な事である。修明門院の貞淑嫺雅にして故事に明かであらせられたやうに傳へて居るのは、日頃の御嗜も想ひやられて、さもと想察し奉られる。土御門院の壯年にも達せられぬ前に讓位の止むなき苦境に立たせ給うたのは、御母君に禍せられさせ給うた事の少からぬのを知ると同時に、順徳天皇の立ち榮え給うた御運の程は、めでたく尊く拜せられるのである。

その十七 長等の山の峯の松

今の御門は十四にぞなり給ふ。御いみな守成と聞えしにや。建曆二年十一月十三日大嘗會なり。新院の御時
も仕うまつられたりし資實の中納言に、この度も悠紀がたの御屏風の歌召さる。ながら山、
すがの根のながらの山のみねの松吹きくる風もよろづ代のこと

かやうの事は、皆人の知らしめしむ、ことあたらしく聞えなすこそ、老のひがごこならぬ。

【語釋】 ○今の御門 第八十四代順徳天皇。 ○守成 モリナリと訓んである本もある。 ○建暦二年 順徳天皇か皇太子として立たれたのは、正治一年四月で、四歳の御時であった。受禪踐祚は承元四年十一月で、十四歳の御時である。建暦といふのは、承元五年三月九日に改元せられたもので、建暦二年十一月の大嘗會までは、踐祚から滿二年の後である。これは、『百練抄』に「建暦元年十月二十二日御禊、十一月八日春花門院崩、仍大嘗會延引、同二年十月廿八日又御禊、十一月十三日大嘗會」とあるやうな事情があつた爲である。 ○新院の御時 新院とは前の項にも記されて居るとほり、土御門上皇を指し奉つて居るので、御時は土御門天皇御即位の大嘗會の時のこと。その時御屏風の歌を資實が承つたといつてあるけれども、その時の歌は勅撰和歌集において發見し得ない。また資實の歌集といふものも見當らない。 ○資實の中納言 前にも出て居る藤原兼光の子に資實と頼資とがあつて、資實は日野氏の祖、頼資は廣橋氏の祖となつたのである。この年、資實は前権中納言正二位太宰權帥で、年五十一であつた。○悠紀がたの御屏風の歌 この語釋は後鳥羽天皇大嘗會の章に出て居る。○ながら山 長等山と書かれ、近江國滋賀郡にある。平忠度の「さよなみや滋賀の都は荒れにしを昔ながらの山櫻かな」(千載集)とあるのは、この山である。○すがの根の云々の歌 すがは菅で、この草は萱のやうな葉であるから、乾して笠や蓑に作る。その根が長いものであるから、長といふ語の枕詞とせられて居る。よるづ代の聲とは松風の響が君の千歳萬歳をこそほぐ音楽などに聞きなされるといふ意。この歌は續古今和歌集に出て居る。○老のひがごと 老人の物事をくだしく言ふ惡癖といふ意。

【評論】 土御門院の方は誠にお氣の毒であるけれども、順徳院の方はおめでたい。承明門院の悲歎は、修明門院の歡喜であつたらう。有爲轉變の世の中たることは、皇室におかせられても、異なる所はない。さても、本文の著者

は、いよ／＼老尼になりすまして、「かやうの事は皆人のしらしめしむ」など、謙遜の詞を述べて居る間にも、得意の鼻を掻かして居る有様が想ひやられる。

その十八 順徳天皇の歌道御執心

この御代には、いとけちえむなる事おほく、所々に行幸しげく、このまじきさまなり。建保二年、春日の社に行幸ありしこそ、ありがたき程いどみ盡し、おもしろうも侍りけれ。さて、そのまたの年、御百首の御歌よませ給ひけるに、去年の事おぼし出でて、内の御製、

春日山ごぞのやよひの花の香にそめしころは神ぞ知らむ

御心ばへは、新院よりも少しかどめいて、あさやかにぞおはしましたしける。御さえも、やまともろこしかねて、いとやむごとなく物したまふ。朝夕の御いとなみは、和歌の道にてぞ侍りける。末の世に八雲などいふもの作らせ給へるも、この御門の御事なり。

【語釋】 ○この御代 第八十四代順徳天皇。 ○けちえむ この語、前にも註したことあるが如く、搦、搦の二字に當るので、あきらかに目立つ出来事の意。○このまじきさま 嗜好に投合した状況。氣に入る有様。○建保二年 建暦三年十二月六日改元して建保と號することになつた。建保二年は順徳天皇即位より五年目。○春日の社 大和國奈良の古都にある有名な神社。從御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神を祭神としてある。藤原氏の氏神として仰ぐところ、また朝廷からも崇敬して居られる。今は官幣大社。この行幸は建保二年三月廿六日。○いとみつくし 行幸のお供をした人々が競争的に裝束などを華美

にしたこと。○御百首の御歌 この百首といふのは、建保三年十月廿四日に定家、俊成が女、家隆、知家、行能、行意、家衡、兵衛内侍、忠定、範宗、康光らに命じて、春二十首、夏十首、秋二十首、冬十首、戀二十首、雜二十首を各自に奉らしめ、順徳院御自身も同じく百首詠ませ給うたもので、『群書類從』卷第七十一に收めてある『内裏名所百首』といふのが其れである。いづれも我が帝國の名所を詠まれたもので、選ばれた名所は全国的に分布されて居る。例へば、肥前の松浦山があれば、陸奥の安達原があるといふ類である。○内の御製 内は順徳院を指し奉る。○春日山の御歌 この御歌は無論右に述べたる百首の春の部なる春日野といふ題のところに載せられて居る。それには初句の春日山が春日野、やになつて居る。「花の香に染めし心」とは「花の香に薰せられて、しみじみ感じ祈願した精神」で、拜察するに、皇室の隆榮と國家の安泰とを祈願し給うたことであらう。「神ぞ知るらむは」代々の朝廷から崇敬し奉つて居る春日の神靈は、この至誠を籠めて祈願した心根を憐察して同情あらせられて居るのであらう。」との御意であらう。○すこしかどめいて かどは稜や才の字に當たるので、才氣がはたらいて、溫柔圓滿ならぬところあるをいふ。○あざやかに 曖昧な魯鈍なところなく、何事につけても、はつきりした御心持である意。○御さえも云々 御學才が和漢兩方とも兼ね備へて居させ給ふこと。○朝夕の御いとなみは和歌の道 順徳天皇は御父君後鳥羽天皇の歌道を嗜み給うた御性質を享けさせられ、歌道に御執心であらせられた。その御製を集録したものに、『順徳院御集』と『順徳院御百首』とがあつて、この院の御製として今日に傳はつて居る歌の数は、一千四百首ばかりある。また此の御代に歌合といふことが多く行はれたことは、『群書類從』の卷第九十四、第九十五に『建曆三年閏九月十九日仙洞歌合』や『建保二年七月二日禁裡歌合』を始め、その前後の歌合が殆ど二十種も載せられて居るのを見ても、當時歌道が盛であつたことが知られる。○八雲 『八雲御抄』といふ書。順徳天皇の御著述である。刊本六卷になつて居る。六義、作法、枝葉、言語、名所、用意の六部門に分ちて、和歌に關する種々の心得を述べさせられてある。この種の著述中において貴重な書である。

【評論】 順徳天皇の御在位は皇紀一千八百七十年承元四年十一月から皇紀一千八百八十一年承久三年四月まで、天皇御年十四の冬から二十五の初夏まで、足掛十二年の間であつた。この御代には世人の注意をひくやうな事が多くて、好ましく面白かつたやうにも記されて居る。けれども、源實朝が公曉の毒刃に觸れて薨去した後は、藤原頼經が將軍になりなどしたとはいふものの、二位禪尼政子が政を聽き、義時が執權の地位にあつて、天下の政權は北條氏の掌握に歸した。この前後山法師の争鬭あり、三位頼政の子孫たる源頼茂が將軍職を望み、事成らずして叛を企てるなど、世情は必しも靜穩ではなかつた。この間において、天皇は超然として和歌の道の御いごなみに悠遊し給うた程の歌人的性格を享有して居らせられたのである。快晴なる天の一角に、あるか無きかの黒雲は、たちまち満天を蔽うて、驟雨が颯と落ち注ぐ。承久三年は國史上永久に悲憤の痕をとどめる年であつた。その五月に發せられた關東征討の宣旨は、後鳥羽上皇の御胸中に鬱積した武家打ち懲らしの御企圖の抑へようとして抑へられなかつた彈力のあらはれで、その結果として三上皇が波路はるかに御遷幸あらせられる物のあはれを生んだ。順徳天皇は此の御企圖の最初から御左袒あらせられたか。如何であらう。

その十九 懷成親王の立太子

攝政殿の姫君まゐり給ひて、いと花やかにめでたし。この御腹に、建保二年十月十日、一の御子生れ給へり。いよ／＼ものあひたる心ちして、世の中ゆすりみちたり。十一月廿一日やがて親王になし奉り給ひて、おなじき廿六日、坊に居給ふ。いまだ御いかだにきこしめさぬに、いちはやき御もてなし、めづらかなり。心も

となくおぼされければなるべし。今一しほ世の中めでたく、定まりはてぬるさまなんめり。新院は、いでやと思さるらむかし。

【語釋】 ○攝政殿の姫君 この攝政殿といふのは藤原良經のことで、良經は土御門天皇の建仁年間に攝政に任ぜられ、同じ御代の建永元年に薨じたので、この御代には存命でなかつた。この故攝政殿の女立子姫が順徳天皇の女御になられたので、それは順徳天皇が即位あらせられた承元四年十二月、翌年正月中宮に立たれた。この時中宮二十一歳。 ○建保二年 仲恭天皇の御誕生は建保二年ではなく、その六年である。御四歳で承久三年四月に受禪、同年七月位を遷り、文暦元年五月二十日壽十七で崩御。これから推算して見ると、建保二年は誤である。 ○一の御子 イチノミコとよむ。順徳天皇第一皇子懐成親王。 ○ものあひたる心ち 萬事が都合よく運ぶやうに感ぜられるをいふ。 ○ゆすりみちたり 御慶事が續くので、世の中が揺り動かされたといふほど賑はひ騒がしかつた意。 ○親王 ミコは御子であるけれども、親王をミコとよむ場合には、諸王をばオホキミとよむ。親王と諸王との區別は、皇兄弟姉妹及び皇子皇女は親王で、皇孫皇曾孫皇玄孫などが諸王である。女性の親王は内親王と申す。親王には親王、内親王、入道親王、法親王の稱がある。皇子皇女は生れながら親王である筈であるのに、淳仁天皇の時から親王宣下とて、親王號をたまはる宣旨の下る制度が設けられたのである。親王宣下の制度は明治維新後は廢せられた。 ○坊に居給ふ 皇太子となつて居給ふこと。皇太子の別稱としては、國語のヒツギノミコ、ヒツギノミヤ、漢語の春宮、東宮、儲君などがあり、ハルノミヤ、アナキミヤ、マウケノミヤ、マウケノキミなど稱へた例もある。坊といふのは、東宮といふのを略轉した誤で、東宮は春宮と同じく、皇太子の居ます所であるのを皇太子の義にも稱へ、唐の皇太子に屬した役所を左春坊右春坊などと稱したのを我が國でも春宮坊とも東宮坊とも稱へて、終には坊のみを皇太子の義に用ゐるに至つたのである。 ○御い

か いかは五十日の義で、小兒が生れて五十日に及んだ日に祝儀として餅を食はしめる儀式があつて、中古以來、上流社會に行はれて居たやうである。いまだ御いかにきこめさぬには、まだ生れ給うて五十日もたぬのの意。 ○いちはやき御もてなし 御誕生の後僅に五十日もたぬ御子懐成親王を皇太子に立てられたことを、かく心あはたしく忙しい取りあつかひといふ。 ○心もさなく云々 土御門天皇は帝位を順徳天皇に譲られては居られるけれども、御年は尙御少壯で居らせられるから順徳天皇の皇太子としては、はやくきめねば、他から競争的な運動が起る恐があるのをいふ。 ○今一しほ世の中めでたく云々 一しほは一入と書くので、染物を浸して染める度敷に幾沙といふより來たる語といふ。一段と濃厚に世の中のでたまが加はつて來るさまに言ふ。それは、女御の入内、皇子の御誕生、立太子など、いろ／＼めでたきの重なり來たるより言ふ。 ○さまなんめり 様なるめりの音便。めりは其の様に見えるといふ義。 ○いでや イヤハヤ、もう駄目ださ、失望してあらせられるだらうと、推量し奉つた詞。

【評論】 皇位の繼承は最も嚴肅なものでなければならぬ。東一條院藤原立子の中宮に立たれ、懐成親王の親王宣下を受けられ、御五十日の餅も召し上がらぬ中に立太子あらせられたのは、誠にめでたい御事であつたけれども、この立太子の次第には、頗る御遠しさが拜し奉られるのである。たとひ承久の事が起らなかつたにせよ、恐らく今一しほ世の中めでたく定まりはてぬる御行末と樂觀し得る形勢とも察し奉られる筈はなかつたであらう。この本文の著者も、最後の「新院はいでやと思さるらむかし。」といふ一句で、それをほめかして居るのであらう。

その二十 後鳥羽上皇の御遊興

かくて、院のうへは、ともすれば、水無瀬殿にのみ渡らせ給ひて、琴笛の音につけ、花もみぢのをり／＼に

ふれて、よろづのあそびわざをのみ盡しつつ、御心ゆくさまにて過させ給ふ。誠によろづ世もつきすまじき御世のさかえ、次々、今よりいとたのもしげにぞ見えさせ給ふ。御碁うたせ給ふついでに、若き殿上人ども召して、これかれ心のひきくりに、いどみ争はせさせ給へば、あるは小弓雙六などいふ事まで、思ひくりに勝負をさうどきあへるも、いとをかしう御らむじて、さまぐの興ある賭物ども、とうでさせ給ふとて、なにがしの中將を御使にて、修明門院の御かたへ、「何にても、をのこともに賜はせぬべからむ賭物」と申させ給ひたるに、とりあへず、小唐櫃の金物したるが、いと重らかなるをまゐらせられたり。この御使のうへ人、何ならむと、いといぶかしくて、片端ほのあけて見るに、錢なり。いと心えずなりて、さとおもてうちあかみて、あさましと思へる氣色しるきを、院、御らむじおこせて、「朝臣こそ、むげに口惜しくはありけれ。かばかりの事知らぬやうやはある。いにしへより、殿上の賭弓といふことには、これをこそかけ物にはせしか。されば、今かけものと聞えたるに、これをしも出だされたるなむ、いにしへの事知り給へるこそ、いたきわざなれ。」と、ほくそみてのたまふに、さは悪しく思ひけりと、心ちさわぎて、おぼゆべし。

【語釋】 ○院のうへ 後鳥羽上皇の御事。 ○ともすれば このとは助辭のとて、「春の花が盛である」とか、「秋の楓葉が美しい」とかいふ文句を受けることなるのを略したものを見るべきであるけれども、こゝでは副詞になつて居る。やまもすればと同じ意。 ○琴笛の音につけ 琴はキンノコトとて七絃のもの、今多く用ゐるものは箏ノコトとて十三絃である。我が國の古代における神樂や雅樂に用ゐた大和琴は六絃であつた。笛は横笛、笙、簫、箏の類をいふ。音をネといふ場合は生類の聲か、音楽的の雅致ある音響である。 ○あそびわざ 遊藝のこと。音楽、圍碁、雙六、楊弓、投扇、聞香、蹴鞠、歌合の類。 ○よ

ろづ世もつきすまじき 萬世を経ても、終りはてるさいふを知らない程に御代の榮の將來が豫想せられる意。 ○殿上人 テンジヨウビトとよむ。天子の常にまします清涼殿の南端にある殿上といふ間に昇ることを勅許せられて居る人。主として四位五位の人々にして昇殿を許されて居る人といふ。上皇の御所でも昇殿といふことがあつた。殿上人を雲の上人ともいふ。昇殿を許されぬ地位の人を地下といふ。 ○心のひきくりに ひきくりに は交際の親疎によつて、相授引する度合の差あることを、かう言つたのであらう。鼻鼠は普通にヒイキとよむ。これも心を添へて引き立てる意味で、勝負事の場合で言へば、勝負者に對する傍觀者の愛護心が濃厚なのに言ふ語である。 ○小弓 『貞丈雜記』に「小弓と云ふ物は武器にはあらず、楊弓などの如く藏れのもてあそび物なり。」とある。戯に小弓を以て的を射る技である。殿上賭弓とて、古く高貴の間に翫ばれた遊戯である。 ○雙六 スグロクとも、スゴロクともよむ。長さ一尺二寸、廣さ七寸二分ばかりの木盤上に目を盛り、黒白の馬雙方共に十二を立て列ね、二箇の采を竹筒に入れて、代るく振り出し、其の采に記されたる數ほど、條目を算へて馬を送り、早く敵の領分たる條目の中に送り了りたる勝とする法で、支那では上代から行はれて居たのが、第二十六代武烈天皇の時本朝に傳はつて來たのだといふ。白河天皇が「朕の意の如くならざるもの、たゞ鴨川の水、雙六の采、山法師の三のみ」と仰せられたのも、この雙六のことである。今は紙を以て盤とし、文字か繪畫かを書いて用ゐる紙雙六、十六ムサシも此の類の變形である。 ○さうどき 騒ぐ意。騒動とふ字の音から變訛した語か。乞食が力行四段活用にせられ、問答が八行四段活用にせられて居る例を思つて見るべきであらう。しかし、さうどきには競争する意も加はつて居ると思はれる。 ○賭物 カケモノとよむ。勝負事をする場合に、勝者に與へる約束で前以て提供して置く品物。 ○とうで 取り出での音便と略音。 ○修明門院 前にも記されてある順徳天皇の御母重子。 ○をのことも 廷臣たち。ウヘノヲノコといふは昇殿を許された人、いはゆる殿上人。こゝのも其の意。 ○賜はせぬべからむ賭物 下賜する事が出来よう其の懸賞品。ぬは文法上で言へば完了の助動詞の終止形、べからむはベクミアラとよむとの接

續して成つた語で、動詞や助動詞の終止形を受けるが常である。○唐櫃 カラビツとよむ。長方形の箱で、前後は各二脚、左右に各一脚の足が附いて居る。長唐櫃といふのは長持の如く、之を荷ふに二人を要し、荷唐櫃は長唐櫃の半程のもの、一人で二個を擔ふ。その製法に關しては、『群書類從』卷第四百七十に收めてある。『類聚雜要抄』を見るがよい。○金物 カナモノとよむ。簞笥や長持などの如く板の接合は目毎に金屬の小板を當て釘付にして堅牢を期し、かつ裝飾とするもの。○いぶかし 不審の字を當てる。その物の意義や理由が領解し難きにいふ語。○ほのあけて ほのはほのかに、ほの見る、ほのまぐ、ほのめかすなどのほのと同じく、明快ならぬ状態をいふに用ゐる語。こゝでは少しばかり開いての意。○錢 通貨としての錢のこと、我が國では、顯宗天皇の時に銀錢を用ゐられたこと、史上に見え、天武天皇紀には銅錢と銀錢とあり、元明天皇の時には鑄錢司といふ役所を置かれて、銀錢銅錢を鑄造せられ、その後、金銀銅鐵の錢を鑄られ、また紙幣をも用ゐるに至つたものである。○心えず 宮廷で遊戯をするに錢などを賭物とするものと、合點がゆかない情狀。○さとおもてうちあかみて 急にきまり悪くなつて、面を赤くしたのである。○あさましと思へる 氣色しるき 使、呆れ果てるなどと思つて居ることが顔色に明にあらはれたのである。○御覽じおこせて 院が視線を此方へ向け給ひての意。おこすは送り來さする意で、口語によこすといふのと同じである。○朝臣こそむげに云々 朝臣はアソミであるべきを音便でアソンと呼ぶ。「我が兄の臣」四位あたり朝臣を親み呼びかける語。漢語の卿を用ゐて三位以上の殿上人を呼びかける例と同じ意である。天武天皇の時、八等の姓として、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置を定め稱へしめて、家々の尊卑を別かたせ給うたのは、おのづから別である。むげには無下にであらう、一向にといふと同じ意。くちをしは不満足で残念な意。○殿上の賭弓 テンジョヨソノリユミとよむ。この事、史上の一例を挙げれば、『西宮記』といふ書に、「應和二年七月九日、致平親王、小弓負態を供す。天皇殿上に御出あり公卿候す。獻物小庭に立てられ、祿を給はる。」とあり、『榮花物語』には「殿上人朝夕にまゐりまかで、蹴鞠、小弓射な

どをかしく遊べり。」とあり、『古今著聞集』には「長曆二年三月十七日、殿上人十餘人、野の宮へ参りたりけるに、御殿の東庭に疊を敷て、小弓の會ありけり。」とある類である。殿上人が射術を競技するのに、勝ちたる者に褒美を授け與へて、興を添へられる例である。古は正月十八日に弓場殿に主上が臨御あらせられて、近衛府や兵衛府の舍人に射術を競せしめて、御覽あらせられるのが、年中行事の一であつた時代もある。賭をのりといふのは伸るといふ四段活用動詞を伸りとして名詞化したもの、この反對を反るといふ。○これをこそ賭物にはせしか 錢を賭物にしたこと。『長秋記』といふ書に、長承二年四月四日、師仲、召に依つて内裏に参り、中宮の御方に小弓會があつて、夜に入つて歸るといふ事を叙し、また保延元年六月七日、眞卷小弓會有り、御所に懸泉を儲けらる云々といふ事が叙してある。この長承も保延も崇徳天皇の御代であつて、懸泉といふのは賭物としての錢であらう。古より錢を賭物にせられた例であらう。『揚弓射禮差矢抄』に、「凡そ賭は、楨紙、相原、短尺、孔方兄などなり。一錢を以て餓鬼と云ひ、二錢を以て地と爲し、三錢を以て山と名づけ、五錢を呼んで於洲賀と號し、十錢を括と云ひ、二十錢を草冠と爲し、百を以て牛と云ふ。これ古今の世説なり。」とある。また『本朝世事談綺』に、「賭に一錢を紅白の紙に包みしなり。これを字といふ。近年は素字とて、裸錢を用ふ。美麗の業も世くだりて卑しくなれり。」とある。錢をかけ物にしたことは、これによつて知ることが出来る。こゝのせしかはこその結として、サ行變格のせに助動詞のしかが接續した語である。疑問と想うてはならぬ。○これをしも出されたるなむ云々 このなむは知り給へるで結ばれる筈であるのに、その知り給へるを名詞句にして、こそといふ係を附け、そのこそをば、わざなれのなれで結んである。決して誤ではないけれども、煩はしい用例である。○さは悪しく思ひけり それは事實など心得ずして、賭物として錢を賜はつた修明門院の事を賤しみ思つたのは、自分の不心得であつたこと、慚ぢ悔いて居るであらうこのこと、言ふまでもなく、御使に参つた中將の心中を察した語句である。

【評論】 人類の歴史が茫漠であるが如く、我が日本の文化史は幽遠である。謂はゆる神代は最も幽玄にして捕捉し

がたい事ばかり多いが、人皇以後の事實にしてもなく、明確は期しがたい。我が上代文化の優雅なのを知るにつけても、その淵源は那邊にあるであらうかが想ひやられて、雲を分け霧を分け更に蒼穹を望むやうな氣がする。

平安朝末から鎌倉幕府時代にかけての世相は、奈良朝や平安朝の政治的文化が衰頽した後を受けて居るものと言ふ感を禁ずることは出来ない。けれども、この頃における貴族の文藝的生活は、衰色があらはれて居る一面に、烟熟した陶酔的氣分が見られないでもない。平氏の驕奢な歴史の如きは、まさに其れを物語るものではないか。

後鳥羽上皇の文藝的な御生活も、その山郭水榭の風雅な構造といひ、殿中にける美的な遊興といひ、仙洞の玄妙を想はおしめるものである。この時代における地方人の生活も、相應に開けて居たことは察せられるが、わけて平安城裡の柳櫻をこきまぜたる花やかさは、今から想像すると、一種の歡樂境で、歡樂極まつて悲哀が多かつた場合も生じたであらう。平家が讃岐の八島に主上を擁して青陽の春を迎へた時は、其の悲哀さも一しほ身にしみ渡つた事であらう。『平家物語』の著者は、その情景を叙べて、「東岸西岸の柳遅速をまじへ、南枝北枝の梅開落すでに異にして、花のあした月の夜、詩歌管絃、まり、小弓、扇合、繪合、草づくし、蟲づくし、さまざま興ありし事ども、思ひ出で語り續けて、長き日を暮らし給ふぞ哀なる。」と言つて居るのも、同情に堪へぬ次第である。

かゝる時代における宮廷の人々には、その時代人としての文藝的修養が容易な業でなかつたらう。殊に後宮に在つて深窓の花月を賞して居る女性も、さるべき男性の間に立ち交りて、時代文化の角逐に後れまいとする心のみがきは、嗚かしの思ひやられる。今日華族の姫君たちが競技場にあらはれて跳奔する蓮葉さを笑ふが如きは、女性の立場を知らぬ悔に陥る者と言ふべきであらう。

その二十一 水無瀬殿における御遊

大かた、この院のうへは、よろづの事にいたりふかく、御心もはなやかに、物にくはしうぞおはしましける。夏の頃、水無瀬殿の釣殿に出でさせ給ひて、氷水めして、水飯やうのものなど、若き上達部、殿上人どもに賜はさせて、大御酒まゐるついでにも、「あはれ、古の紫式部こそは、いみじくはありけれ。かの源氏物語にも、近き川の鮎、西川より奉れるいしふしやうのもの、御前に調じて書けるなむ、すぐれてめでたきぞとよ。只今さやうの料理つかまつりてむや。」などのたまふを、秦のなながしといふ御隨身、高欄のもと近く候ひけるが、うけたまはりて、池の汀なる笹を少し敷きて、白き米を洗ひて奉れり。「拾はば消えなむ。」とにや。「これもけしがるわざかな。」とて、御衣ぬぎてかづけさせ給ふ。御かはらけたびくきこしめす。その道にも、いとはしたなう、ものし給ふ。何事も、あいぎやうづき、めでたく見えさせ給ふ御ありさま、千とせを經とも、飽く世あるまじかめり。

【語釋】 ○この院 後鳥羽院。 ○いたりふかく いたり、は漢語で言ふ造詣と同じ意味で、その事に關して學問し經驗し研鑽して奥義に達すること。 ○御心もはなやかに はでやかな事を好ませ給ふをいふので、はなやかは華美といふに當る。 ○物にくはしう 後鳥羽院の多藝多能であらせられたことは處々に記されてゐるとほりで、世上の事物に精通して居られたのをいふ。 ○釣殿 ツリドノとよむ。中古このかたの寢殿造では、寢殿といふのが、表座敷であるが、その前に中庭があり、寢殿の左右には東西の對とて離れ座敷があり、この中庭を隔てて池がある。この池に臨んで、また離れ座敷を構へてある。この座敷と座敷との間には細殿といふが設けてあつて、いはゆる廊下づたひである。池に臨んで構へられてある離れ座敷と釣殿といふ。釣殿

さいふ名稱は、水面へつりおろしたやうに造つてあるからの名だといひ、また釣魚をなすために造られてあるからの名だとも言はれて居るが、宇治平等院の釣殿などでは、逍遙の人々が釣を垂れた由、舊誌に記されてゐるから、やはり釣魚する殿の義であらう。

○氷水 ヒミツとよむ。氷を溶かした水で、清冽を愛する場合に用ゐる。○水飯 スキハンとよむ。冷水に漬けた飯。○上達部 カンマチメとよむ。上等の部類に屬する人といふことで、三位以上の地位ある人といふ。大臣を含めずについた場合が多い。○賜はさせて この語は文法上誤つてゐるやうである。賜ふといふハ行四段活ならば、させといふ助動詞が接續せぬ筈、賜はせてであるべきである。賜はすといふサ行下二段活ならば、やはり賜はせてといふべきである。意味は頂戴せしめてと見るべきである。○大御酒 オホミキとよむ。さけをきといふのは古語。白酒黒酒などの例がある。大御は美稱として用ゐる接頭語。○まゐる 召上がると同じ意。酒を飲み給ふこと。○あはれ 感歎の辭。○紫式部 藤原爲時之女で、長じて藤原宣孝といふ人に嫁し、大貳三位賢子と辨の局との二女を産んだが、不幸にして夫宣孝が早世したから、寡婦となつて、一條天皇の中宮上東門院藤原彰子に仕へ、才名を顯はした。『源氏物語』、『紫式部日記』の著者にして、『紫式部集』といふ歌集があることは、人の周知知つて居る所である。○源氏物語 紫式部の著はした小説本の名。この書は五十四帖に亘る長篇で、光源氏といふ人の一生から、その子薫大將といふ人の代に及び、篇を追ひ章を重ねて、幾百人の情事の纏綿を叙述したものである。註釋書の多いこと、古來此の書に及ぶもの無く。近來も盛に研究されて居る。本講座中にも岩城教授の研究が發表されてゐる。○ちかき川の鮎云々 この文句は、「いと暑き日、東の釣殿に出で給ひて涼み給ふ。中將の君も侍ひ給ふ。親しき殿上人あまた侍ひて、西川より奉れる鮎、近き川の石伏やうのもの、御前にて調じて參らす」と、『源氏物語』卷夏の巻の冒頭に記されて居る。釣殿は六條院の釣殿。涼み給ふは源氏の君。中將の君は夕霧。西川は賀茂川といふ京都の東を流れて居る川に對して、西の桂川をいふ。近き川は六條院の近くを流れてゐる賀茂川。石伏は魚の名で、長さ二三寸に及び、頭大きく尾急に尖

小となりて、ハゼの形に似たる淡水魚。川底の石に吸ひ付き居りて、浮泳することは見ない。地方によりてはゴリとも、カワカともいふ。○すぐれてめでたきぞとよ 紫式部の料理に關することまで記した筆致を賞め給ふ文句。ぞとよのぞは上の文句を強く結ぶための助辭で、との下に思ふといふ語を入れて見るがよい。○つかうまつりてむや このてむやは、侍臣に對して、たしかにこの料理を造り得られようかと問はせ給ふ御語。てはつといふ完了の助動詞の活用。○御隨身 ミズキジンとよむ。護衛兵のことで、上皇の隨身としては、將曹二人、府生二人、番長二人、近衛八人で、合計十四人を附けられる定、また攝關、大臣、大將、納言、參議、中少將にも幾人づつかの隨身を附けさせられることがまづ居た。秦氏の近衛舍人たる例として、『今昔物語』第廿八に、「其の日近衛官の舍人ども參りけり。(中略)秦の武員、茨田の爲國、輕部の公友など云ふ止む事なき舍人ども、餌袋、破子、酒など持たせ列ねて參りけるに」云々とある類で、これらは隨身としての場合と思はれる。○高欄 コウランとよむ。宮殿堂社などの縁の端に設けられる欄干。勾欄とも書いてある。○汀 ミギハとよむ。水際の意味で、陸地の河海湖沼に寄り沿うて居るところ。○ひろはば消えなむとよ 篋を敷き洗米を其の上に載せて奉つた即興的な藝道は、玉篋の上に降りかゝつて居る霰の拾はば消えてしまふであらうと見える光景に擬したものかとの意。この文句も、『源氏物語』卷木の卷に、「御心のまゝに、折らば落ちぬべき萩の露、ひろはば消えなむと見ゆる玉篋のうへの霰などの、艶にあえかなるすきんくしさのみこそ、をかくし思さるらめ。」とあるのから出て居る。源氏の文句では、女の男に對する態度を譬喩で述べてあるのである。○けしかるわざかな このけしといふ語は、普通に「怪し」と書かれるので、あやしく異なつて居る意をあらはす形容詞。この語は早く『萬葉集』にも「から衣すそのうちかへ合はねどもけしきは吾が思はなくに」など用ゐられてゐる。今も「けしからぬ事だ」など言ふのは「けしからぬ事だ」といふべきが訛つたものであらう。この「けしかるわざ」と仰せられたのは、格別に興味ありとして賞讃し給うたのであらう。○御ぞ オンゾ。御衣。○かづけ かづくは被の字を當てて用ゐる語で、被か

しめる意の力行下二段活動詞。鬮頭をカツケモノとよむのも、この意で、御褒美として御衣を賜はる時は、肩に懸けて拜舞して謝する習慣があるより言つた語。○御かはらけ云々 土器の酒盃で御酒を盃盃も召し上がる。○その道 酒を飲むこと。○はしたなうものす 見苦しいほどに事を行ふ意で、御上戸のために見苦しい程に御酒を召し上がるのをいふ。○あいがやうづき 顔つきや態度のかはゆげなのをいふ。愛敬の字音につきといふ接尾語が連接せられたもので、色づくとか感づくとかいふ類と同じく動詞性の語である。

【評論】 後鳥羽上皇が何事にも造詣ふかくましまし、何事も愛敬づき、めでたく見えさせ給ふ御ありさまを記述したところである。上皇が『源氏物語』に精通して居給ふことを述べようとして、本文の著者もまた『源氏物語』の語句を借り用ゐて居る。上皇の釣殿に出でさせ給へる御有様の記述が『源氏物語』の筆致に基いてゐることは、「語釋」の中でも記したとほりであるが、「氷水めして、水飯やうのものなど」のあたりも、「大御酒まゐる」といふあたりも、『源氏物語』に「大御酒まゐり、氷水めして、水飯など取りくへにさうどきつゝ食ふ。」とあるのに據つたことは、言ふまでもない。秦の某が演じた劇的な行爲も、『源氏物語』を諳んじて居なければ出来ぬところで、『源氏物語』が如何なる地位の人にも愛讀せられてゐたのを推知することが出来る。これ彼の清少納言が香爐峯の雪は如何と承つて、直に起ちて御簾を捲げた頼才と伯仲するものである。また著者が此の一節の最初から上皇の御うへを賞揚し奉りながら、飲酒の慾をほしきまゝにし給ふはしたなさを記し落さず、さても「愛敬づき」と感じ、「めでたく」と評し奉つた抑揚波瀾ある妙筆には、敬服せざるを得ない。本文の著者も隅には置けない人物である。

その二十二 藤原秀能の歌才

また清撰の御歌合とて、かぎりなく磨かせ給ひしも、水無瀬殿にての事なりしにや、當座の衆議判なれば、人々のこゝち、いとど措きどころなかりけむかし。建保二年九月のころ、勝れたるかぎり抜き出で給ふめりしかば、いづれかおろかならむ。中にもいみじかりし事は、第七番に、左、院の御歌、

あかしがた浦路はれゆくあさなぎに霧に消ぎいるあまの釣舟

とありしに、北面の中に、藤原の秀能とて、年ごろも、この道にゆりたるすきものなれば、召し加へらるゝ事、常のことなれど、やむごとなき人々の歌だにも、あるは一首二首三首には過ぎざりしに、この秀能、九首まで召されて、しかも、院の御かたてにまゐり。さて、ありつるあまのつり舟の御歌の右に、

契りおきし山の木の葉の下もみち染めしころもに秋かぜぞ吹く

とよめりしは、その身の上にとりて、ながき世の面目、何かはあらむとぞ聞き侍りし。

【語釋】 ○清撰の御歌合 清撰は精選と同じわけで、選り抜いた優秀な歌ばかりを持ち寄つて優秀を判ずる歌合のこと。○磨かせ 歌を精選し給ふこと。○當座の衆議判 その御歌合の席上において列席の家人が各自の所見を吐露して歌の優劣を批評し左右組合せられたるものの勝負を判定すること。○いとど措きどころなかりけむ いろくゝと案じら九焦慮の止むことがなかつたらうとの意。○建保二年九月 『群書類從』卷第九十五に「建保二年九月盡日歌合」といふがありて、『月卿雲客類歌合』と標題せられてゐる。これにも後鳥羽院の御製は見えるけれども、藤原秀能は作者の中に交つて居ない。よつて思ふに、「あかしがた」の御製は、此の時の歌合に關係あつたのではなく、かく記したのは著者の記憶ちがひであらう。○あかしがたの御製 『玉葉集』の秋歌下に、「建保元年八月撰歌合に後鳥羽院御製」として、此の此歌が載せられて居る。さては本文に建保二年九月の

頃の御歌合に此の御製が出されたやうに記されてゐるのは、此の建保元年八月の頃とあるべきを誤つたものであらう。たゞし建保元年八月の歌合は物に見えないやうである。さて、明石鴻は播磨國明石郡に接したる近海をいふので、このあたりは攝津國須磨の浦にかけて、淡路島を前に望む絶景の地域である。あさなぎは海面の朝風が絶えて波の静かな状をいふ語。○北面 キタオモテとも、ホクメンともよむ。仙洞御所を警衛する武士をいふ。北面武士ともいふ。院の御所の北面に居る故に、かく名づけられたので、四位五位を上北面といひ、六位を下北面といつた。白河院の御時始めて置かれた職員で、この「増鏡」には西面といふ語もあつて、やはり院の御所西の面に伺候する武士をいつたのである。○藤原秀能 秀能はヒデタフとよむ、鎮守府將軍秀郷の後で、河内守秀宗の子。十六歳の時、後鳥羽院の北面に召され、堂上を聽され、「新古今集」撰修の時、和歌所の寄人に加へられて、その後の歌集には處々歌を載せられてゐる。承久三年五月には大將軍に任ぜられたが、亂後は出家して、和歌を以て生命としてゐた人である。○すきもの 嗜好者。○やむごとなき人々 打ち捨て置かれぬ高貴の人々の意。○院の御かたて 歌合の時に院の御製を左とし、秀能の歌を右として番へられたのをいふ。○契りおきしの歌 山の木の葉が紅葉する頃にはと契約して置いたのに、今紅葉の染め出でる頃になつて見れば、契約どほりになりゆかず、却つて人を飽くといふ秋風が吹いて、我が身につれなく當たられるといふ意。語調の上で頃を衣にかけ、衣を染めの縁語としてある。○ながき世の面目 末の代まで永久の名譽。秀能の作が上皇の御作と匹敵するに至つたのを此れに過ぎたる名譽はあるまいと噂せられとの意。

【評論】 水無瀬殿における後鳥羽院の風雅なる御生活は、清興のかぎりを盡させ給うたものと、想ひやり奉られる。「群書類從」に收められてゐるものだけでも、同じ建仁二年中のに、水無瀬釣殿宮座六首歌合があり、水無瀬殿戀十五首歌合があり、水無瀬櫻宮十五首歌合がある。或は女房といふ御名を以て詠ませられ、或は左馬頭藤原親定といふ御名を以て判者とならせられた。その席には、良經や、慈圓や、有家や、俊成や、定家や、家隆や、雅經が

居り、俊成卿の女や、宮内卿といふ女流も打ち混じつて居る。佳人才媛が相競うて奇想を戦はし、美辭を誇る情況は、如何にも憂き世を忘れた神仙境であつたであらう。たゞ其の苦惱を感じるものは、其の作品の劣等を以て視られることばかりである。秀能は官等上の地位としては正六位左衛門尉に過ぎなかつたけれども、堂上名家に伍して、歌人としての地位を辱しめなかつた俊物である。契りおきしの歌も、「増鏡」の著者に見出されただけあつて、決して遜色はない。なほ試に秀能が作つた秋風の歌數首を抄出して、鑑賞の資料に供へよう。

眞葛はら露吹き拂ふしのめの風うらめしき秋は來にけり

音羽山峯の木の葉やかはるらむ關路すすしく秋かせぞ吹く

をぎ原や露を秋かせ吹くからに袂を鳴らすありあけの月

わさ田もるとこの秋風吹きそめてかりね淋しき山の上の月

月すめばいまだ夏なる夕すすみ秋とも吹かぬ松のしたかせ

本書の著者は前に宮内卿を稱揚し、今また此の一武辯たる秀能を後世に紹介する筆を惜まなかつた。この秀能にも家集として傳はつて居るものはないやうだけれども、本書によつて永き世の面目を存し得たのは、めでたいことである。

その二十三 歌道史上の高名

むかしの躬恒が、御はしのもとに召されて、「ゆみはりとしもいふことは」と奏して、御衣賜はりしをこそ、いみじきことには言ひ傳ふめれ。また貫之が家に、枇杷の大臣、魚袋の歌のかへし、とぶらひにおはしたりし

をも、道の高名とこそ、世繼には書き侍れ、近き頃は、西行法師ぞ、北面のものにて、世にいみじき歌のひじりなんありしが、今の代の秀能は、ほとく、ふるきにも立ちまさりてや侍らむ。このたびの御歌合、おほかた、いづれとなくうちみだして、優れたるかぎりをえり出でさせ給ひしかば、おのく、むらく、にぞ侍りける。吉水の僧正ときこえし、また類なき歌のひじりにていまして。それだて四首ぞ入りたまひにける。さのみは事長ければ、もらしぬ。

【語釋】 ○射恒 凡河内射恒で 紀貫之などと共に『古今和歌集』を勅命によつて編纂した人である。延喜七年に四十九歳を以つて歿した。著書としては、『凡河内射恒集』と『射恒自歌合』とがあつて、前者は『群書類從』に、後者は『續群書類從』に収録されてゐる。 ○御はしのもとに召されて云々 『大鏡』卷の八に「御あそびありし夜、御ぜんのみはしの下に射恒を召して、月をゆみはりといふ心は何の心ぞ、これが由つかうまつれと仰言ありしかば、照る月を弓張としもいふこは山邊をさしていればなりけりと申したるを、いみじう感ぜさせ給ひて、大 鞋賜はりて、肩にうちかくるまゝに、白雲の此のかたにしもおりるは天つ風こそ吹きて來ぬらし。いみじかりし者かな。さばかりの者を近う召し寄せて勅賜賜はるべきことならねど、譲り申す人のなきも、君の重くおはしまし、また射恒が和歌の道に許されたることこそ思ひ給へしか。」と叙述されてゐる。この事『大和物語』にも出てゐる。 ○みはし 御殿に昇る階段。 ○貫之の家 紀貫之の家は、愛宕郡小野といふあたりにあつたのであらう。『古今集』に、「小野といふ所にすみ侍りける時、紅葉を見て詠める」と詞書して、「秋の山もみちをぬさと手向くれば住む我さへぞ旅ごちする」とある。『山城名勝志』に據る。 ○枇杷の大臣 關白藤原基經の子仲平、右大臣となり、また左大臣となる。枇杷亭に住んで居たから、枇杷の大臣といふ。たゞし、この事實は、『大鏡』の右大臣師輔の條に、「いさをかしき事は、かくやむ事

なくおはします殿の、貫之のぬしの家におはしましたりしこそ、なほ和歌はめざましきことなりかしと覚えしか。正月一日つけさせ給ふべき魚袋の損はれたりければ、辯はせ給ふ程、まづ貞信公の御もとに參らせ給ひて、かうくの事の侍れば、内に遅く參る由を申させ給ひければ、おほきおこど驚かせ給ひて、年ごろ持たせ給へりける取り出でさせ給ひて、やがてあえものにとて奉らせ給ふを、こころはしう松の枝に付けさせ給へり、そのかしこまりのよろこびは、御心に及ばぬにしもおはしませざらめど、なほ貫之に微さむと思し召して、渡りおはしましたるを、待ちつけ申しけむいばく、いかどは愚なるべきな。吹く風に氷とけたる池の魚は千代までの松のかけにかくれむ。集にかき入れたる、ことわりなりかしな。」とある。これに依つて知られるまほり、師輔が其の父なる貞信公忠平から魚袋を贈與されたのに對して、恐謝の意の歌を貫之に代詠せしめたので、師輔がわざわざ貫之の家を訪問して依頼されたのが、歌人としての名譽だといつてあるのだ。この本文に枇杷の大臣としてあるのは、師輔のことを其の伯父たる仲平即ち枇杷殿と思ひ誤つたのである。「吹く風に」の歌は『貫之集』の第六に載せてあつて、天慶六年正月師輔が大納言であつた當時の事と詞書に記されて居る。 ○魚袋 ギョタイとよむ。古代より正式に禮裝するを束帶といふ。これは、冠、袍、石帶、下、襪、裾、表、袴、劍、笏、靴の沓を具備して、着用するのである。魚袋は、この束帶の時に、石帶とて玉を附け飾りたる革帶を締め、その帶の右に着け帯びる袋である。『滿佐須計裝束抄』といふ書に、「節會には上達部殿上人、帶に魚袋を着く。上達部のは金なり。殿上人のは銀なり。帶の右の脇に、文錢といふ四方なる石二つが中に着くといへども、もと腰によるべし。太からむは背中になりなむ。細からむは脇に入りて隠れなむ。折によりて計らふべし。」とある。『延喜式』に、「凡そ魚袋は參議以上、および紫を着る諸王、五位已上は金裝、自餘の四位五位は銀裝。」と規定してあるが、この服制は唐の制度に摸したもので、この魚袋の形は時代と共に變化して來たものらしく、後の世には大に變じて、長さ三寸、幅一寸、厚さ五分ばかりの匣を白飯の盆にて四方を張り、金屬性の魚の形したる物を表に六つ、背に一つ着け、之を紐で石帶に結びつけた

事のやうに見える。なほ詳しくは、『黒川直頼全集』の日本風俗説を參觀するがよい。○とぶらひにおはしたりし 尋問するた
めに來られたこと。○道の高名 歌道の名譽。○世繼 『大鏡』の一名。『榮華物語』をも『世繼』と見た人もあるけれど、こ
の場合、やはり『大鏡』のことである。○ちかき頃 この書『増鏡』の著されたのから近い昔の頃。○西行法師 藤原秀郷の
末。康清の子義清の法名。二十三歳の時族人憲康の急死によりて無常を感じ、僧となつた。建久元年二月十六日河内國弘川寺で
寂した。年七十三。詠歌の名人。『山家集』、『御裳溜川歌合』、『宮河歌合』、『撰集抄』などの著書がある。この義清を憲清として
記してゐる書もある。○ほとく 哈の字を當てる。○うちみだして云々 上下の身分を區別せずに、詠歌の巧拙のみによ
つて選出された。○おのくむらく 各人が多く歌を選り出されたのであるが、その採られた歌は数がまち／＼である
のこと。○吉水の僧正 僧慈圓、太政大臣であつた藤原忠通の子、基實、基房、兼實などの弟。「春の彌生の曙に云々」の今様
を作つた歌人。歌集を『拾玉集』といひ、別に『愚管抄』の著もある。吉水は山城國愛宕郡大谷の別稱、大和國吉野山にも吉水とい
ふ地名があるけれど、全く別である。嘉祿元年九月二十五日寂、年七十一。追諡して慈鎮といふ。○僧正 僧官に僧正、僧
都、律師といふ三階級あつて、僧正は最高の地位。慈圓は四たびまで天皇主に補せられて大僧正となつた。「おふけなく浮世の
民に蔽ふかな我がたつ袖に墨染の袖」の作者。○それだに四首云々 類なき歌の聖々讃歎される慈圓僧正でさへ四首しか採用
されなかつたのに、秀能ばかり九首も採用された賞揚するのである。

【評論】 朝恒を賞し、貫之を賞し、西行を賞し、慈圓を賞して、その古來の名人巨匠よりも、秀能の此の歌合にお
ける道の高名を賞揚したのである。「増鏡」の著者が無かつたらば、何人か一方衛門尉たる藤原秀能のかゝる大秀才
たることを千載の下に知らう。今後の日本文學史研究家中には、かならず此の人を一題目として評論鑑賞する人が
現れるであらう。

その二十四 慈圓僧正の長歌

この僧正、世にもいと重く、山の座主^{ざす}にてもし給ふことも、年久しかりしその程に、やむごとなきかうみ
やう數知らずおはせしかば、崇められ給ふさまも、になくものし給ひしかども、なほ飽かず思事やありけ
む、院に奉られける長歌

さてもいかに	鷺のみやまの	月のかけ	つるのはやしに
入りしより	經にける年を	かぞふれば	三千とせをも
過ぎはてて	のちのいつゝの	もよとせに	なりにけるこそ
かなしけれ	水のあわの	消えゆくころに	なりぬれば
あはれ御法の	すましてぞ	わが山川に	しづみゆく
それに心を	のりの師は	われもくくと	あをやぎの
心あらそふ	みだれきて	花も紅葉も	ちりゆけば
いと所せく	みやまべの	道にまよひて	すぎながら
木ず糸跡なき	とどむるも	かひもなきさの	しがの浦
ひとり心を	日よしのや	神のめぐみを	たのめども
跡垂れましし	みつかはの	ながれもあさく	なりぬべし
人のねがひを			

みねのひじりの	すみかさへ	昔の下にぞ	埋もれゆく
道はらふべき	人もがな	あなうの花の	世の中や
春の夢路は	空しくて	秋のこすゑを	おもふより
冬の雪をも	たれか訪ふ	かくてや今は	あと絶えむ
とおもふからに	くれはどり	あやしきよるの	我がおもひ
消えぬばかりを	たのみきて	なほさりととも	思ひつゝ
しばし都に	やすらひて	のこる御法の	花の香に
しひて心を	つくば山	しげきなげきの	ねをたづね
しづむ昔の	たまをとひ	すくふ心は	深くして
つとめゆくこそ	あはれなれ	わが君が代を	おもふにも
みやまのかねを	つく／＼と	千代にちとせを	添ふるほど
蜂の松かぜ	のどかにて	野にも山にも	にほひてぞ
のりの庭の	花のいろ	しばし心を	やすむべき
人の渡さむ	橋として	あすより後や	我が立ちし
つひにはいかが	あすか川	あすより後や	はれのきて
そまのたつきの	ひびきより	峯のあさ霧	

くもらぬ空に

立ちかへるべき

反へし 歌

さりともと思ふ心ぞなほふかき絶えて絶えゆく山川のみづ

【語釋】 ○山の座主 こゝに山と言はれてゐるのは、近江と山城との國に跨つて居る比叡山にある天台宗の本山延暦寺である。延暦寺を山といふのに對して、三井の園城寺を寺とばかり稱へることがあつた。さて座主といふのは、一寺の總裁の意味で、『釋氏要覽』には、「學解の優贖顯授なる者を取りて、座主と名づく。一座の主を謂ふ」と出て居る。醍醐寺や法隆寺などにも座主を置いた例もあつたが、後世には延暦寺ばかりに此の名稱を用ゐた。○年久しかりし 慈圓は建久三年天台座主となつて、同七年罷められ、元久元年再び座主に補せられて、同三年に之を辭するなど、重任すること四度に及んだ。○かうみやう 高名の字に當る。功績を顯はした事。○になくものし 二なくといふのは並ぶ者なく崇敬されたのをいふ。○飽かず思寸 不満足に感じ給ふこと。○さてもいかに 何事かあつて、その事が不思議に感ぜられる時に發する語で、いかにといふ語は鎌倉時代以後のものには他に話しかける時の發話として用ゐられたのが多く、疑問性の分子が極少くなつてゐるやうなのがある。○鷺のみやま 靈鷲山といふのと同じく、釋尊の久しく此の地に在つて佛法を説かれたところ。○月のかげ鶴の林に入り 鶴の林とは初叢のところにも説いたやうに釋尊が沙羅樹林で死滅された時この樹林まで枯死して白鶴のやうになつたといふ傳説があるから、釋尊の身影に譬へて其の死滅を述べたことば。○二千とせ云々 釋尊の死は西曆紀元前四百七十九年と言はれてゐるから、我が日本の曆に換算して見ると、第四代懿德天皇の三十二年に相當るので、神武天皇即位紀元百八十二年といふことになる。昭和三年より逆算すれば、二千四百七十年前である。この慈圓の歌に二千五百年とあるのは、おぼろげな記憶による概算である。

らう。○御法の水のあわ消えゆく 釋尊入滅の後、年久しくして其の教法が次第に薄らぎ衰滅するの意。○わが山川に沈みゆく心あらさふ わが比叡山の佛教の流に心を沈めて深い旨趣を求めようとする事。○あをやぎのいと所せく 青柳のは緑さいふ語よりいとといふ副詞に轉ずべく、序詞として置かれた語で、いと所せくは、求道の人の此の山に集まり来るが故に揚處も狭い程だといふのである。○花も紅葉も散りゆけば 花も紅葉もは求道者の色々な老幼智愚の人々に譬へたもので、多くの求道者が集まり来るかと思へば、やがて散りゆくに去りゆくをいふ。○木ず五跡なき云々 花も紅葉も散り果てた樹梢の寂寞を感じるが如き佛法凋落の山門に如何にして此くの如く凋落しゆくかと疑ひ迷ひて年月を過ごして居るとの意。○ひとり心をとどむ 自分一人に類類を恢復して興隆したいと、踏み止まつて努力するけれどもの意。○かひもなきの志賀の浦 努力する効果もない湖畔の山寺といふので、貝、渚、浦などは縁語を用ゐて文味を豊かにしたのである。○跡垂れましし日吉 琵琶湖に面して居る比叡山麓に鎮座し給ふ今の官幣大社日吉神社を言つたので、この社祭神は大山咋神である。やは助詞。○人のねがひをみつかは 願を満ち叶へさせる意を比叡山から琵琶湖へ流れ注ぐ川の名にかけたのである。○ながれも浅く云々 願をみつ川の流といふ語で神の威徳を言ひ、浅くなりぬべしと言つたのは、みつ川といふ浅い谷川より言ひかけて、神威の徳も段々と發揚せられなくなるだらうと慨歎した文句である。○みねのひじりのすみかさへ云々 峯のひじりとは延暦寺の高僧といふ意。僧侶の住居する堂舎までも青苔の下に朽廢しゆくをいふ。○道はらふべき人もがな 延暦寺の衰頹することから、佛道の疎まれゆくことを憂へて、この道のさまたげ物を追ひ拂ひ、寺堂の壯麗を増し、佛法の興隆を計り哭れる人も現れ出でよと希求したのである。○あなうの花の世の中や あなは感歎詞。うの花のうは憂を言ひかけた語のあやである。○春の夢路云々 春の夢路は延暦寺の嘗つて盛大であつたことを春宵のはかい夢に譬へたもの、秋のこずゑは寺運の傾きゆくのを秋葉の凋落に思ひ寄せたもの。冬の雪は季節が次第に人の心の沈みゆく中にも、白皚々たる雪の眺もあるものを誰か訪ひ觀る氣概の人もあ

るかさの意。○かくてや今は跡絶えむ 人の來り訪ふ者も絶えるやうなことがありはせぬかと悲觀した文句。○くれはとり 吳機織で、あやにかゝる枕詞。○あやしきよるの我が思 寺運の前途のみ氣にかゝりて、寢に就きても眠られず、不祥なる出來事のみ聯想し、つひ眠るかと思はれば悪夢におそはれるといふが如き狀態をいふのであらう。○消えぬばかりをたのみきて こゝの消えさいふ語は死ぬる意味だらうと思はれる。されば、經營懺悔のために辛勞して居るけれども、幸にして生命の保たれるばかりを氣強う思ひながら今日まで經營して來ての意。○さりともと思ひ 今は此の通りであるにしても、寺運の恢復されて、國家鎮護の大任務を盡し得る時機もあらうと思ひつゝの意。○やすらひて 休息する意。○のこる御法の花の香に云々 まだ消え失せても仕舞はぬ佛法の餘薫に勇氣を勵まされて居る意。○つくば山 筑波山は常陸に在る山の名であるが、このつくといふ語を「心をつく」の着くといふ意に用ゐ、さて筑波山といふ語から、縁語の繁きに及ぼしたものである。○しげきなげきのねをたづね 繁き慨歎すべき根本事由を検討する意であるが、なげきのきに樹木をきかせ、ねに根を譬かせて、文章のあやとして居る。○しづむ昔のたまをとひ この山寺を開いた創建業者の英魂を追想しの意。○すくふ心 現時の衰運を恢復すべき救濟的犧牲心。○みやまのかねを みやまは比叡山延暦寺のこと。この鐘から次のつくといふ副詞を引き出してゆく。○つくといふと 思ふにかゝる副詞。○わが君が代 これ後鳥羽院の知るしめす御代を指したものであらう。○峰の松風のどかにて 延暦寺の隆盛を來たして何等心配を要する事もなくとの意。○千代に千歳を添ふるほど 古歌には「千代經べき松」とか、「千とせ經る松」とかいふ語が多い。松樹は壽命の永い木であるから、かく言ひて、祥瑞を形容したり、前途を祝福したりする時に用ゐられてゐる。こゝのも上の松風から此の千代千歳などのめでたい語が呼び出されたので、後鳥羽院の統治し給うて隆昌な御代がまず、榮えゆくことを豫想せられる程といふ意。○のりの蓮の花の色云々 佛法を講説するところを法蓮といひ、その講話などが賑はしく盛に行はれることを花に譬へたのである。その講話が各地に普及することを野山に匂ふと

譬喩法と縁語法とで言ひなしたものである。○人を渡さむ橋として云々 佛の衆生を濟度しようといふ譬喩を、弘誓の舟などいふことがある。また「衆生を利濟する橋梁」といふこともある。この渡すは罪業深重の者を救濟して極樂世界に往かしめることをいふ。さて其の橋梁や舟筏が出来れば、安心することも出来よう。○つひにはいかか 前述の事情であるが、今後の事は如何なりゆくことか、明日すら氣に懸る由を述べゆくのである。渡すより川を呼び出し、川もあすか川を用ゐて、明日のあすを言ひ出だす語勢を整へたのである。「世の中は何か常なるあすか川昨日の淵ぞ今日は瀬になる」といふ古歌を思ひ合はせなければならぬ。○我が立ちしそま この語は延暦寺を創開した傳教大師の中堂建立の時に詠まれた「阿耨多羅三藐三菩提のほとけたち我がたつ袖に冥加あらせ給へ」といふ歌から出て、比叡山延暦寺の異名のやに用ゐられて来た。そまとは材木を伐り出す山林をいふ。叡山の樹木を伐り拓いて延暦寺を建立したので、たつは起立する意を伐り拂ふ意にかけて言つたものであらう。慈圓の歌にも「負ふけなく浮世の民に覆ふかな我が立つ袖にすみぞめの袖」といふ歌があることは、人の善く知つて居る所である。○たつきのひまきより云々 たつきは袖の裁つ木と續けた語で、袖人が丁々ミ材木を伐ることから響といふ語に續けたのである。天台座主として比叡山上の法務を總裁し、佛教宣布に努力するによつて、峯の朝霧の霽れ退きて晴天に立ちかへる青空の如く、寺運が思ふやうに發展するであらうかといふのである。○反歌 カヘシウタとよむ またハンカともよむことがある。長歌を詠んだ場合に、その大意を約めて陳べるか、又は長歌に陳べ餘した意を補足して詠むものになつて居るので、長歌の後に詠み添へる短歌である。○さりともと思ふこころ云々 今かくの如き情態であるにせよ、どうにかして此の頹勢を挽回したといふ精神は、こんな事に消え失せるものではなく、なほ深大であるとのこと。○絶えて絶えゆく云々 全然衰へ滅亡してしまふといふのではなく、しかも段々衰運に向ふことは、山から出る細谷川の水の如きものであるとの意。

【評論】 天台座主としての慈圓僧正は、世の尊信に價するものであつた。この長歌は、「明月記」に據るに、元久二

年四月頃の作と見えるから、慈圓が二度目に天台座主となつて、やゝ暫くした頃の心事を陳べたものと思はれる。この長歌を分解すれば、冒頭から「かなしけれ」までが第一段落、「あはれ御法の」から「流も淺くなりぬべし」までが第二段落、「みねのひじりの」から「あはれなれ」までが第三段落、「御山の鐘を」から最後の「立ちかへるべき」までが第四段落と見るべきであらう。第一段は、釋迦入滅より二千餘年も過ぎて、佛法が次第に衰へゆくのを悲しみ、第二段は、延暦寺に佛法の深奥を探らうと集まり来る人も久しく止まらず、自分が踏止まつて努力しても頹勢を挽回する効力なく、總鎮守たる日吉神社の神威も之を如何ともし給ふ由なきを訴へ、第三段は、佛殿僧舎も荒廢に歸して、誰人の力も之を再興し得ず、年月の経るまゝに参り訪ふ人も稀になりゆくを思へば、悲觀は加はるのみであるが、我が生命の承らへるのを一縷の望として、衰替の原因を探り、先哲の精神を汲んで、一山の興隆に更に努力すべきを誓ひ、第四段には、我が君が代の御上に就いて熟思するのに、國家鎮護の地位に在る延暦寺が隆昌に向つて、君が代の聖運を裨補するほど興隆し、衆生濟度の任務を盡すに至つたならば、やゝ安堵し得られようから、行末は案じられるが、上皇の御庇護の下に努力したならば、この憂雲の霧も晴れようかといふのが、此の長歌の大意のやうである。反歌は、此の意味を約め陳べたものであるのは、勿論である。不平を陳べたといふよりは、苦衷を哀訴したといふ方が適當であらう。これより先、建久七年十一月、關白藤原兼實が罷められたのに際して、慈圓も天台座主を罷められて、吉水に退居した。この時の事を「愚管抄」に記して、「慈圓僧正座主辭シタル事ヲバ、頼朝モ大ニウラミヲコセリ。」と言つて居る。内心には色々の不平もあつたらう。たゞ忍辱の身であるから、これを抑へて居たものと思はれる。

この長歌の體を一瞥するのに、五七調として作られながら、實は七五調になつてしまつて居る。平安朝の末から七五調が流行しはじめたのである。慈圓の四季の今様歌といふものは名高い。「春の彌生の曙に、四方の山邊を見渡せば、花盛りかもしら雲の、かゝらぬ峰こそなかりけれ」といふのは、その一例で、全然七五調の新體歌である。これらの新體歌を『拾玉集』に收められて居るが、『増鏡』に載せられ居る此の長歌は、『拾玉集』には見當らない。けれども、「山川に流るゝ水の哀にも淺瀬しら浪三云々」といふ長歌が載せられて居て、これはやはり五七調であるのを見たと、この時代には、五七調と七五調と並び行はれたことが知られる。

慈圓が歌に巧であつたことは、その住吉神社で詠んだ歌を見れば、最後の句を任吉の神と結んだもの十首も詠み、また或場合に最初の句を見せばやなし、最後の句を春の氣色をと結んだ歌を詠みはじめれば、同工異曲のもの十首よんだなど、かゝる例の多いのもわかる。一代の傑僧と謂ふべきである。

その二十五 定家中將の長歌

定家中將、折ふし御前にさぶらひければ、このかへしせよとて、さし給はする、げにいと疾く書きて御覽せさせけり。

久かたの	あめつちともに	かぎりなき	あまつ日つぎを
ちかひてし	神もろともに	まもれとて	我がたつそまを
祈りつつ	むかしの人の	しめてける	峰のすぎむら

色かへず	いくとしどしを	へだつとも	八重のしら雲
ながめやる	みやこの春を	となりにて	御法 <small>みほり</small> のはなも
おとろへず	句はむものと	思ひおきし	すゑ葉の露も
さだめなき	かやが下葉に	みだれつゝ	もとの心の
それならぬ	うきふし繁き	くれたげに	なくねをたつる
うぐひすの	ふる巢は雪に	あらしつゝ	跡絶えぬべき
谷がくれ	こりつむなげき	しひしばの	しひて昔に
かへされぬ	くすのうら葉は	うらむとも	君はみかさの
山たかみ	雲井 <small>くもい</small> の空 <small>そら</small> に	まじりつゝ	照る日を代々に
たすけ來し	星のやどりを	ふりすてて	ひとり出でにし
わしの山	世にも稀なる	あととめて	深きながれに
むすぶてふ	のりの清水の	そこすみて	濁れる世にも
にこりなし	沼の葦間に	影やどす	秋のなかばの
月なれば	なほ山のはを	ゆきめぐり	そら吹く風を
あふぎても	空しくなさぬ	ゆく末を	みつの川なみ
たちかへり	心のやみを	はるくべき	日よしの御かけ

のどかにて	君をいのらむ	よろづ代に	千世を重ねて
松が枝を	つばさにならす	鶴の子の	ゆづるよはひは
わかの浦や	今は玉藻を	かきつめて	ためしもなみに
みがきおく	わが道までも	絶えせずば	言の葉ごとの
いろ／＼に	のち見む人も	戀ひざらめかも	

反歌

君を祈る心ふかくばたのむらむ絶えてはさらに山川の水

【語釋】

○定家の中将 藤原定家が中将に任ぜられたのは、土御門天皇の建仁二年十月のこと。○折ふし御前に云々 慈圓が長歌を奉つた時、定家の中将も後鳥羽院の御前に伺候して居たとのこと。○このかへしせよ 慈圓の奉りたる長歌に對して返歌をせよと、院より定家に對して仰せられた御言葉。○さし給はする さしは指名しの意。特に定家に指名して命じ給うたので其の返歌をば。○御覽せさせけり 「御覽せさせ奉れり」とあるべきところ。○久かたの 久方とか、久堅とか書くけれども、借字で、日の刺す方といふ意であらう。天の枕詞であるが、月、星、雲、雨などにも冠するに至り、光、都にも用ゐられた例がある。○あめつちともに 天壤と共にの意。○あまつ日つきを云々 天つ日嗣は我が日本帝國の皇位をいふ。こゝは天壤地窮の皇業を開き誓ひ給うた天祖と諸共に、我が皇室を擁護し奉らうといふ目的で、この佛刹を創建したといふ意。○我がたつそまを祈りつゝ 延暦寺の興隆しゆくことを諸佛の保護せられるやうに祈り／＼しての意。○むかしの人のしめてける 昔の傳教大師が京の東北方にあたる比叡山を適當な場處として領有し延暦寺を創建したとの意。○峰の杉村云々 比叡山の峰

に群生して居る杉葉の青々として茶えて居るが如くの意。○いく年々を隔つとも 創建以來幾多の年数を隔てて後の代になることも。○八重の白雲ながめやる云々 花の都といふ京師の地は八重の白雲に紛ふ櫻花の咲き輝いて居る春景色に譬へられる都會の繁華さと相接近して居る事としての意。○御法の花も云々 延暦寺における佛法の花に比すべき盛大さも、永久に衰へることなく景氣づいて行くであらうと豫想した意。○すゑ葉の露も定めなき 延暦寺の事業を繼承して來た今日に至つては、萱草の末葉の露が散りやすいことの如く不安な有様である意。○かやが下葉にみだれ その末葉の露が漸々と下葉へ／＼散り亂れてゆくが如く、寺運が衰微しての意。○うきふし繁き吳竹 憂きふしは困難な事情。ふしと言ひ懸けたから竹と續けたのである。吳竹は吳の國より傳來した一種の竹といふこと、淡竹の類をいふ。○なくねをたつる鶯の云々 竹と言つたから、また其の縁ある鶯を用ゐたので、困難な境遇に遭つて慨嘆悲泣するほどのあはれな情況に在るをいふ。○ふる巢は雪に云々 延暦寺といふ古來有名な堂塔伽藍も荒廢して、鶯の古巢の積雪に荒されたやうだとの意。ふる巢とは縁語。○跡絶えぬべき谷がくれ 出入する足跡も絶えてしまふほどの谷間の奥の陰鬱さであるとの意。鶯は季節を得ねば幽谷に隠れるものであるから、それに擬してある。○こりつむなげき 溪谷の間に出入して木を伐つたり積んだりするやうな價値の少い事をする者はあるが、寺運の興復に資するほどの業績をあらはす事の出來ないのは慨歎の至だとの意。なげきのきに樹木を懸けてある。○しひ柴のしひて昔に云々 しひ柴は椎の木の細きが群立ち居るのをいふ。これはしひてさいはうとして先づ置いた語。しひては強ひてである。この椎柴は喪服を染める染料にすることから、死んだ人の生かしかへされぬことにかけて言つたものであらう。『新千載集』の哀傷の部に「椎柴にかへぬを歎く涙もてふかくぞ袖の色を染めつる」といふのがある。こゝでは寺運の興復しがたいことをいふ。○くすのうら葉はうらむとも 前のかへされぬをうけて居る。葛の葉は風に吹かれて裏かへしになることの多いものであるから、かへされる物のかへされぬのを恨みなげくことになるのである。うら葉にうらむを重ねたのは語呂をあやなして聲

調をよくしたのである。○君はみかさの山高み 君といふのは慈圓僧正を指した代名詞。みかしの山は三笠の山で、山高みは慈圓僧正は藤原氏の嫡流なる關白忠道の子で、基實、基房、兼實などと兄弟の間柄であるから、もし僧籍に入らなかつたら、三公の位地にも昇進すべき可能性があつたのだといふ意。三笠山を引かれたのは藤原氏の氏神である春日神社のあるところだからである。○雲井の空にまじりつつ 山の峯頭が雲の居る空に聳えて居ることから、宮廷の廟堂に出入しつづの意にかけて言つたので、雲の上人といふ語などを思ひ合せなければならぬ。○照る目を代々にたすけ來し 天つ日嗣の天子を祖先の歴代が輔翼し奉つて來た家柄であること。○星のやどり 支那の古説では、天帝の左右に侍衛する三台星といふものがある。上台は虛精、中台は陸渾、下台は曲順。これを我が國の太政大臣、左大臣、右大臣の三公に擬して三台星といふ。やどりは支那の天文字で二十八宿などいふ星の位置あれば、これを譯出した語であらう。こゝでは三公の位をいふ。○ひとり出でにし鶯の山 鶯の山は佛の聖靈の常住するところをいふのであるから、慈圓が三公にも昇られる可能性を顧みず、ひそり自ら進んで佛門に歸した奇特の事蹟を賞揚した語である。○あととめて 常人の爲し得ぬ行跡を尋ねての意。○深き流にむすぶてふ云々 歴史ある寺門の傳統を繼いで佛説に歸入したことを深き流に水を抱ひ汲むことに譬へて言うてある。○のりの清水の云々 佛説の旨趣の深遠にして盡きざるを討究し給ふ心底の清淨にして、今日の如き人心の汚濁して居る世に在りながらも、汚濁の心がないて、慈圓の態度や心情を稱讃された語である。○沼の葦間に影やどす云々 沼の濁水に生えて居る葦の間にも清き影をうつす中秋の月の如く、日吉の神の威徳圓滿にまします事であるから、月影が湖沼の上のみならず山の端のあたりへ行きめぐり照らすやうに、日吉の神は比叡山延暦寺を擁護し給ふであらうとのこと。○そら吹く風をあふぎても云々 僧正が空吹く風にも譬へられる神の威風を信じて仰ぎ尊ぶならば、それに對しても神は之に感應して、従前のまゝに祈願を空しくせず、山門の行末をも見そなはして護り給ふであらうとのこと。○みつの川浪立ちかへり みつの川は比叡の山間 里發する川であるから、その川波の

立ちかへるが如く山門の寺運が興復する意を述へるに引用したので、みつのみは寺運の將來をみそなはすのみに懸けてある。○心の闇をはるくべき云々 僧正が寺運の衰へゆくことを慨く心の陰翳さを晴らし給ふであらうと察し奉られる日吉の神の威徳が長閑なる日光の如く顯はれて、寺運興隆の時が到るであらうとの意。○君をいのらむ云々 これは僧正が皇室の萬代に千世を重ねて榮えますやうにと祈る心を推測して「君を祈らむ」といつたものであらう。その君が代の萬代千世をこまごやうに、千世萬代を重ねて榮える松が枝の間を常に飛び遊んで、翼によつて翔け鳴らす鶴の子が、長壽であるべき齡を僧正に譲つて、長壽であるべき僧正は、まだく老いたやうには見えぬ、ますく若やいで元氣に過ごされよとのこと。○わかの浦や云々 このわかの浦には年齢の若いことと、和歌の道とを懸けてある。さて僧正は一方に佛道界の人として延暦寺のために努力せられるが、また他の一方には歌道のためにも熱心なことであるから、かの和歌の浦に玉藻を刈り集めるが如く、面白い詞藻を以て、奇作妙吟を詠み出でられよといふのである。○ためしもなみに磨きおく 古今に例もない程に詠歌を彫琢し推讃して置くの意。○わが道までも云々 我が和歌道までもいよく精を出し勵まれるならばの意。○言の葉ごとのいろいろに その詠み出でられる一首一首の各別なる特色に對しての意。○のち見む人も云々 今日においては言ふに及ばず、後代に至りて其の詠歌を見るであらうと豫想せられる後人までも、僧正の人格や風韻を戀ひ慕はぬといふことがあらうかとの意。○君を祈るの歌 延暦寺は元來皇室を擁護し奉る筈の寺であるから、その座主たる僧正が本來の趣旨に則りて、我が皇運の隆盛を祈る心深いならば、我が皇室に於かせられても山門を顧みとせられることであらう。此の延暦寺の法水が絶え果てるやうにしては更に止むべきものでないから、僧正が嘆き憂へられるとほり、我が皇室に於かせられても、其の興復の事に御心を注がせられる時機が來ようとして、勵ましたり論したりした意と見える。

【評論】

藤原定家が父俊成の後を承けて、歌道史上の大俊才であることは、世に定評がある。この事は、定家の歌

集である「拾遺愚草」に「拾遺愚草自外」とを繕く者の共に首肯する所であらう。この長歌並に反歌も、前の慈圓大僧正の長歌並に反歌とて載せられてゐる次に、つゞけて載せられてゐる。この詞書には、「水無瀬殿にさぶらひしに、大僧正の長歌を詠みてたてまつられたる返事唯今つかうまつるべき由仰せごと侍りしかば、やがて書きつけ侍りし」と叙してある。勅命によつて、匆卒の間に詠じて御覽に供へたものであることは明である。今この長歌を精讀するのに、前後の二大段落に區分して見ることが出来る。前段は發端の「久かたの」から、「濁れる世にも濁なし」まで、後段は言ふまでもなく、「沼の葦間に」から「戀ひさらめかも」までである。前段の大意は、延曆寺創建者の之を建立した精神と理想とを叙して、さる由緒ある名刹が漸く傾き衰へたことに言及し、それから慈圓大僧正が權貴の門から出て此の法燈を繼ぎ法水を汲んで、苦境に立つて居る身の上に同情し、その信念の清らかなのを賞揚したのである。後段の大意は日吉神社の神徳が此の事業に對する苦衷を憐み助け給ふであらうから、殘の壽命を大切に於て大僧正の得意な歌道に精進されるならば、後世の人からも敬慕を受けるであらうと慰諭し激厲したのである。反歌は前の長歌の意思を短縮して述べたものである。さて、この長歌の内容はさることながら、その叙述の法には、簡略に失したるところがあり、あまりに多く譬喩法に依つて居るところがありなどして、歌意の判斷に苦まれる節々があるのは、定家のやうな名人の作としては、遺憾であるまいか。詞形の上からも、五七調の亂脈に陥つて居るところ／＼があるのは、残念である。定家の歌集を通覽するのに、長歌といふものの載せられて居るのは、此の一首である。これによつて考へるのに、卿は長歌を多く作つた人ではなかつたのである。咄嗟の間に之を作り得た技倆を多とすべきであらう。

その二十六 土御門院の御懷舊

新院ものどかにおはしますまゝに、御歌をのみよませ給へど、よろづの事もいでぬ御本性にて、人々など集めて、わざとあるさまには好ませ給はず。建保の頃、内々、百首の御歌詠み給へりしを、家隆の三位、また定家の治部卿の許などへ、いふがひなきちごのよめるとて、遣はして見せ給ひしに、いづれもめでたく、さまざまなる中に、懷舊の御歌に、

秋の色を送り迎へて雲の上に馴れにし月も物忘すな

とある所に、定家の君驚き畏まりて、うらがきに、あさましくはかられ奉りける事などしるして、

あかざりし月もさこそは思ふらめ古き涙も忘れぬ世を

と奏せられたり。院もえむありて御覽すべし。げにかゝ御心動かすしもおはしますまむと、その世の事かたじけなくなむ。今もすこし、世の中隔たれるさまにてのみおはしますこそ、いとほしき御有様なめれとぞ。

【語釋】 ○新院 土御門上皇。 ○のどかに云々 心のおちつき平靜なのをいふ。土御門上皇も御讓位の後は御閑散で、心しづかに月日を過させられるから、御歌を詠んでばかり居らせられるのが意。土御門院の御製集としては、『土御門院御集』とて、『群書類從』卷二百二十八に收めてある。また『土御門院御百首』といふものがある。これは『群書類從』の卷三百八十六に容れてある。この院の詠ませられた歌として傳はつて居るものが五百五十七首あるといふ。 ○もていでぬ御本性 世間の表面にあらはれて華やかな事を好ませられぬ御生れつき。御内氣なこと。 ○わざとあるさまには云々 わざ／＼人を集めて其處で歌を詠

むさいふやうな事をば好ませられず、自然の感興に任せて歌を詠ませられたとのこと。○建保の頃 建保は順徳天皇の年號で、建保四年十二月六日に改元されたのである。それから七年目に承久と改まつた。建保元年に土御門上皇は御年十九であらせられた。○内々 表立たぬ場處での意。○百首の御歌 これは前に記した『土御門院御百首』で、建保四年三月、定家卿點九十二首朱、家隆卿點九十八首墨と記されて、それ／＼評點のしるしが附けられてある。それにまた定家卿裏書、家隆卿定家卿のもとへつかはす狀、定家卿返事、家隆卿中院へまいらす御文などが奥に附録されてある。○家隆の三位 この人は中納言光隆の子で、和歌を藤原俊成に學んだ。俊成は家隆の將來をトして必ず歌仙となるであらうと推賞した。やがて定家と並べ稱せられて、雙壁であつた。藤原良經は斯の人を以て當世の人麿であるときへ評した。前後詠歌したのが六萬首といはれてゐる。宮内卿に任ぜられ從二位に叙せられた。嘉祿三年八十歳を以て歿した。『壬二集』といふ家集がある。○定家の治部卿 藤原定家が治部卿に任ぜられたのは、順徳天皇建保四年正月十三日で、此の年定家は五十五歳である。定家は家隆よりは四歳の年少である。治部卿といふ官は、デブキヨウとよみて、雅樂、僧尼、山陵、外交の事を掌り、雅樂寮、支番寮、諸陵寮を支配して居た。○いふがひなき兒のよめる 我はと言ふにも足らぬ子供が詠んだ歌といふことで、大に謙遜し給うた御詞である。○懐舊の御歌 土御門上皇が先に天皇の御位に在らせられた頃の御事を追憶し給うた御歌。土御門天皇は建久九年正月御父たる後鳥羽院から受禪して踐祚あり、此の時御齡四歳、御弟君たる順徳天皇に御讓位になつたのが承元四年十一月で、此の時土御門上皇は御齡十六歳、足掛十三年間の御在位であつた。さて此の御歌を詠ませられたのは建保四年頃であるとすれば、御讓位の後七年目あたりで、上皇の御齡二十二歳ぐらゐな頃である。御追想が深かつた事であらう。○秋の色をの御歌 年毎に皎々たる秋の夜の輝を懐しく送迎して、雲の上と言はれる皇居に於いて相馴れ相親んだ月である。その月よ、汝も其の曾て相馴れ相親んだ舊誼を忘れるなよとの御感懐である。この御歌は土御門院御百首の雜の部に入れてある。○定家の君驚き云々 この舊誼を忘れるなよ

といふ御感懐に對し奉つて、おのづから上皇に遠ざかりがちである身の驚き長まり來らざるを得なかつた事であらう。○うらがきに 上皇の御詠草に對して、定家が裏書し奉つたのである。○あさましくはかられ奉りける事 あさましくは思の外の事に達着して驚き呆れる状態をいふ語。はかられは計略にかけられ、欺かれる意。これは大かた土御門院が御位を讓り給うた場合に、御父上皇後鳥羽院が第三皇子守成親王を愛し給ふあまり、土御門院に對して讓位を強ひ給うた事情など言つたのであらう。定家卿裏書といふ文は、「さればこそ只事とも覺えず候ひつるものを。いだしぬかれまいらせて候けり。道理にて候。すでに露顯。感涙千行。あさましきたはことを仕候ける。あさましく候。はやう破られ候べし。あかざりし月もさこそはしのぶらめふるき涙も忘れぬ世は、いまはかきくらしめて、物もおぼえず候。」とある。○あかざりしの歌 あかざりしといふのは満足に思はなかつたの意。あくは飽くで、飽滿を感ずること。歌の大意は、あの際に十分に思はず不滿を感じて居た月も、定めし陛下と同じ感懐を持つて居ることであらう。その不滿に感じた時の憤り恨んだ涙のこころをも、忘れ果てることの出來ぬ世の中であるものをといふのであらう。本書における土御門院が太上天皇の尊號を受け給うた事を叙した條に、「もとの御門、今年こそ十六にならせ給へば、いまだ遠なるべき御さかりに、かゝるをいと飽かず、あはれと思されたり。云々と記してあつたのを思ひ合せて見なければならぬ。○奏せられたり 定家から土御門上皇に對して奏したのである。○院もえむありて云々 後鳥羽院も何かの機會があつて、これらの歌を御覽になることがあらうとの意。○いかが御心動かすもおはしまさむ 土御門上皇の舊懐の御歌に對して、どうして御心が動かさないで居られませうかの意。○かたじけなくなむ 長多く勿體ない事だとの意。なむといふ助辭の下に感ぜられるなどの語が省かれて居る形である。○世の中隔たれるさま云々 土御門上皇が御讓位ののち世の中から疎遠に扱はれ居給ふことに御同情した詞。なめれはなるめりのこそを受けた形。

【評論】

後鳥羽、土御門、順徳の三帝は、我が歴代天皇の中に就いても、際立つた歌人でおはします。しかも、本

書の著者の眼に映じた土御門院は、憂鬱性に富ませられた御方であらせられるが、これは御集に収録されて居る數百の御詠歌からも、よく證據立てられるのである。憂鬱性なのは、土御門院の御本性であらう。たゞ其のやうに見奉る時は、何といふ事もないけれども、十六歳といふ若いさかりに仙洞御所の御身とならせられ、十年の月日は、春も秋も不平不満の中に過し給うた事であらうから、とても多數の歌人を會して花やかに歌合の興趣を味ひ給ふが如き浮いた御心持にならせられなかつた事は、察し奉らなければならぬ。「愚管抄」の著者が、この御讓位の際における氣分を記した「さて過ぐる程に、承元四年九月十日は、き星とて、久しく絶えたる天變の中に第一の變と思ひたる彗星いでて、夜を重ねて久しく消えざりけり。世の人如何なる事かと恐れたりけり。御祈どもあり。慈圓僧正など、熾盛光法おこなひなどして、出でずなりたれど、御つゝしみは如何にてある程に、同十一月十一日に復た出で來にけり。其のたび、司天のともがらも、大に驚き思ひける程に、上皇信を致して御祈念などありけるに、御夢の告のありけるにやとぞ、人は申しける。忽に御讓位の事を行はれて、承元四年十一月二十五日に受禪の事ありけり。」といふ文や、「大相國(頼實)のむすめの中宮(麗子)は其の後内おりさせおはしまして、新院とておはしますに參らせ給ふべきを、今はさなくてありなむと、院(後鳥羽)の御氣色ありければ、院號蒙りて、陰明門院とておはしませしけり。」といふ句に讀み到时、誰しも土御門院が憂鬱性の歌人であらせられた事に御同情申上げないでは居られぬであらう。「神皇正統記」の著者は、やゝ露骨に「天下を治め給ふこと十二年、太弟に讓りて、尊號例の如し。この御門まさしき正嫡にて、御心ばえもたゞしく聞え給ひしに、上皇愛鍾に遷されましけるにや、程なく讓國あり。立太子までもあらぬさまになりき。」と叙して居る。新院の上皇としての御日常生活が、如何に寂寥なものであつ

たらうかは、智者を俟たずして明であらう。咲き誇る花、喜び囀る鳥、照り輝く月は、樂天的な詩人にこそ、美しくも見えよう、面白くも聞かれよう。憂鬱性の歌人には尙も憂鬱の枝葉を繁らせるばかりである。土御門上皇の御うへには、月光さへも能く光輝を放たなかつたであらう。定家や家隆の如き人々が、久しぶりに潜かに御見舞申上げたのは、せめてもの事である。さても、承久亂後の土御門院は、そも如何にならせ給はうとするか。

第二 新島守

その一卷 名 解 題

この新島守といふ卷には、まづ武士の起源といふことから筆を下して、平氏や源氏の武權を樹てた事を叙し、北條氏が頭を擡げた事に到り、その藤原頼經を將軍に戴き、自らは陪臣たる執權の地位に居て、謙抑を裝ひながら大に、暴威を振ふ事より、やがて後鳥羽法皇の北條氏討伐といふ一大事變を喚び起し、關東の代表者たる伊賀光季の切腹を序幕として、いはゆる承久の戰亂に入り、三上皇の遠島遷幸といふ悲惨事に叙述を進めて居る。隱岐、土佐、佐渡、における三上皇配所の御有様を記してあるあたりは、著者の最も力を注いだところで、本書の一大眼目とも言はれよう。新島守といふ卷名は、後鳥羽法皇が配所で詠ませられた「われこそは新島守よ隱岐の海の荒き浪風心して吹け」といふ御製から採られたのである。

〇の二 おはやけの御守

たけき武士のおこりを尋ねれば、いにしへ田村、利仁などいひけむ將軍どもの事は、耳遠ければ、さし措きぬ。そのかみより今まで、源平の二流ぞ、時により折に従ひて、おはやけの御守とはなりにける。

【語釋】

〇たけき武士 勇猛な武士といふのは、我が國史上における勇猛な武士といふことで、必しも源氏とか北條氏とかを指したのであるまい。武士はモノノフとよむ。モノノフといふ語は、『萬葉集』などには、「もののふの八十氏河」とか、「もののふの八十伴雄」とか、多く用ゐられたもので、武勇な職を以て朝廷に仕へ奉る健男の稱である。〇田村 阪上田村麿のこ。桓武天皇の頃重く用ゐられて、蝦夷平定の功を奏した大將軍で、嵯峨天皇の弘仁二年に五十四歳で薨じた人。この人の墓は山城國宇治郡栗栖野にあつて、田村塚とも、將軍塚ともいはれ、國家に大事あらうとする時は、塚内が鳴動するとの傳説がある。平安朝の頃、將軍が出征するに際して、此の墓に參つて祈禱するのが例になつて居た。〇利仁 左大臣藤原魚名が六世の孫。父は時長、鎮守府將軍であつた。利仁は沈勇にして謀略に富み、延喜年中、鎮守府將軍に任ぜられて、下野國高座山の賊宗藏安藏が百餘人を結衆して貢物を剽掠したので、之を討ち破つて武威を振はせたことがある人である。〇耳遠ければ云々 隨分古い時代の事實で、今日の事とは關係も薄いやうに感ぜられる談であるから、こゝで談るのを止めにしたとの意。〇おはやけの御守 おはやけとは大宅の義であるが、公の字義にもなり、朝廷の意ともなつて居る。こゝのは朝廷の意。御守はオンヤモリとよむ。これは朝廷を守護する意。

【評論】

我が國における武家史の起源を叙したものである。こゝの第一節は文章が完全でないやうに思はれる。け

れども、我が國の武士の起源を尋ねれば、いにしへの田村麿や利仁など名乗つた將軍どもの事から始めなければならぬけれども、それは時代が餘りに隔つて、今日の人には諒解し難く、耳遠い感があるから、談話する事は差控へる事にきめたといふやうに解かなければなるまい。武家發生の當時から今代にかけて、源平の二流が時代の推移に應じて、朝廷の守護に任じて來たといふのは、一應は道理ある言と聞える。けれども、世降り人變りて、末流になれば、平家も驕奢にして朝廷を守護するに念なく、源氏も強豪にして却つて朝權を抑壓するあり、之を今後世より觀れば、北條氏といひ、足利氏といひ、國史に汚點を印したものと評しなければならぬものがあつた。大義名分の見地に立脚しては、源平二流ともに、その功よりも、其の罪が多いと論斷するの當るものがあるのを遺憾としなければならぬ。更に大なる遺憾は、當時國內に至誠の氣の鬱勃たるものがなく、源平をして其の罪過を恣にせしめるの止むを得なかつたことである。人心の傾向に注意する者には、一段の嚴戒を要する。

その三 平氏の源流

桓武天皇と聞えし御門をば、柏原の御門と申しけり。その御子に式部卿の御子と聞えしより五代の末に、平將軍貞盛といふ人、維衡、維時とて、二人の子をもちたりけり。間近く榮えし西八條の清盛のおとは、かの太郎維衡より六代の末なりき。その一門亡びしかば、この頃は僅に在るかなきかにぞさまよふめる。さて、かの維時が名残は、ひたすらに民となりて、平四郎時政といふもののみぞ、伊豆の國北條の郡とかやにあめる。それも維時には六代の末なるべし。

【語釋】 ○桓武天皇 第五十代の天皇。光仁天皇の庶長子。御母は高野新笠。 ○柏原の御門 カシハバラノミカドとよむ。桓武天皇の御陵は初め山城國深草山柏原といふ土地にあつたので、この御名を用ゐるに至つたのであるが、平城天皇の大同年水害のために破損したから、伏見山松原に移し奉つた。これが今の紀伊郡堀内村に在る御陵である。 ○その御子に云々 その御子に式部卿の御子と聞えしませり、それより五代の末に云々の意。式部卿の御子といふのは、桓武天皇の第三皇子葛原親王の御事。桓武天皇—葛原親王—高見王—高望王—國香—貞盛—維衡—正度—正衡—正盛—忠盛—清盛—重盛—維盛— ○西八條 京都の八條坊門の南、大宮の西、八條の北、壬生の東にあつた入道相國清盛の邸宅。長門本の『平家物語』には、一平相國禪門をば八條太政大臣と申しき。」とも、「入道殿の西八條の宿所の東門に札をぞ一つ打ちたりける。」ともある。 ○あるかなきかに云々 微賤の身となり、人の注意もひかないので、有るか無いかわからぬ程の者となりて、彼方此方に漂浪して居るやうだとのこと。 ○名残 血筋の者。 ○ひたすらに民となり たゞわけもない職業に従事する平民となりの意。 ○平四郎時政 北條時政のこと。貞盛—維時—直方—聖範—時直—時家—時方—時政—義時— ○伊豆の國北條の郡 伊豆の國には、郡名としては、田方、君津、君澤、賀茂の四郡あるばかりで、今日では田方と賀茂との二郡に制定されて居る。北條といふ郡名はない。但し北條といふ地名は今も残つて居て、懷舊の情を起させる。郡とはコホリとよみて、町村を統べる一地方をいふので、州を區分した部分をいふ。

【評論】 同じく平氏といふけれども、これに色々の系統がある。桓武平氏、仁明平氏、文徳平氏、光孝平氏の四流ありて、その桓武平氏といふ中にも、葛原親王から出たもの、萬多親王から出たもの、賀陽親王から出たもの、仲野親王から出たものなど、小別し得るのである。しかしながら、平氏として枝葉繁茂の態を成し得たのは、葛原親王から出た家である。これも平將軍貞盛なく、入道相國清盛がなかつたら、この大繁榮を見るには至らなかつたであらう。家門の興隆を欲する者は、こゝに鑒る所がなければならぬ。志ある者は、連に宇宙善化の道に邁進するがや。

その四 源氏の源流

また源氏武者といふも、清和の御門、或は宇多の院などの御後どもなり。二條の院の御時、平治の亂に、伊豆の國蛭が小島へ流されし兵衛の佐頼朝は、清和の御門より八代のながれに、六條の判官爲義といひし者の孫なり。左馬頭義朝が三男になむありける。

【語釋】 ○源氏武者 ゲンシュムシヤとよむ。源氏を名乗つて居る武士。 ○清和の御門 清和天皇は五十六代の天皇。今『本朝皇胤紹運録』によりて、この清和天皇系統の源氏を抄出すれば、



○宇多の院 宇多天皇は第五十九代の天皇。また此の天皇系統の源氏を抄出して見よう。



○二條の院 第七十八代の天皇。保元三年八月後白河院より受禪し、永萬元年六月六條院に讓位あらせられ、その七月廿八日に二十三歳で崩御あらせられた。 ○平治の亂 平治は二條天皇の保元四年四月二十日に改元された年號である。この亂の起因は保元の亂に際して、源義朝は平清盛と共に戦功が高かつたのに、清盛は藤原信西と結託して榮進し、義朝は重く任せられぬので、源平兩族の間に勢力上の反目を生じた。こゝにまた藤原信賴が近衛大將たらむことを希望したのに、信西は之を不可となし、後白河上皇を諫めて之を妨げたので、信賴は義朝を誘うて信西に報いようとし、義朝は信賴を利用して平氏の權勢を殺がうとし、清盛の熊野に參詣した不在中に乗じて兵を擧げ、内裏三條殿を犯し、後白河上皇を御書所に、二條天皇を黒戸御所に幽閉し奉つたので、清盛が兵を集めて之を討平した騒動が、即ち平治の亂である。 ○蛭が小島 伊豆の國田方郡菟山村あたりに流されて居た川筋の枝川との間に洲のやうなものが出来て居て、この洲には蛭が多く居たから、蛭が小島と唱へられたといふことである。今は地勢が變化して田圃となり、僅に數十坪の地に榜標し、その歴史を記して、來訪者に示して居るに過ぎない。 ○兵衛の佐頼朝 この人は源義朝の第三子。保元三年に皇后宮權少進となり、保元四年正月右近衛將監となり、同年十二月右兵衛權佐

となつた。平治の亂の起つたのは、此の十二月であるから、十二月二十八日に解官せられ、翌永萬元年二月十一日に伊豆の蛭が小島に流されたのである。時に年十四。 ○清和の御門より八代のながれ 清和天皇―貞純親王―經基―滿仲―頼信―頼義―義家―爲義―義朝―頼朝― ○六條の判官 爲義の家は京都の六條堀河に在つた。保元の亂の時爲義は崇徳上皇に召されて、白河殿に參つたが、上皇は召に應じて參内したのを賞せられ、近江國伊庭の莊、美濃國青柳の莊、並に鶴丸の太刀を賜うた。この時また判官代に任ぜられた。判官代はハウグワンダイミとよむ。判官といふのは、何の役所でも、長官、次官、判官、主典の四部が置かれたものであるけれども、判官代といふのは、藏人所における六位の藏人を其の如く呼ぶことがあるので、これは宮中における種々の御用を勤める。例へば日々主上の召し上がる御膳の御給仕などをする役目などといったものと見える。爲義は此の判官代に任ぜられたので、六條の判官と呼んだのである。 ○左馬頭 サマノカミとよむ。これは、馬寮といふ役所が、左右二つに分れて居て、そこに頭、助、允、屬といふが如き官制が行はれて居る、その長官が言ふまでもなく左馬頭とか右馬頭とか、稱へられたのである。義朝は保元の戦功によつて保元元年七月十一日左馬頭に任ぜられたのであるが、これを不満に思つて、平治の亂の張本人となつたのである。

【評論】 源平藤橘は我が國民の中における四大氏族である。この中最も繁殖力に富んで居るものは藤原氏であらう。藤原氏の歴史を詳しく述べようとするならば、少くとも我が國史の半分以上に説き及ばさなければならぬ。しかし、その勳功史の叙すべきものも多いかほりに、罪過史の語るべきものも少くはないであらう。これに稍々匹敵するものは源氏だと言はなければならぬ。皇親から出て、源姓を賜はり、臣籍に入られた者はなか／＼多くある。今、伴信友の研究に據るのに、嵯峨、仁明、文徳、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐、村上、華山、三條、後三條、順徳、後嵯峨、後深草、正親町の諸天皇よりする系統があるので、源姓を賜はつたものは、百を以て數へるは

ど多いのである。その中でも、清和源氏、宇多源氏、村上源氏の三流が、分派を最も多く出して居る。宇多源氏としては、佐々木、六角、京極、五辻の家々、村上源氏としては、久我、梅溪、久世、岩倉、千種、植松、東久世、六條、土御門、中院、愛宕、北畠、大河内、赤松の家々が、それである。清和源氏に至つては、他に比を見ない英雄の人を生んで居る。これに屬する者を點檢するのに、多田、土岐、新田、足利、吉見、阿野、愛智、木曾、武田、佐竹、甘利、板垣、一條、岩崎、小笠原、伴野、大井、竹内、平賀、大内、山名、大井田、大館、仁木、細川、畠山、今川、斯波、澁川、石塔、一色、吉良、桃井など、百花爛漫たる有様である。その如何にして、かゝる美觀を呈するに至つたかは、かの河川の源流を探究するのよりも、更に頗る興趣の深い問題である。史的文學の曠野には大に面白い種が随分澤山にのこされて、人の探るに任せてある。

その五 源頼朝の擡頭

西八條の入道おとど、やう／＼榮華衰へむとて、後白河院をなやまし奉りしかば、安からず思されて、かの頼朝を召し出でて、軍を起し給ひしに、しかるべき時や到りけむ、平家の人々は壽永の秋の木がらしに散り果てて、遂にわたつ海の底の藻屑と沈みにし後、頼朝いよ／＼權をほどこして、更に君の御後見を仕うまつる。相模の國鎌倉の里といふ所に居りながら、世をば掌の中に思ひき。皆人知り給へる事なれば、今更に申すもなか／＼なれど、院のうへ位に即かせ給ひし初より、世のかためとなりて、文治元年四月、二の階をのぼりしも、八島の内のおとど宗盛をいけどりの賞と聞ゆ。建久の初つかた、都にのぼる。その勢のいかめしき事、い

へば更なり。道すがら、あそびものどもまゐる。遠江の國橋本の宿につきたるに、例の遊女おほくえもいはずさうぞきて参れり。頼朝うちほくえみて、

はしもとの君になにか渡すべき

といへば、梶原平三景時といふ武士、とりあへず、

たゞそま山のくれであらばや

いとあいだてなしゃ。馬鞍こんくくりものなど、運び出でて引けば、喜びさわぐ事かぎりなし。

【語釋】 ○西八條の入道 平清盛のこと。清盛は仁安三年二月病にかゝり、剃髮して法名を精運と稱したが、後には淨海と改めた。入道といふのは、佛の正道に入つて修行する者を稱する名である。必しも寺院に住する者に稱するとは限らない。○榮華衰へむ清盛は六條天皇の仁安二年二月に従一位太政大臣となつて以來、その五月に之を辭任こそはしたけれども、放肆驕逸で、天下の實權を左右する有様であつたから、上下之を忌み憎んで、藤原西光、藤原成親、源行綱、僧徒寛などが平氏討滅を計畫したけれども、計が漏れて、事は成らなかつた。その事が後白河法皇の密旨より出たといふので、清盛は其の黨類を處分し、法皇をも鳥羽殿に幽し奉らうとしたことがある。治承三年に重盛が薨じた時、法皇は關白藤原基房と議して其の所領越前の莊園を沒收された。基房の兄基實の子基通は清盛の女婿である。この基通を中納言にと望んだけれども、勅許がなかつた。これらの事は考へ来れば、此の榮華衰へむの豫想が出来る。之を以て清盛は仰白河法皇を恨み懼つたのである。○後白河院を惱まし奉り 清盛は基通を昇進せしめたいといふ志の成らざるに至つて、大に憤懣し、即日奏請して關白基房を罷め、女婿基通を内大臣關白となし、法皇に親近する者、即ち太政大臣藤原師長、權大納言源資賢など三十九人の官職を奪つて自己意中の人物を其れ

ノの官職に就かしめるやうに推薦し、法皇を鳥羽殿に幽閉し奉つたなどの暴舉。出でた類の事を指した。○かの頼朝を召し云々。治承四年四月頼政が以仁王に平家追討の事を勸説し、王も其の事を決心せられて、令旨を發し、東山東海北陸三道の諸國の軍兵を下して清盛を追討すべく、源氏藤氏の人々を語らされた。頼朝も此の令旨を承つて、國々の源氏の奮起を促す意味の狀を書き下した。以仁王は後白河院第二の皇子であるが、御母成子の出が權勢に乏しい家なので、親王にもならぬ御不平もあつて、頼政の勸説に動かされ給うた點もあつたむろ。かくて頼政は忽ち敗死したけれど、頼朝が伊豆で兵を擧げると間もなく、木曾義仲も信濃で擧兵した。それから、富士川の戦があり、越中の砥波山における合戦があり、宇治勢多の戦があり、一の谷、屋島の戦があり、終に壇浦の平家滅亡となつたのである。後白河法皇が直接に頼朝を召し給うたのではないやうである。

○壽永の秋の木がらし。壽永は安徳天皇の御代における年號。壽永二年七月義仲が兵を擁して入京したので、平家盛等は安徳天皇を奉じて西走したことを、樹の葉の秋風に散るに譬へた語。○遂にわたつ海の底の藻屑と沈み。一の谷に破れ、屋島に破れた平家が元暦二年三月二十四日壇浦に破れて、二位殿平時子即ち清盛の後定が安徳天皇を抱き奉つて入水されたのを始として、

多くの人々が入水されたことをいふ。わたつ海といふ語は、單に海といふのと同じ意に用ゐる。藻屑と沈みは藻屑と同様に沈む意。○權をほどこし。平家が壇浦で没落した後は、源頼朝が兵馬の實權を握つて、諸國に守護を置き莊園に地頭を置くことな

奏請し、勅業を創成したのをいふ。權は權力や、政事を處分し得る力。ほどこすは遍く敷き及ぼすこと。○更に君の御後見を仕らまつる。平家に代はつてまた天皇の後見として征夷大將軍を拜命したこと。○鎌倉。相模國鎌倉郡一帯の地の古名。源氏が幕府を設けたのは、由井が濱に臨んでゐる狭小の地で、今の鎌倉町あたりであつたらう。○世をば掌の中に思ひき。世とは

天下とか國家とかいふ意。掌の中とは人が物を掌中に握つてゐるやうに、平易に扱ひ得ることを信じてゐたとの意。○院のうへ位に即かせ給ひし初。御鳥羽院の御踐祚は壽永二年八月で、頼朝が弟範頼義經をして義仲を討たしめたのは同年十二月、義

仲が宇治勢多に破つたのは其の翌年正月、平氏を一の谷に破つたのは其の二月、鎌倉に公文書を設けたのは其の八月、同じ鎌倉に問注所を置いたのは其の十月、守護地頭を制定したのはまた次の年文治元年であるから、幕府の基礎は此の時に成立したのである。○世のかため。天下を統轄する重任に當る意。源頼朝が征夷大將軍に任ぜられたのは御鳥羽天皇の建久三年七月十二日。

○二の階をのぼりし。頼朝は義仲を追討した功によつて壽永三年三月廿七日正四位下に叙せられたのが、その翌年即ち文治元年四月廿七日從二位に陞敘せられたのをいふ。○八島の内のおさゞ宗盛。八島は讃岐國木田郡に屬する瀬戸内海の一小島で、

元暦元年平家盛等が一の谷の戦に大敗し、安徳天皇を奉じて此の屋島に遁れ來り、城を築きて之に據つたのが、いはゆる屋島の御所である。内のおとゞは内大臣。宗盛は平清盛の第二子。宗盛の内大臣は壽永二年十月三日任命、同二年二月二十七日に上表して辭職したが、八月六日解官除名となつて居る。けれども、いはゆる八島の御所では、もこの官のまゝを稱へて居たことであらう。○いけどりの賞。壇浦の戦に平家の軍勢は大敗となり、人々が海水の中に没入したのに、宗盛父子は一旦海に入つたけれども、やがて生擒された。『平家物語』の「大臣殿父子被生擒給事」の條に、「大臣殿は入らむさもし給はず、船端に立ちて四方を見まはしておはしけるを、あまりのにくきに、侍が通るやうにて、つき入れ奉る。是を見て右衛門督飛んで入り給ひにけり。

——伊勢三郎義盛が熊手に懸けて、右衛門督をとりて引上げ奉る。大臣殿はわざと遊び寄つて捕はれ給ひぬ」と敘せられてゐる。また「大臣殿父子關東下向事」といふ條もある。是等の敘述によつて、宗盛が源氏の手を生擒されたことがわかる。○建久の初つかた云々。源頼朝が京都に上つたのは、建久元年十一月七日で、藤原兼實の『玉海』に「七日晴、時々風吹。此日源二位頼朝朝入洛。申刻着六波羅新造亭云々。騎馬帶弓箭、不着甲冑云々。院以下洛中諸人見物云々」と記されて居る。その十二月鎌倉に歸着したのである。○あそびものどもまゐる。遊女どもを途中時々呼んで興を添へられたとのこと。○橋本の宿。近江國濱名湖の南海に通ずる切戸に橋を架してあつたのが、濱名の橋で、元慶八年始めて架せられたものは、長さ五十六丈、幅二丈三

尺といふ大橋であつた。この橋の西詰荒居村の西南に續いてあつた驛路の一村落を橋本宿といつたさうである。○えもいはず言葉にはいひ現はしがたいほど。○さうぞき 裝束といふ語の語尾をカ行四段に活用したもので、身なりを飾り立てたこと。○橋本の君に何をか云々 橋本の君とは其の土地の遊女たちを指したもので、渡すべきは祝儀として何か與へようと思ふが何を與へたらよからうかの意。渡すは橋の縁語。○梶原平三景時 鎌倉景政の後である。その人となり材幹武略はあつたけれども、狡猾奸佞な方であつた。頼朝に事へて各地に轉戦して功はあつたが、義經との間が不和であつた爲に、義經を頼朝に讒言して、義經の終を全うせしめなかつた。口辯に長じ、和歌を好んだ。○たゞ袖山の云々 袖山は材木を伐採する山。これは榑の字を當てる語で、木材のことをいふ語。ハシク、ク、イ、のク、イ、も是と同じであらう。くれであらばやのくれと言はうとして、かけ詞として此の語を用ゐたので、くれは呉れ與ふる意。では打消の語。○あいだてなしや 間隔なしといふので、無分別なことをいふと、無愛想の意に用ゐたのであらう。やは感歎詞。○馬鞍こむく、りもの これは遊女等に頼朝より賜はつたものである。馬に鞍をも添へて與へ、また紺の括染にした布帛類をも與へられたので、盛な賜物であつた。○引けば 引出物をせられ、ばの意。引出物といふのは、古くは貴重品を人に贈るには馬を用ゐたもので、厩から引出して來て與へるから、この語が出來たものであるのに、後には馬を贈るのでない場合にも此の語を用ゐた。

【評論】 騙れるもの久しからずと言はれた平家が没落して、源氏が次第に擡頭してゆく有様を簡潔に叙したところである。平家と源氏とが新陳代謝する局面にも、兩家の功過と命運とは、まのあたり映じ奉るが、その際に流れてゐた時代思潮の種々相に就いても考へさせられる。殊に際立つて注意を喚起するものは、清盛と頼朝との性格である。こゝの文章の後半に橋本宿の事を叙して、頼朝の性格を髣髴せしめようとした若者の着想は、平凡な事このやうで。平凡でない。連歌にあらはれた頼朝と景時にも、また兩人の情緒が味はれて、興趣が淺くない。頼朝も流

石に武骨一偏の人ではなかつた。

その六 兵馬の權源氏に移る

その年の十一月九日權大納言になされて、右近の大將をかねたり。十二月の朔日ごろ、よろこび申して、おなじき四日やがつかさをば返し奉る。この時ぞ、諸國の總つみふくしといふ事うけたまはりて、地頭職に我が家のつはものどもをなし集めけり。この日本國の衰ふるはじめは、これよりなるべし。さてあづまに還り下るころ、上下いろ／＼のぬさ多かりし中に、年ごろもいのりなどし給ひし吉水の僧正、かの長歌の座主のためひつかはしける。

○あづまぢのかたになこそこの關の名は君を都に住めとなりけり
御かへし、頼朝

○都には君にあふさかちかければなこそこの關はとほきとを知れ
その後もまたのぼりて、東大寺の供養にまうでたりき。

【語釋】 ○その年 建久元年。『公卿補任』の建久元年權大納言の條に、「正二位源頼朝四十四、十一月九日任。同日聽勅授（勳功賞）。同月二十四日兼右大將。十二月四日辭兩職。」とある。○權大納言 太政官において、大臣の下に位する官に大納言、中納言、少納言などがあつた。大納言は大臣と共に天下の政事に參與し、大臣が居ない時は太政官の政務を奉行した重役である。大寶令の制度には四人としてあつたのを後鳥羽天皇の御時には六人と定められた。大納言二人、權大納言四人の割合であつたら

ら。○右近の大將 近衛府といふものは、左右にわかれて居て、禁中を警衛し、行幸の時には供奉する役目で、將、將監、將曹、府生の四等あり、將には大將、中將、少將がある。○よろこび申して 任官の御禮を申上げての意。○つかさ 官職に對する固有の國語。つかさを返すは辭職のこと。○この時ぞ この時とはいへど、必しも建久元年當時をいふのではない。頼朝が總捕使を置かれるやう朝廷に奏請したのは、平家を追討する時で、土肥實平、梶原景時等を總追捕使として中國筋を守護せしめたが、平家が滅亡した時には此の職が無用になつたので、文治元年六月には之を廢することを奏請したのである。然るに、此の年また頼朝は義經や行家との間に不和が生じたので、義經からは頼朝追討の院宣を奏請し、頼朝からは再び總追捕使の任命を奏請したので、義經が奥州で藤原泰衡に殺されたのは文治五年であるから、建久元年の前年に當る。この時といつたのは、大凡のことを言つた語である。○總追捕使 この増鏡ではソウツヰフクシとよませてある。追捕使はツヰフクシとよむのが普通である。これは以前地方で好悪な者を捕へたり、暴徒を追討するための押領使とか追討使とかいつたのと同じやうな臨時の役目である。總追捕使と言つても、日本全國を統括する意味ではなかつたが、頼朝は天下兵馬の權を掌握した形になつて居たので、全國的の意味が附加されて聞えるに至つたのである。頼朝が六十六箇國總追捕使に任命されたやうな事實は見當らない。○地頭 職 京都を護衛し、國亂を鎮定し、土地を管理し、租税を徵收する務はあるが、主として莊園内に起る不逞の徒や盜賊などに備へる役で、之を追捕した場合には守護職に交付したのである。さて、その莊園といふのは、王朝時代以後漸次に發生して來た田園所有上の一事體で、勢力ある寺社及び豪家の私有地である。もと朝廷から賜はつた土地もあり、新しく開墾した土地もあり、他から買ひ取つた土地もあり、他人のものを奪ひ取つたものもある。これらには官へ租税を納めて居るのと納めて居ないのとあつた。かゝる性質の莊園であるから、種々なる紛争の絶える時なく、弊害が多かつたのである。○我が家のつはものども云々 熊谷直實を熊谷郷地頭職に、源行家を四國地頭に、義經を九州地頭に補した類。○この日本國の衰ふる云々 日本國とは之

を統治し給ふ朝廷を指して申したので、國家統治の實權が源氏の手に移りゆくのを指摘した言である。○あづまに還り下る頼朝が上洛して、種々の光榮に浴し、それから關東鎌倉に下向する時分で、建久元年の十二月中旬であらう。『嚴管抄』に「カヤウニ在京ノ間、人ニ譽メラレテ、幾程モナクハ轎、東大寺、天王寺ナドへ參リメグリテ、十二月十八日歸リテ下リニケリ。前ノ日大功田百町宜下ナド給ヘケリ。」云々とある。○上下いろ／＼のぬき 頼朝が鎌倉へ歸るといふので、上下の人々から種々の餞別品を贈つたのをいふ。ぬきといふのは、旅行する人が其の安全を祈る爲に道祖神に獻る絹布の類をいふので、見送る人から此の手向の品を餞別のしるしに贈りなどしたのである。○年來も祈など云々 以前から頼朝の爲に讀經などして成功を祈つて居たといふ心交ある吉水の僧正慈圓も歌をつかはされたとのこと。○かの長歌の座主 前に述べた談の中にある長歌の作者たる天臺座主。○あづま路の歌 あづま路の方、すなはち常陸と陸奥との境に勿來の關といふのがある。勿來といふのは來る勿れといふ意である。それは君が東路の方へ來る勿れといふ意に聞えるから、君を都に踏み留まりて永住するやうに勸める心であらう。とにもかくにも名残が惜しことであるから、今暫くなりとも逗留せよかしの意。○都には歌 都には君に再び逢ふといふ名を負うて居る逢坂山も程近いとほり、いづれまた再會の期も近い中であらうから、遠いところに来ること勿れといふ關所があつても、それには碍げられないで、一旦は別を告げなければならぬとの意。遠きとを、これのをは、語調を整へるために入れた感歎性の助詞である。『古今集』に「人はいさわれは無き名の惜しければ昔も今も知らずとをいはむ」の中に在ると同じである。○東大寺の供養 大和國奈良にありて、大佛で有名な寺である。この寺は聖武天皇の御願によつて天平勝寶元年に創建せられ、殿の高さ十五丈六尺、東西二十九丈、南北七丈、大佛は結跏の座像で高さ五丈三尺五寸。これが前期の東大寺、然るに第八十代高倉天皇治承四年十二月二十八日平重衡の兵火に燒かれ、建久六年に至つて再建が成就したのである。その三月供養が行はれた。供養といふのは、佛前に種々の物を供へて念佛すること、再建落成の喜を佛に告げて、佛徳を讚美するのである。

この三月十一日頼朝は若宮御臺所を伴うて奈良に入り、馬千匹、米一萬石、黄金一千兩、絹一千疋を寄進されたといふ。

【評論】 参議にもならず、中納言をも經ずに、權大納言に昇り、兼ねて右近衛の大將にもなつたのは、はなはだ異數である。尋常の公卿であるならば、如何に胸中の満足を感じたことであらう。然るに、まだ一箇月もたぬ中に、拜謝の御禮を申し上げたと思ふ間もなく、此のやむごとなき官職を惜しげもなく辭退した頼朝が心底には、何物が潜んでゐたのであらうか。頼朝には大臣も關白も望み得たであらうに、その道に出ずして、天下兵馬の實權を獲得したのは、彼が名を軽くして實を重んずる大野心から出たもので、この時舉朝之を拒否して、彼の野望を遂げざらしめたならば、或は國史上の一大變態たる武家政治の端緒を啓かして、北條、足利、織田、豊臣、徳川氏らの跋扈を見る苦惱に陥らずに済んだかも知れない。頼朝をして世襲的將軍政治の創造者たらしめたのは、當時の事情止むを得なかつたのであらうが、巨眼にして此の大危機を洞視し、之を拒否し防遏すべき道理を絶叫する傑人のなかつたことを痛嘆せざるを得ないのである。増鏡の著者が、「この日本國の衰ふるはじめは、これよりなるべし。」といふ一言を挿入し得たのは、千古に光を放つ大史眼である。しかしながら、一頼朝の上洛や鎌倉下向が朝野を搖がす其の人氣輿望を見ては、風の如くに往き風の如くに來る巨人の英姿を想ひ浮べずには居られない。

その七 頼朝將軍となる

新院の御位のはじめつかた、正治元年正月、あづまにて頭おろして、おなじき十三日、年五十三にてかくれにけり。治承四年より天の下に用ひられて、二十年ばかりや過ぎぬらむ。北の方は、さきに聞えつる北條四郎

時政が娘なり。その腹にをのこ二人あり。太郎をば頼朝といふ。弟をは實朝ときこゆ。大將かくれて後、兄はやがて立ち繼ぎて、建仁元年六月二十二日從三位、同日將軍の宣旨をたまはる。またの年、左衛門督になさる。かくれども、少し落ちぬ心ばへなどありて、やうく、つはものども、そむきくゞにぞなりにける。

【語釋】 ○あづまにて云々 正治元年は建久十年四月に改元されたのである。昨年十二月相模川橋の落成供養があつて、頼朝も臨場されたのであるが、その歸途落馬して病氣を惹き起したのが、ながく治らない。そこで正治元年正月十一日には薨逝し、十三日に薨去されたのである。『百鍊抄』には「所勞に依る」と記されており、『愚管抄』には、「十年正月ニ關東將軍所勞不快トカヤ、ホノカニ云セシ程ニ、ヤガテ正月十一日出家シテ、同十三日ニウセニケリト、十五六日ヨリ聞ヘ立チニキ。夢カ現カト人思ヒタリキ。」と敘述されて居る。 ○かくれにけり 薨去したること。 ○天の下に用ひられ 天下の大事のために活動したことをいふ。頼朝が伊豆で義兵を擧げたのは、安徳天皇踐祚の治承四年で、彼が三十四歳の時であつた。これより元暦二年三月に平氏を討滅し、建久元年に權大納言となり、右近衛大將を兼ね、建久三年に征夷大將軍となつたなど、二十年間の勳功を認めて言つたものであらう。 ○北の方は 頼朝の夫人は北條時政の長女政子。女子を陰とし北方を陰とするが故に、大臣や殿上人の如き貴人の室家では、夫人の部屋を北方に造り設けた。これを以て貴人の妻をも北の方と稱へたのである。 ○北條四郎時政 伊豆の豪族北條時家の子。頼朝が伊豆の蛭が小島に流された時、平氏の命を受けて頼朝を監視したのであるが、頼朝が時政の長女政子に通じたのを心づきながら、知らない顔して、頼朝を厚遇して居た者である。頼朝が以仁玉の令旨を奉じて義兵を擧げた時は、之に味方して平兼隆を殺し、頼朝が鎌倉に卜居して政子を迎へた時に及んでは、その岳父たるを以て益々頼朝に重んぜられ、頼朝、實朝の將軍たる時は外祖父として權を専らにした者である。 ○頼朝 頼朝と政子との間に生れた長子。幼にして射

衛を能くし、十九歳の時父を喪ひ、二十二歳にして征夷大將軍となり、やがて政子と時政とに強ひられて遷葬し、伊豆の修禪寺に幽せられて居たが、元久元年七月時政の使に浴室で刺し殺された。年二十三。○實朝 頼家の弟。頼家が伊豆に幽せられたのは建仁三年九月で、實朝の將軍となつたのは、同年同月であつた。此の時、實朝は十七歳。承久元年正月公曉に弑されたのは三十三歳の時。○左衛門督 サエモンノカミとよむ。衛門といふのは、宮門を禁衛し、また行幸の時に供奉する武官で、大寶令の制度では、衛門府は一つであつたが、嵯峨天皇の時左右二つ置かれた。督は長官。○おちぬ心ばへ 舉動が軽々しく、沈着鷹揚の風が乏しい態度。心ばへは心意の状態をいふ。○つはものども云々 武士どもが頼家に心服せずして勝手な向々の行動を執りつゝあるのをいふ。

【評論】 頼朝が五十三年の一生は長いとは言ふことが出来ない。けれども、保元平治の亂このかた鎌倉幕府の創設に至るまで、彼の閱歴した期間は、國史においては頗る多事多難であつた。單に此の期間が多事多難であつたといふばかりではなく、彼が弟義經をして平家を壇の浦に討滅せしめてから、いよ／＼鎌倉幕府を創設するに至るまでの彼が胸中に描かれてゐた政權掌握の計畫は、如何に推想せられるか。事多くは大江廣元の獻策に因るとも想はれるにせよ、幕府の政治が相續して七百年間の變態を生ぜしめた責任の大部分は、彼に在ると言はなければならぬ。七百年の變態期間における治績に就いては、別に功過を論じなければならぬけれども、幕府の創業者たる頼朝にして、五政輔佐を活動の基調として居たならば、かくの如き變態的影響が國史上に及ばなかつたらうとも推論せられるのである。近年我が國民の政治思想は、種々の變色に染め成されようとする形勢が、ところ／＼にあらはれてゐる。この發芽と成長とは嚴密な注意を要する。

その八 時政父子の權勢

時政は遠江守といひて、故大將のありし時より、私の後見なりしを、まいて今は孫の世なれば、いよ／＼身重く、勢そふこと限なく、うけばりたるさまなり。子あり。太郎は宗時、次郎は義時といへり。次郎は心も猛く、たましひまされるものにて、左衛門督をば、ふさはしからず思ひて、弟の實朝の君に附き従ひて、思ひかまふる事などもありけり。

【語釋】 ○故大將 頼朝をいふ。 ○私の後見 朝廷における攝政關白は公の後見といふべきものである。これに對して幕府に幹事するものを私の後見と言つたのであらう。時政は、頼朝が守護地頭を置かうとするに當りて、朝廷に其の事を奏請したので、朝廷でも反對意見も出たけれども、反對論を駁撃辯論して事の決着に至るやう努力したのは、この時政である。功によつて七箇國の地頭になつて、幕府の施政に參與した。○まいて まいての音便。○孫の世 頼家や實朝は時政の外孫。○うけばりたる 諸事を引受け權力を専らにする。○宗時 傳が詳でない。「北條九代記」にも此の名が見當らない。○義時 時政の子。時房と政子とは兄に當る。○たましひまされる 氣象が雄大強盛である意。○ふさはしからず 將軍として不適任であるこの意。○思ひかまふる 頼家を廢し實朝を將軍たらしめようとする計畫をする意。

【評論】 さすがの俊傑頼朝も、その女を入内せしめて朝廷における外戚の權を振ふことには目的を達し得なかつた。征夷大將軍を世襲的のものとして源氏の大基礎を据ゑつけることには成功したけれども、よく其の事業を守成すべき子供を養育する道には、殆ど失敗した。この失敗は頼家や實朝を俊傑たらしめ事業を守成せしめなかつた失

敗といふに止まらず、時政のやうな老獪な者の女と相婚する時に取り返しつかない大失敗が演ぜられたとは、彼も氣附かなかつたであらう。そうして、彼の子孫は時政や義時に乗ぜられてしまつたのである。

○その九 頼家の最後

督は日にそへて人にもそむけられゆくに、いといみじき病をさへして、建仁三年九月十六日、年二十二にて頭おろす。世の中のこり多く、何事もあたらしかるべき程なれば、さこそ口惜しかりけめ。をさなき子の一萬といふにぞ、世をば譲りけれど、うけひくものなし。入道はかの病つくるはむとて、鎌倉より伊豆の國へ、いで湯あびに越えたりける程に、かしこの修善寺といふ所にて、遂に討たれぬ。一萬もやがて失はれけり。これは實朝と義時と、ひとつ心にて、たばかりけるなるべし。

【語釋】

○督 左衛門督頼家。 ○そむけられゆく 背反せられて權勢を失ひゆくこと。 ○いといみじき病 『愚管抄』に「頼家ハ世ノ中心チノ病ニテ、——ヤガテ出家ノスナハチヨリ病ハヨロシク成リタリケル」などあるのを見ると、精神錯亂のことかと思はれる。 ○世の中のこり多く 年齢が二十二歳ぐらゐで、前途有爲の身であること。 ○何事もあたらしかるべき程 今出家して隱退するといふ事は、すべて決心もつきかね残念に思はれる年齢だといふこと。 ○をさなき子の一萬 これは頼家が比企能員の女若狭局といふ者との間に擧げた男の見で、この時六歳であつたらうと思はれる。 ○世をば譲り云々 一萬は源家の嫡流であるから、頼家が隱退の跡を譲り渡さうとしたけれど、何分にも幼少であり、傍に頼家の跡をねらつて居る者もあることとて、之を承認する者はないとのこと。 ○入道 頼家が出家してから後の稱。 ○いで湯浴び 温泉に浴して、病氣を療治し

ようとしたのをいふ。

○修善寺 伊豆の國田方郡修善寺村は温泉の湧出するのを以て名高い。こゝには修善寺とて僧空海の開基した寺がある。この地で源範頼や頼家の殺されたのは、人の能く知つて居る事實で、今も粗末ながら其の二人の墓がある。

○遂に討たれぬ これは北條時政が外孫たる頼家を浴室内で殺させたのである。殺した下手人の名は詳でない。『愚管抄』には、「サテ次ノ年ハ、元久元年七月十八日ニ、修善寺ニテ又頼家入道ヲバ刺殺シテケリ。頼ニモ得捕リ詰メザリケレバ、頼ニ緒ヲツケテ、陰囊ヲ取リナドシテ殺シテケリト聞ヘキ。トカク云フバカリナキ事ドモナリ。イカテカ〜其ノ報ナカラン。」云々と記されてゐる。 ○一萬も 時政と政子と計を合せて、一萬の外祖父比企能員を殺し、能員の族人が一萬を擁して小御所といふに據つて居たのを、畠山重忠が義時の命によつて攻めたので、守る者は防ごこゝが出来ずして火を放つて自殺したので、一萬も焚死したのである。このことは元久元年の前年即ち建仁三年十一月三日のことである。これも『愚管抄』には「ソノ年ノ十一月三日終ニ一萬君ヲバ義時トリテ置キテ、藤馬ト云フ郎等シテ刺殺サセテ埋ミテケリ。」とある。本書の敘述は後先になつて居る。

【評論】

頼家は將軍とはいふものの、弱冠の青年である。その身が病に犯されて、政治を執るに堪へないならば、周囲の人、殊に政子や時政や、義時などは、能く之を援護すべきが當然である。當然ではあるのに、その當然に出なかつたのは、理由が存したのである。一は北條氏側の政權慾が熾烈であつたことである。一は實朝擁立派の運動が盛であつたことである。他の一は頼家將軍の性格と舉措とが母政子をはじめ一族の興望に副はなかつたことである。この中最も勢力をなした理由は、恐らくは第一の理由であつたらう。しかも、頼家の病が劇しくなつた時、政子は頼家をして關西三十八國の地頭を削いて弟子萬に傳へ、關東二十八國の地頭と天下總守護とを子一萬に譲らしめた。この處分の定まつた時、一萬の外祖父比企能員が一萬の母をして威權が兩屬してゐては他日の争端は此處

に啓かれるであらう。北條氏を滅して此の禍を除くのが最上の策であると、頼家に進言せしめたのが、政子に感づかれ、時政に知られるに至つて、第一の理由は更に悪性を加味されることとなつたのであらう。本書の著者が「これは實朝と義時と一つ心にてたばかりけるなるべし。」と論じ去つたのも、一應道理ある見方ではあるが、まだ要領を盡して居ない。

その十 實朝の顯榮

さて、今は偏に實朝故大將のあとを承け継ぎて、官位とこほる事なく、よろづ心のまゝなり。建保元年二月二十七日正二位せしは、閑院の内裏造れる賞とぞ聞き侍りし。同じき六年權大納言になりて、左大將を兼ねたり。左馬のつかさをさへぞ附けられる。その年やがて内大臣になりても、なほ大將もとのまゝなり。父にもやま立ちまさりて、いみじかりき。このおとゞは、おほかた心ばへうるはしく、猛くもやさしくも、よろづめやすければ、ことわりにも過ぎて、ものふの靡き従ふさまも、父にも越えたり。いかなる時にかありけむ、
山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふた心わがあらめやもとぞよみける。

【語釋】

○實朝云々 『愚管抄』に「カクテ京へ脚カノボセテ、千萬御前元服セサセテ、實朝ト云フ名モ京ヨリ賜ハリテ、建仁三年十二月八日ヤガテ將軍宣旨申下シテ、祖父ノ北條ガ世ニ關東ハ成リテ——三々トある。將軍の旨を受けた時、實朝の年十二。 ○建保元年 順徳天皇即位より四年目。實朝の年二十二。 ○閑院の内裏 京都二條西洞院にある。土御門天皇の御

代に炎上したので、順徳天皇在位の頃實朝が後鳥羽上皇の勅命によつて閑院内裏を造營した。それが建保元年に竣成したから、上皇は此處に移御になつた。 ○左馬のつかさ 馬寮は左右に分れて居る。この官は頭助充屬の四等であるが、實朝の任ぜられたのは左馬寮御監といふ役であつた。 ○内大臣 ナイダイジンとよむ。職掌は左右大臣の出仕せぬ場合などに、内大臣之らに代りて政務や儀式の事を總べて掌る。三公の外に置かれてあつたから、員外の大員と言つた。實朝が内大臣に任ぜられたのは建保六年十月九日である。 ○父にもやま立ちまさり云々 父の頼朝よりも官等高くなつたことを云ふ。頼朝は權大納言正二位征夷大將軍までしか昇らなかつた。實朝が建保六年十二月には右大臣正二位で左大將を兼ね、征夷大將軍の宣旨をも受けて居たから、「父にも稍立ちまさり」と言はれたのである。 ○よろづめやすければ云々 剛柔兩方面を兼ね具へて、何事の場合に當つても、適任者と思ひなされる資格の人であるから、人望があつたとの意。 ○山はさけの歌 この歌は實朝の歌をあつめたる『金槐集』には、「太上天皇御書下預時の歌」と題してあり、『新勅撰和歌集』卷第十七に「ひとり懐を述べ侍りける歌」と詞書してある。この歌の大意は、山は決裂し、海は漂蕩して淺くなつてしまふことがあるとも、いかなる場合に皇室に對しては他意なく至誠を以て奉公しようと決意したところを述べたのである。『金槐和歌集』に「鎌倉右大臣歌集」もいふもので、實朝歌の六百首ほど集めたもので、憂快な詠が多く見える。

【評論】

頼朝は偏狹なところもあつたが、主として剛健實實をもつて立つて居たやうである。しかるに、實朝は武士の靡き従ふさまも、父の頼朝より越えて居たといへ、志驕つて頻に官位の昇進を望んだ。建保四年六月には權大納言にして左近衛中將を兼ね、同じ六年正月には權大納言になつたのに、なほ屢使を遣はして左近衛大將を兼ねたいと請ひて、廷議としては父頼朝の故事によつて右大將に擬せられてゐたのを、頻に請ふものであるから、藤原道家が左大將たるを停めて、實朝を之に替はらせられた。しかも即日更に左馬寮御監をも兼ねさせられた。これ

は、朝廷において實朝の才幹を信じ認めての事であつたらうか。後鳥羽上皇が實朝を昇進せしめ給うた御心底を拜察すれば、關東の霸權が強大となつて壓しがたいのを悪んで、實朝の驕辰な態度が人心を失ひ、おのづから斃れるまでに至るやうに仕向けやうといふ策略を以て、實朝の請ふがまゝに官を授け給うたやうである。また實朝にしては、源氏の正統漸く細つて力なく、やがて絶えるかも知れぬといふ危機に臨んで居るから、今は高官に陞つて家名を揚げるより外はないと、大江廣元の諫言に對して、辯じて居る。上皇が武家の強大を惡み給ふのも、皇威を保つ上には必要であり、實朝が衷情にも一種の深い悲哀がある。かくして、内大臣にもほり、遂には右大臣にも轉じ進んだのである。平氏は驕つて滅びた。源氏も驕つて滅びるであらう。平氏の驕は積極的であり、源氏の驕は消極的である。前者は幼弱の天皇を擁して西海に走つたけれども、皇室に忠なる所以ではなかつた。後者は「君に二心有らめやも」と吟じ、「ひんがしの國に我居れば朝日さす貌姑射の山のかげさなりにき」と詠じたけれども、また眞に皇室を護る所以ではなかつた。驕慢奢侈は忠君愛國に對する賊である。

その十一 右大臣實朝の薨去

時政は建保三年にかくれにしかば、義時はあとを繼ぎけり。故左衛門督の子にて、公曉といふ大とこあり。親の討たれにしことを、いかでかやすき心あらむ。いかならむ時にかとのみ思ひわたるに、この内大臣、また右大臣にあがりて、大饗など、めづらしく、あづまにて行ふ。京より、尊者をはじめ、上達部殿上人おほくとぶらひいましけり。さて鎌倉に遷し奉れる八幡の御社に、神拜にまうづる、いといかめしきひときなれば、國々の武士は更にも言はず、都の人々も扈從しけり。立ちさわぎのしるもの、見る人も多かる中に、かの大ところちまぎれて、女のまねをして、白きうす衣ひきをり、大臣の車よりおるゝほどを、さしのぞくやうにぞ見えける。あやまたず首をうちおとしぬ。その程のどよみみじき、思ひやりぬべし。かくいふは承元元年正月廿七日なり。そこら集ひあつまれるものども、たゞあきれたる外のことなし。京にも聞しめし驚く。世の中火を消ちたるさまなり。扈從に西園寺の宰相中將實氏も下り給ひき。さならぬ人々も泣くゝ袖をしぼりてぞ上りける。

【語釋】 ○北條時政の死 「北條九代記」によるのに、建保三年正月六日に卒去したのである。行年七十八。法名明盛。伊豆の修禪に葬られた。 ○義時はあとを繼げり 義時は時政の第二子、北條氏二代の執權として、幕府の實權を握つたのをいふ。 ○故左衛門督 源頼家をいふ。 ○公曉 頼家には、一萬丸、公曉、千壽丸の三子があつた。公曉は第二子。この人、幼名は善哉、頼家の殺された時は四歳。後に剃髮して公曉と號し、園城寺に入り、公胤といふ者に從つて業を受けて居たが、やがて鶴岡

八幡宮の別當に補せられて居た。○大とこ 大徳を音便讀にした語、徳行殊勝な高僧を稱する語であるけれども、こゝでは僧侶に對する敬稱として用ゐられたのである。○いかならむ時にか云々 公曉が物心つき、父頼家の殺されたのを怨み、いかにして實朝と義時とを殺して、怨を報じようと、いつも考へてゐたのをいふ。○この内大臣 實朝をいふ。○大饗ダイキヨウとよむ。大臣を拜命した時、公卿以下の人々を招きて、酒宴を張る習慣があつた。これを任大臣の大饗といふ。實朝が右大臣になつた時の拜賀の禮が鎌倉で行はれたのは、建保七年正月廿七日の事であつた。○京より云々 大饗のために京都より招かれた人々は、權大納言藤原忠信、權中納言藤原實氏、參議左中將藤原國通、正三位平光盛、刑部卿藤原宗長の五人である。この五人が檣櫓毛の車に乗つて關東に下り、拜賀の式に列せられたのである。○尊者 大饗における正賓としての身分高い人はいふ。○鎌倉に遷し奉れる八幡の御社 後冷泉天皇康平六年八月、源頼義が安倍貞任を陸奥に征討する時、京都の男山八幡宮を此の地に勧請したものである。○扈從 とも人となつて、後に從ふこと。○さわざの、しる 群衆の雜踏し喧騒すること。○かの大とこ云々 公曉が群衆に紛れ、女装して近づき、大臣實朝の車から下りるところをねらつて、首うち落したとある。「愚管抄」には「夜ニ入ツテ奉幣終ツテ、實朝ノ石橋ヲ下リテ、扈從ノ公卿列立シタル前ヲ揖シテ下襲尻引キテ、筋モチテユキケルヲ、法師ノ形相頭巾ト云フ物シタル、馳セカカリテ、下ガサネノ尻ノ上ニノボリテ、カシラヲ一ノ刀ニハ切りテ倒レケレバ、頸ヲ打テ落シテ、取リテケリ」とある。これらの史實としては、どちらが眞を傳へて居るに近いか知れぬが、「愚管抄」には稍委しく叙してある。○宰相中將 宰相は政府の大政を執る總理大臣などいふに當る官職をいふべき語であるけれども、參議の異稱としても用ゐられた。こゝのは後の方。中將は近衛府の次官。この府の四等官は、大將、中將、少將、將監、將曹であつた。西園寺實氏は公經の長男で、後には太政大臣まで昇つた。實氏は實朝のすぢかひ從弟に當る。

【評論】

實朝の死は、北條氏が政權慾のために、公曉を教唆して之を殺さしめたものであるといふ。この事は古來

の論者が多く説いて居る所である。北條時政、義時などの人物に對して、この位な嫌疑を懸けられるのは、免れなところであるが、公曉としても、實朝を憎み、また一方將軍の地位を羨望するのあまり、北條氏の教唆がなくとも敢て此の殺害を企てたであらうとも、推察すべき理由はある。鶴岡における拜賀式の如きは、公曉をして暴舉の目的を達せしむべき危険の日であるかも知れぬとは、實朝に近侍する人々の氣づかなかつたことであらうか。大江廣元は頼朝以來源氏に仕へて居る智者であつた。鶴岡拜賀の時日が此の二十七日の戌刻と定められるに當つて、廣元は暮夜の不便を理由として、白晝擧式の意見を提出して居る。しかも、源仲章が暮夜に禮を行ふのは故事であると力説したので、廣元の言が用ゐられなかつたのである。また當日に至つて、廣元は頼朝が東大寺の落成式に臨んだ故事に倣つて、甲冑を帶して事變に備へるがよいとの意見を提出してゐる。しかも、また仲章は甲冑説を駁したので、實朝も仲章の言に從つたのである。右大臣實朝に死の機會を與へたものは、源仲章であるとも言ひ得るやうな氣がする。當日實朝の髪を梳つた者は秦公氏であつた。其の時、實朝はみづから髪を抜いて公氏に與へ後日の記念とせよと戯れたが、實朝の遺骸を勝長壽院に葬るに當つて、首は公曉に持ち去られたので、實朝が公氏に手づから與へた一絲の髪を以て首級に代へるの餘儀なきに至らうとは、實朝も公氏も曾て豫期せぬ所であつたに違なからう。しかしながら、當日實朝が庭前の梅花を見て

いでていなば主なき宿となりぬとも軒端の梅よわれを忘るな

と詠じたといふのは、偶成の歌としては、あまりに豫言的ではないか。第宅を出て鶴岡の南門に到つた時、鳩の鳴く事が異常であつたとか、下車する時誤つて劍柄を折らしたといふが如きは、必しも凶事の前兆とするには價せぬ

事であるけれども、事後においては、かゝる事までも其の前兆として信すべき價值あるかの如く感ぜしめられるものである。實朝の一生は「愚管抄」の著者をして言はしめるならば、愚に用心なくして詠歌にのみ耽り、大臣大將をけがしたといふはかない一生であつた。實朝の首は他日岡山の雪の中から求め出て來たといふけれども、實朝を再起せしめる事も成らず、源氏の命脉を繼ぐわけにはゆかなかつたのこそ、哀愁のかぎりであつた。既に天下は北條氏のものであつたのである。

その十二 藤原頼經鎌倉に下る

いまだ子もなければ、立ち繼ぐべき人もなし。事鎮まりなむ程とて、故大臣の母、北方二位殿政子といふ人二人の子をも失ひて、涙ほす間もなくしをれ過ごすをぞ、將軍に用ひける。かくてもさのみはいかがにて、公達一所下し聞えて、將軍になし奉らせ給へと、公經の大臣に申しのぼせければ、あへなむとおぼすところに、九條の左大臣のうへは、この大臣の御女なり。その御腹の若君の二つになり給ふを下し聞えむと、九條殿のたまへば、御孫ならむも同じ事とおぼして、定め給ひぬ。その年の六月に、あづまにゐて奉る。七月十九日におはしまし着きぬ。襦袢の中の御ありさまは、只かたしろなどを祝ひたらむやうにて、よろづの事ながら右京權太夫義時朝臣心のまゝなり。なれど、一の人の御子の將軍になり給へるは、これぞ始なるべき。かの平家の亡ぶべき世の末に、人の夢に「頼朝が後は、その御太刀あづかるべし」と春日大明神仰せられるは、この今の若君の御事にこそありけめ。

【語釋】

○いまだ子もなければ云々 實朝は權大納言信清の女を娶つたが、子が無いので、官位を受け繼ぐべき適當の人がないといふこと。 ○將軍に用ひける 政子に將軍宣下があつたのではなく、幕府の中心となつて、政務を覽るに至つたので、人々が之を畏敬したこと。 ○さのみはいかが そのやうに二位尼政子を將軍の如くにして置くばかりでは、都合が宜しくあるまいと懸念せられる意。 ○公達一所 キンダチヒトコロとよむ。公達とは、攝政關白の家、または清華とて、攝政關白に成り得る家筋の子息をいふ。一所とは一人といふことを直接に言はずに、敬意を以て場所に言ひかへたのである。 ○下し聞えて將軍たるべき威望を有する公達一人を關東に下し奉る意。 ○公經の大臣 キンツネノオトドとよむ。公經は藤原實宗の子で、この人の妻は源頼朝の妹藤原能保の女。公經は勢を恃みて驕恣であつた。後には累進して太政大臣にも任じ、その女は關白藤原清家の妻として、將軍となつた頼經の母。公經は佛堂を北山の別荘に建てて西園寺と稱して居た。 ○申しのぼす 關東の意思を含んで、京都に申上げる意。 ○あへなむ あへは行下二段活用の動詞の第二活用。押しても爲し遂げる意。こゝのあへなむは應諾してしまはうとの意。 ○九條の左大臣のうへは云々 九條家は藤原兼實から始まつて、五攝家の一。こゝの左大臣は兼實からいふ孫に當る道家で、建保六年十二月二日右大臣から左大臣に轉進したのである。うへは種々の場合に用ゐられる語であるが、こゝでは内室、即ち妻の意。道家の妻は西園寺公經の女倫子。 ○その御腹の若君 道家の妻たる人の生んだ頼經。頼經は建保六年正月十六日誕生。道家の第三子。 ○御孫ならむも同じ事 公經は自分の子息の中から一人を關東に下さうと思ひはしたのだけれども、九條殿道家の言に任せて、頼經は外孫にあたるから、孫でも將軍たるに差支なからうと考へられた意。 ○あづまにゐて奉る 關東鎌倉に頼經を連れて來申す意。 ○むつきの中 幼年であらから襦袢の中にくるんであるをいふ。生れ落ちたばかりの赤兒に着せる爲に特に製した着物を襦袢といふ。 ○かたしろ 形代。神道における宗教的行爲として、紙などにて人身の形を作り、之を其の身の代として用ゐるもの。 ○右京權大夫 昔は京都を東西二區に分ち、東を左京と

いひ、西を右京といつて居た。左京右京共に京職といふ役所があつて、宅地、戸籍、租税、訴訟などの事を掌つたので、その長官を大夫だいがと稱したのである。すべて職といふ役所の長官は大夫といふ例であつた。○一の人 イチノヒトミよむ。攝政關白の異稱。藤原道家が一人、人々仰がれるに至つたのは、承久三年四月廿日仲恭天皇の外舅として攝政たるべき詔を蒙つた時からである。それから五年ほどの後に頼朝に對する將軍宣下があつた。○人の夢 「保曆問記」といふ書に「其の後新都は彌彌昌す。舊都は彌荒行く。其の頃源中納言雅頼卿の内侍、不思議の夢を見る事有り。大内の神祇官と覺しき所に、衣冠正しき人々多く着座せらる。末座におはしける人、座を追立て給ふ事あり。何と申せば、太政入道方殿島明神と申す。其の後上座し給へる人仰せられけるは、此の程太政入道に預け置く太刀をば、源頼朝にたぶべしと、仰せらる。中に御座す人、其の後は我が孫に此の太刀をば給はるべしと仰せらる。傍人に問ひければ、上座し給へるは八幡大菩薩、中程に御座すは春日大明神と申す。右の夢悟めにけり。此の事高野宰相入道成頼聞いて申されけるは、我が孫は春日明神の仰せられけるは、藤氏の末に將軍御座すべきやらん」。〔詳書類從〕卷第四百五十八。○春日大明神 大和國奈良に鎮座してある現今の官幣大社春日神社。一殿は常陸國鹿島の武甕槌命、二殿は下總國香取の經津主命、三殿は河内國牧岡の天兒屋根命、四殿は同じ社の比賣神を祀る。和銅二年、藤原不比等が鹿島の神を氏神と崇めて、天皇及び皇后の御爲に、近く春日の三笠山に移し祭つたので、こゝに春日大明神といふお宮が出来たのである。○今の若君 左大臣藤原道家の第三子頼朝をいふ。

【評論】 北條氏が幕府の權力を握るに至つた徑路こそ、實に曖昧であつた。實朝が薨ぜられた後、源氏に之を繼ぐべき人がないから、一時は故大臣の母北方政子が幕政を主宰した。政子は北條義時の妹である。これ實朝の薨じた時は、即ち幕府の政權は北條氏に移つたと言つてもよいのである。しかしながら、頼家の薨じた後、實朝を擁立して將軍たらしめたものが北條氏の力であつたことを思へば、頼家の薨じた時は、既に幕府の實權が北條氏に移つた

時であつたとも言へる。更に思へば、頼家を修善寺に押し籠め、之を無慙にも殺害した者も、決して北條氏より外の者ではなかつたやうである。かやうに觀する時は、頼家の修善寺に押し籠められた時が、北條氏に實權の移つた時である。けれども、頼家が薨じた時、頼家をして事なく其の後繼者たらしめた者は、紛ふ方なく北條氏であつた。頼家は頼朝の嫡子であるといへ、後繼者たるべき頼家が、あの幼少を以てして、北條氏の援護がなかつたならば、能く父の後を繼いで事無きを得たらうとは思はれない。之を思へば、頼朝の薨ぜられた時は、即ち北條氏が幕府の實權を掌握した時であつたのである。この觀測は誤つて居らぬであらうか。そも、源頼朝が幕府を創立したのは、頼朝の力の大によるのは勿論であつたが、あの時頼朝獨自の力は十分に幕府の創立を完成するに堪へたであらうか。それには諸勇將の推舉や、諸謀客の建策が、頼朝の大業を大成せしめたものであることは、言ふに及ばぬことであつて、時政の力の其の多きに居つたのも、知るに難くはない。更に頼朝の蛭が小島における時代を精察すれば、頼朝に對する伊東祐親と北條時政との態度には、雪と墨との相異がある。單に政子が頼朝に愛を捧げた時の前後に就いて觀ても、頼朝に依つて天下の活舞臺に踊躍する機會を得ようと蜀望して居たものであることは、容易に推知せられるのである。かくの如く觀察し來る時は、北條氏は最初から派氏を傀儡に使つて、天下の政權に有り就かうといふ企圖を抱いて居たものと斷ずるより外はない。その實朝薨じて後、襁褓中の將軍を推戴して、みづから陪臣たる執權職に甘んずるが如き、また自家の基礎を安からしめようとする秘訣を暴露したに過ぎないであらう。

その十三 後鳥羽院の鍛刀

かくて世を靡かし、したため行ふ事も、ほと／＼古きには越えたり。まめやかに目覚ましき事も多くなりゆくに、院のうへ忍びて思し立つ事などあるべし。近く仕うまつる上達部殿上人、まいて北面の下臈、西おもてなどいふも、皆この方にほのめきたるは、あけくれ、弓矢兵仗ゆみやひのすぢのいとなみより外の事なし。劔つるぎなどを御覽ごらんし知る事さへ、いかで習はせ給ひたるにか、道の者にもやゝ立ち優りて、かしこくおはしませば、御前にてよしあしきなど定めさせ給ふ。

【語釋】

○世を靡かし云々 北條氏が幕府の官權を握つて、威風堂々と世を畏服せしめ、みづから政治の要衝に當つて時務を執り行ふ事も、源氏などの時代よりもすばらしい有様であるとのこと。○まめやかに目覚ましき事 北條義時の態度が沈着にして幕府の政務を執り行ふさまが忠實であり、幕府の事業も成績があまり權力が世を壓倒するやうに政令が行はれること。○院のうへ後鳥羽院の御こと。○忍びて思し立つ ひそかに御心の裡で計畫を立て給ふ意。是は北條氏が斯く威權を逞しうして天下を我が物がほに振舞ふ上は、早く討滅しなければ、時機をあやまる恐があると、謀をめぐらし給ふことをいふ。○近く仕うまつる上達部殿上人 延臣にして常に後鳥羽院にも参り仕うまつる公卿。○北面 キタオモテとよむ。ホクメンと音で讀む場合もあつた。上皇の御所を警衛する武士であるから、北面の武士ともいふ。院の御所の北面に居ることになつて居たからの名である。四位五位を上北面といひ、六位を下北面といふ。○西おもて 院の西面に在りて警衛を掌る武士。北面の武士は白河院の御時に、西面の武士は後鳥羽院の御時に始めて置かれるやうになつたもの。○この方にほのめきたる 武家討伐の御志を大體賛成し奉る心もちになつて居ること。○弓矢兵仗のいとなみ 武器の準備、兵仗とは太刀や弓箭の類をいふ。○劔などを御覽し知ること云々 後鳥羽院は刀劔を鑑定し給ふ眼識までが、如何なる理由で練習し給うたのかは知らぬが、専門の鑑定家に

も優つておいでになるること。○よしあしき 刀劔の利鈍。

【評論】

我が大日本は皇室中心の國家である。我が皇室の尊嚴は如何にしても維持し奉らなければならぬ。外戚が權を専らにするのもよくないし、幕府などが天下の政權を掌握するのもよくない。我が國民たる者、我が臣民たる者は、相互に心を一にして、皇室の尊嚴を維持し、この世界特有の國體を擁護しなければならぬ。藤原氏の專横に對して、後三條天皇が皇權恢復運動を起し給うたのも、この大義からの事であつたらう。後白河法皇が院宣を下して平家を追討せられたのも、この大義からの事と觀奉るべきであらう。頼朝が平家を討滅した後、義經と行家とは法皇に請うて、頼朝追討の院宣を受けようとしたけれども、頼朝追討の院宣は大義の發動ではなかつた。その事が却つて頼朝に守護地頭を置かなければならぬといふ口實を與へて、兵馬の權が鎌倉に歸してしまつたのである。然るに、後鳥羽上皇は、また武家の專横を憤らせ給うて、こゝに皇權恢復の計畫を立てさせられた。その動機には純粹な大義觀念から出たのでないものも含まつて居るやうだけれども、上皇の北條氏討伐は堅い御信念に基いて居ることが拜せられる。それは、御讓位の後は、卑賤の者に肩を並べ、膝を組ませ給ひつゝ、文武の藝能を専らとし、其の機會の來るのを待ち給うた御行動によつても窺はれるのである。中にも劔刀の術には最も精神を籠め給うたやうである。「承久軍物語」に御所焼の話が載せられて居る。

そも／＼御所焼ごしょやき申す太刀は、上皇家政といふ鍛冶を召して作らせ、君御手づから焼かせ給ふ太刀なりけり。公卿殿上人をはじめて、北面西面のともがらにいたるまで、御氣色よき程の者には皆々たまはりける――。

この御氣色よき者といふのは、單に上皇の寵臣といふ意味ではなく、上皇が皇權恢復の御精神を贊襄し奉つて居る

者であらう。それでこそ意義が頗る深いのである。後鳥羽上皇の仙洞御所には、御番鍛冶といふ者があつた。これは、承元年中、上皇が備前や備中や粟田に住んで居る刀匠の中から、十二名を選抜し、月番を定めて仙洞に召し給ひ、刀を鍛へさせ給うた其の刀匠をいふのである。その月番といふのは、

正月	備前國則宗	二月	備中國貞次
三月	備前國延房	四月	粟田口國安
五月	備中國恒次	六月	粟田口國友
七月	備前國宗吉	八月	備中國次家
九月	備前國助宗	十月	備前國行國
十一月	備前國助成	十二月	備前國助延

のことである。この番鍛冶といふものは、上皇が隱岐國の島守として、わびしい月日を送らせ給ふ時に至つても、六人づゝ奉仕して居たのである。鍛刀は上皇が天業恢興の御意志から出て、趣味性に化したといふことが推知し奉られるのである。たゞ惜しいことには、かゝる名刀を能く用ゐる者のなかつたことである。

その十四 順徳天皇の御讓位

かやうにまぎれにて、承久も三年になりぬ。四月廿日御門おりさせ給ふ。春宮四にならせ給ふに譲り申させ給ふ。ちかごろ、皆この御齡にて受禪ありければ、これもめでたき御行末ならむかし。おなじ廿三日、院號の

さだめありて、今おりさせ給へるを新院と聞ければ、御このかみの院をば中の院と申し、又御門をば本院とぞ聞えさす。この程は家實のおとと關白にておはしつれど、御讓位の時、左大臣道家の大臣攝政になりたまふ。かのあづまの若君の御父なり。

【語釋】 ○かやうのまぎれ 前段を受けて、色々の事件の發生で、世の中が騒がしかつたことをいふ。即ち承久に入つては、實朝が公曉に殺害された事、悪禪師全成の子阿野院元が謀反した事、源頼政の孫頼茂が謀反した事、清水寺本堂の焼亡、祇園社の焼失など、大小種々の出来事があつて匆忙の中に一兩年は過ぎたこと。 ○承久も三年 承久は順徳天皇の建保七年四月十二日に改元された年號。承久四年四月十三日にまた改元されて貞應となる。 ○御門おりさせ給ふ 承久三年四月二十日に順徳天皇が讓位せられた。 ○春宮四にならせ給ふに この春宮は順徳天皇の皇太子懷成親王。八十五代の天皇。同年七月に廢帝とならせられ、九條廢帝と申上げて居たのに對して、明治三年七月に仲恭天皇と讓號を上られた。 ○近頃皆この御齡云々 六條天皇は二歳で御踐祚、高倉天皇は八歳、安徳天皇は三歳、後鳥羽天皇は四歳、土御門天皇も四歳、順徳天皇は十四歳——。 ○これもめでたき御行末 この天皇の御行末もめでたからうと、御前途を祝福した語である。 ○御このかみの院 御兄の院で、土御門院の御こと。 ○家實のおとと 家實は普賢寺關白藤原基通の嫡子。攝政關白たること、前後十六年。承久三年には關白從一位、四十三歳であつたが、四月廿日關白を罷め、七月九日更に攝政となり、十二月十三日太政大臣に任ぜられた。仁治三年十月廿七日薨去行年六十四。 ○あづまの若君の御父 關東に在る頼經の父は左大臣正二位藤原道家、皇太子傳であつたが、この四月廿日攝政、氏長者となる。この年二十九歳。

【評論】

この順徳天皇の御讓位があつたのは、北條氏御討伐に關する御都合によつたもので、御幼少な天子を擁立

し給ふ御精神からの御行動ではなかつた事と察し奉られる。御幼少な天子が皇位に立たせられるのは、大體においてめでたい御行末を齎されるものと考へ奉ることは出来ない。これもめでたき御行末ならむかしといふ語は、新帝の御前途を祝福し奉つたものといふよりも、むしろ一種の皮肉にさへ聞える口吻である。今までの幼帝踐祚は、萬止むを得ない場合でないかぎりには、大抵外戚などの權勢から企てられることゝ知らなければならぬ。さても、三上皇の並びおはします御有様は、當時の一般臣民には如何なる意味に解し奉られたであらうか。やがて國史上に類例もない一大難關が生じ来るものとは見えなかつたことか。多くの公卿が廟堂に列なつて居りながら、上皇が天下の一大事を企てさせられるのに對して、熱誠に補助し奉らうともせず、もしくは極力に諫止しようともせず、そして顔して居たかのやうに想ひやられるのは、何といふ冷淡なことであつたらう、何といふ眞劍さの足らぬ態度であつたらう。今よりこれを想像してすら、切齒扼腕に堪へぬのである。

その十五 承久兵亂の序幕

さても、院のおぼし梅ふる事、忍ぶとすれど、やう／＼漏れ聞えて、東さまにも其の心づかひすべかめり。あづまの代官にて、伊賀の判官光季といふものあり。かつ／＼彼を御かうじのよし仰せられれば、御方に参るつはものども押し寄せたるに、通るべきやうなくて、腹切りてけり。まづいとめでたしとぞ、院は思し召しける。

【語釋】 ○院のおぼし梅ふる事 後鳥羽上皇が北條氏討伐を御計畫して居させられる事。 ○忍ぶとすれど 秘密の漏れないやうに氣をつけるけれどもの意。

○東さま 關東鎌倉の方。さまは様の字を當ててよい語であるけれど、その容態を指して稍おぼろげに言ふために添へる接尾語で、「惡しさまに言ふ」とか、「さまを見る」とかも用ゐるやうになつて居る。このさまは敬意を含んで居らぬこと勿論である。 ○すべかめり すべ／＼あるめりの約し略された語である。めりは見えありであらう。 ○代官 幕府を代表する役目。後には幕府の領地を支配し、租を徵收する役になつた。 ○伊賀の判官光季 伊賀守佐藤朝光の長子。光季の妹が北條義時の後妻になつて居る關係もあつて、父子共に北條氏の恩遇を得、光季は建保三年に父の職を襲いで左衛門尉檢非違使となつて、伊賀判官と稱した。承久元年源實朝が殺害に遭つた時、義時は京都に變の生じようといふのを憂へて、光季を上洛せしめて、警衛の任に當らせて居たのである。判官はハウグワンとよむ。左衛門尉であるからの稱である。 ○かつ／＼ どちらとも思考がつかかぬけれども、まあ／＼といふほどの場合に用ゐる副詞。 ○御かうじ かうは勸でかかじは勸當する意。さて勸當といふのは、法律に照し勸へて罪に當てる意で、君臣父子などの關係をみる等の場合にも用ゐた。 ○御方 オンカタとよむ。上皇がたに味方すること。 ○通るべきやうなくて云々 光季は鎌倉の代官として六波羅に在り、後鳥羽院より使ありて御方に参るべき由勸諭があつたけれど、北條との關係密接なる者であるから、勸諭に背き、官軍を待ち受けて郎黨二十七名と防戦し力及ばずして、家に火を放ち、自ら割腹して焚死した。その子光綱も十四歳の幼年ながら光季の手に懸けられて死んだ。此の事は承久三年五月十五日午後に行はれたのである。

【評論】 承久の兵亂の幕は、いよ／＼切つて落された。國々へ遣はれる筈の院宣は、按察使中納言光親卿が書かれた。七通の院宣は七箇所へ向けて發せられた。使者は承久三年五月十五日の酉の刻に都を出た。そも／＼、此の兵亂は遠因は、後三條天皇以來、皇室におかせられて、外戚たる藤原氏の專横なことや、武家たる源平兩氏の專横なこのために、皇威の振はないのを憤り慨かせられたのに在る。けれどもその近因といふのが二つある。信濃の人

仁科盛遠の子息が後鳥羽院に愛せられ西面の武士として用ゐられたので、盛遠が大に悦んで院参したのを北條義時が怒つて、盛遠は關東の恩を受けて居る身でありながら、鎌倉の承認を経ずに、仙洞に咫尺するのは不都合であるとして、其の領地五百餘町を沒收した。盛遠が之を上皇に訴へたものであるから、上皇は義時に勅して其の領地を還さしめようとせられたのに、義時は勅を奉じようとしなかつた。これが近因の第一である。また上皇は京の白拍子龜菊といふ者を寵愛して居られた。これに對して上皇が攝津の長江倉橋兩庄を賜うたのに、地頭が龜菊に對して輕蔑の行爲があるので、龜菊は之を上皇に訴へた。因つて、上皇は義時に命ずるに地頭を改める事を以てせられたのに、義時はまた勅命を奉じようとしなかつた。これが近因の第二である。この二つの近因が上皇をして逆鱗せしめ奉つて、關東征討の愾慮が決せられたのである。この愾慮が決せられると、其の征討の方法が講究せられた。しかしながら、この遠因と此の近因とを以てして、能く在廷の臣僚と天下の武士と一般の國民との精神と精力とを北條氏討滅に傾注せしめ得べき形勢に馴致せられて居たであらうか。北條氏討滅の議に賛成した者は、權大納言藤原忠信、權中納言藤原光親、權中納言藤原宗行、權中納言源有雅、參議藤原範茂、參議藤原信能の諸卿をはじめとし、武士には武藏守親廣、能登守秀康、三浦平九郎胤義、仁科平四郎盛遠などに、大和、山城、近江、丹波、美濃尾張、伊賀、伊勢、攝津、河内、和泉、紀伊、丹後、但馬、以上十四箇國を糾合して、むねとのつはもの一千七百人と註されて居る。また後日に至れば、一萬餘騎と註とられて居る所もある。この僅な人數に對して、北條氏が都に差しのぼらせた兵士の數は、虚勢を張つたのかも知れぬが、「承久軍物語」には十九萬騎とし、「承久兵亂記」には十八萬餘騎として居るのを見ると、衆寡の差が大きな懸隔を示して居る。戰の勝敗は必しも兵士の數によるもので

はないけれども、大事をあげるには、これも大に考慮を要する問題である。とにかくに、後鳥羽上皇は最初一千七百といふ將士を得て、愾慮あらせられ、御心を武くせられて、公卿會議を催されたのであつた。公卿會議の議題に上つたのが、大納言藤原公經に對する處置である。この公經卿といふのは、源賴朝の妹婿藤原能保の女を妻とし、公經の女が藤原道家に嫁して賴經を生み、その賴經が將來征夷大將軍たるべく鎌倉に迎へ入られて居るので、鎌倉との關係は頗る親密である。かれを討たうか如何しようかとの議が議題となつた時、公卿殿上人は皆口を緘ちて物を言はれなかつたとのことではないか。この時只一人嚴に苦諫して上皇の反省を促し奉つた者は徳大寺公繼であつた。そこで、公經は校書殿に幽閉せられたのであるが、公經は豫め人を遣はして、一大事件の突發すべきことを潜に伊賀光季に告げ、上皇の召があるとも應ずるなど制止してゐるので、光季の官軍に對する反抗が頗る頑強になつたらうと想はれる。この場合、上皇方におかされては、寸分も御油斷あるべきではなかつた。

その十六 關東將士の上洛

あづまにもいみじうあわてさわぐ。「さるべくて、身の失すべき時にこそあんなれ」と思ふものから、「討手の攻め來りなむ時に、はかなき様に屍を曝さじ。おほやけと聞ゆとも、みづからしたまふ事ならねば、且は我が身の宿世をも見るばかり」と思ひ成りて、弟の時房と泰時といふ一男と、二人をかしらとして、雲霞のつはものをたなびかせて、都にのぼす。泰時を前にするて言ふやう、

おのれをこの度都にまわらす事は、思ふ所多し。本意の如く清きしにをすべし。人にうしろを見えな

むには、親の顔また見るべからず、今をかぎりと思へ。賤しけれども、義時、君の御爲に後めきたき心
やはある。されば横さまの死をせむ事はあるべからず。心を猛く思へ。おのれ打ち勝つ者ならば、ふた
たび此の足柄箱根は越ゆべし。

など、泣く言ひ聞かす。「まことにしかなり。また親の顔拜む事もいとあやふし。」と思ひて、泰時も鎧の
袖をしぼる。かたみに、今やかぎりとははれに心細げなり。

【語釋】 ○さるべくて、然るべくして、上皇の御怒に觸れば、御征伐を蒙るのが當然であつての意。 ○身の失すべき時
運が盡きて身の滅亡すべき時節。 ○あんなれ、あるなれの音便。 ○ものから、ものでありながらといふのと同じこと。それ
故にといふ意に解してはならぬ。 ○討手、ウチテとよむ、討伐に来る人。 ○はかなき様、はかなきは思慮成算の無い状態を
いふ。 ○屍を曝さじ、いたづらに死んで、その骸を野山にさらすやうな事をしてはなるまい。 ○おほやけと聞ゆとも、この
たびの軍は皇室で起し給ふ軍だと聞えることでの意。 ○みづからし給ふことならねば、公卿たちが企てられる事であつて、
上皇方御自身が軍し給ふわけではないからの意。 ○且は我が身の云々、征討軍に對して抗争の出来るだけ抗争し、また一方に
は我が身が前生から持つて来た運命をも試して見るばかりであると覺悟した體。 ○時房、北條義時の弟。遠江守、駿河守を經
て、建保九年に相模守となつた。承久の役には東海道から上洛して、六波羅南方に入つた。後鎌倉に下り、修理權大夫に任ぜら
れ、仁治元年六十六歳で卒去した。 ○泰時、義時の嫡男。承久元年武藏守となり、同三年の役には時房と共に上洛して六波羅
北方の守護に任じた。元仁元年には鎌倉に下つて將軍家の執權となつた。貞永式目五十一條を作つた人。承久一年上洛の時三
十九歳、延應元年卒去の際は年六十。 ○雲霞のつはもの、雲霞のたなびくにも紛ふほど多勢の兵士。 ○泰時を前にすゑて言

ふ、これ父義時の詞。 ○おのれ、こゝでは汝といふ意に用ゐたもの。 ○本意の如く云々、武士として本來覺悟して居るとは
り、いさぎよく戦死を遂げよの意。 しには死。 ○人にうしろを見えなむ、敵に背を見せるが如き卑怯の振舞をする事。 「う
しろを見えなむ」は「うしろを見られなむ」とか「うしろを見せなむ」とかあるべきところ。 ○後めたき心やはある、うしろめた
きは後目いたきで、他に見られて恥かし陋劣な心があるか、ありはせぬの意。 ○横さまの死、見苦しい死にさま。天壽によら
ずして、殺害せられて死ぬるやうなこと。 ○おのれ打ち勝つものならば云々、汝心強く思ひ善戦して凱旋するならば、足柄箱
根を越えて鎌倉に歸着するを待ち迎へて、嬉しく父子の對面をしようとのこと。もし敗軍したならば關東へ歸るなどの意。 ○鎧の
袖をしぼる、袖の上にふりかゝりたる涙が多くて、袖をしぼる必要がある程だとの意。鎧の袖といふに至つては、ますく、誇
法となる。 ○かたみに、互にといふのと同じこと。

【評論】 この一段、關東人の心情が能くあらはれて、讀むには大に面白いけれども、この義時が泰時に言ひ聞かせ
た詞の如きは、あまりに小説めいて、事實とは思はれない。時房と泰時とを總督として京都へ差しのぼせるに當つ
て、義時から相應の一言があつたらうとは思ひやられるけれども、泰時は此の時もはや三十九歳にもなつて居るの
に、本書に傳へられて居る義時の論言は、如何にも十五六歳の者に言つて居るやうな口つきである。それは多少の
潤飾とも見られようけれども、かゝる論言をしたといふことは、「東鑑」にも、「承久軍物語」にも、「承久兵亂記」に
も、「北條九代記」にも載せられて居らぬところから考へると、事實ではなくて、全く本文の著者が、文章に花を咲
かせようとして、美辭麗句をあやなしたもののやうである。義時を辯護しようとする者から見れば、その一言
半句も聞きもらすべからざる金玉の聲であらうけれども、史實を知らうとする側から見れば、べつとりと眉毛
に唾を塗つてから讀まなければならぬものであらう。

○の十七 君の御輿に對ひて

かくて打ち出でぬるまたの日、思ひかけぬほどに、泰時只一人、鞭をあげて馳せ來たり。父胸うちさわぎて、いかにと問ふに、「軍のあるべきやう、大方のおきてなどをば、仰の如く、その心得侍りぬ。もし道のほとりにも、計らざるに、辱く鳳輦をさきだてて、御旗をあげられ、臨幸の嚴重なる事も侍らむに参りあへらば、その時の進退いかゞ侍るべからむ。この一言をたづね申さむとて、一人馳せ侍りき。」といふ義時とばかり打ち案じて、「かしこくも問へるをのこかな。その事なり。まさに君の御輿に對ひて、弓を引くことは、いかゞあらむ。さばかりの時は、兜をぬぎ、弓の弦を切りて、偏にかしこまりを申して、身を任せ奉るべし。さはあらで、君は都におはしまししながら、軍兵をたまはせば、命を捨てて、千人が一人になるまでも戦ふべし。」と言ひも果てぬに、急ぎ立ちにけり。

【語釋】 ○うち出でぬるまたの日 北條時房と泰時とが官軍に對抗すべく、鎌倉を出發した翌日のこと。「吾妻鏡」によれば、承久三年五月二十二日卯の刻に進發したのである。 ○はせ來たり 馳せたるは、馬を馳せて速しく來たのである。 ○軍のあるべきやう云々 これは泰時の父に對して言ふ詞で、戰陣のかくすべきものだといふこと、その他將卒に對する號令命令、兵器糧食などの扱ひ方などに關する規律などをば、父の仰せられたとほり承知したといふ意。 ○道のほとりにも云々 此後鳥羽上皇などが六軍を叱咤して御みづから御征途に出で立たせ給ふことをいふ。 ○辱く カタジケナクとよむ。畏くもとか、恐多くもとか、勿體なくもとかの意。 ○鳳輦 手車とて、輪なくして、人の手でかきゆくものが輦で、屋形の上に金鳳の飾つてある

手車が、鳳輦である。鳳輦は大概天皇や上皇の行幸なり御幸なりの時に用ゐられる物。たまには親王大臣等にも許された例がある。 ○参りあへらば 時房泰時が京都へ向つて進軍する途中、上皇が六軍を統督して東下せられるのにお出會申したらばの意。あへらのらは、あへりのり、さいふ助動詞の活用將然形である。 ○一人馳せ侍りき これは「一人馳せ参りき」とでも言はねばならぬ所である。 ○とばかり 暫しの程、さいふ意。 とは他の語句を受ける助詞、はかりは本來は計る意であるけれども、分量をあらはす接尾語たる助詞で、この二語が相結合されて、一副詞となつたものである。 ○かしこくも問へるをのこかな 義時の詞で、泰時の質問した心もちと態度とをほめたのである。 ○その事なり この語の上に、「吾々の考ふべきは」などと言ふ詞を省略した言ひざまで、今でも速しく應對する時には、それだとか、そこだとかいふ例と同じである。 ○まさに 正ニといふ字に當る。實際ニといふ意。 ○君の御輿 上皇の御乗物で、輿の製作は二つの椗棒の上に小さな屋形がこしらへ附けてある具。製法は尊卑によつて様式があり、板輿、張輿、塗輿、網代輿などある。神社の祭禮の時にかつぎ出される物の如きは上輿といひ、葬禮の時に用ゐられるやうな様式のは下輿である。 ○弓を引く矢を放つといふに同じこと。 ○さばかりの時 今言ふさやうな場合と同じ意。 ○兜をぬぎ云々 戰意なきを示す態度を具體的に述べた詞。 ○かしこまり 謹慎又は恭順などの意。 ○たまはせば 下し給はらばの意。賜はといふ四段活用の將然形に、せさいふ崇敬助動詞の將然形が連接した形。 ○いひもはてぬに云々 義時の詞が終はらぬか終はつたかに、泰時は父の意志を領解して出發した意。

【評論】 面白い劇的な場面である。泰時が駿馬を飛ばせて花道から馳せ歸り、義時が物憂はしげな面もちして上段に待ち迎へる態度など、二人の武將の面目が躍如として紙上に活動して居る。「増鏡」の中における名文の一例である。また父子問答の内容も、苟も日本臣民としての武將であるからには、これ位の心掛けがなくてはなるものか。これを此のまゝに觀る時は、驕暴な泰時にも、義時にも、さすがに皇室を尊崇し奉るべき情操を有して居たやうに思

はれる。けれども、この文は事實として信ずることの出来るものではあるまい。新井白石ではないが、義時は三帝二王子を流し、一帝を廢し參らせ、頼家並に其の子二人、また頼朝の子一人、頼朝の弟一人、姪一人、その中にも公曉をして實朝を殺させたほどの奸惡極まる者であるから、やはり本邦古今第一等の小人と認定しなければならぬ。それが恐多い上皇の御前で申すことなら知らず、父子のみ對面して居る戦前の場合において、こんなしほらしい事が言へるものではない。まして大體において、當時幕府の事實を記録して居る『吾妻鏡』にも記して居らぬのを見ると、どうしても『増鏡』の著者が北條氏の立場を幾分辯護して置かうといふ妙な親切心から作り出した劇的場面たることは疑を容れる餘地がない。たゞし、不戰條約の調印が各國間に出来上がった時代にしても、もし國家が危急に陥れられる事もあらば、この著者の詞をかりて、「命を捨てて千人が一人になるまでも戦ふべし」の覺悟を以て國事に當るべきは當然である。

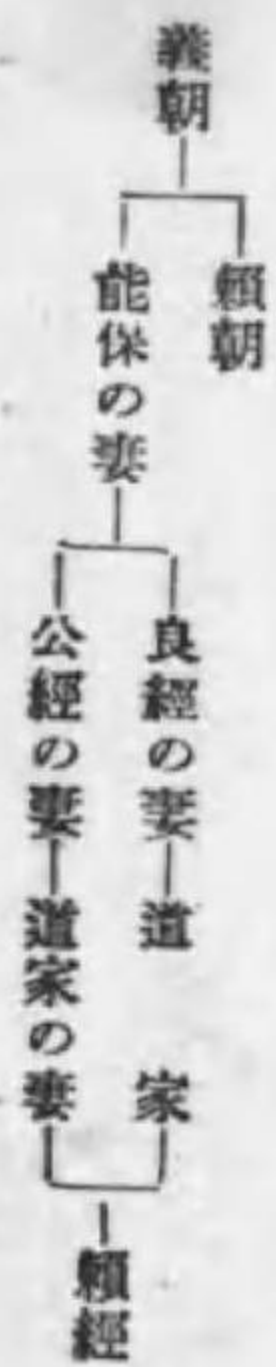
その十八 官軍の内幕

都にも思し設けつる事なれば、ものふども召しつどへ、宇治勢田の橋もひかせて、敵を防ぐべき用意心となり。公經の大將一人のみなむ、御孫のこともさる事にて、北の方一條の中納言能保といふ人のむすめなり。その母北の方は故大將のはらからなれば、一方ならず、あづまを重くおぼして、さしいらへもせず。院の御心の輕き事と、あぶながり給ふ。七條院の御ゆかりの殿原、坊門の大納言忠信、尾張の中將清經、中御門の大納言宗家、また修明門院の御はらからの甲斐の宰相中將範茂など、つき／＼あまた聞ゆれど、さのみは記し

がたし軍にまじり立つ人々、この外の上達部にも殿上人にも、あまたありき御修法ども數知らず行はる。やむごみなき顯密の高僧も、かゝる時こそ頼もしきわざならぬ。おの／＼心を致して仕うまつる。

【語釋】

○思し設けつる事 鎌倉がたから對抗的に軍勢の上ぼつて来る筈と豫期して居給ふをいふ。○宇治勢田の橋 宇治は山城で京都の南方に、勢田は近江で琵琶湖の南方なる湖尻にある地名。琵琶湖の水が流れ落ちて山城を經、撫津に入り、大阪市中を貫流して大阪灣に注ぐ大川がある。近江では勢田川といひ、宇治あたりでは宇治川といひ、淀町あたり木津川と合流するあたりから下流のところを淀川といふので、同じ一筋の流である。東軍が京都へ入らうとするのには宇治橋か勢田の橋かの何れかにかゝらねばならぬ。二箇處ともに要衝の地。○ひかせて 橋の板を斷ち落させて渡られぬやうにすること。○心ことなり 格別にして非常な心もちのこと。○公經の大將云々 公經が近衛の大將となつた事についても知つて置かねばならぬ經緯があつた。公經の妻は源頼朝の姪であるから、公經は此の關係を持つて驕慢放縱であつた。後鳥羽上皇は公經を近衛大將にしてやらうと思召して居られたが、建保五年に大將が關員になつたので、公經をと考へて居られる處に、太政大臣藤原頼實が其の子師經を推薦した。上皇は止むを得ず使を遣はして、公經に此の事情を告げ諭された。公經は上皇を怨んで、「吾また朝に立つ意はない。むしろ世を避け、關東に往つて、源實朝にたよらう。」など愚痴を言つた。その大將に任せられたのは承久三年であつた。上皇は公經の態度を快く感じて居られず、公經も上皇に對し奉つて恭敬を缺いて居たのである。こゝで公經と關東筋との姻戚關係を表示すれば、



といふことになる。その公經が關東に心を傾けた事情は明瞭である。こゝの文は、「大將一人のみなむ一から、一方ならず東を重く——」へかゝる。その間の語句は、關係を叙した挿入文である。○七條院の御ゆかり 七條院は後鳥羽院の御生母。藤原殖子とて、修理大夫信隆の女で、はじめは高倉院の典侍、後には三宮に准ぜられ、七條院の號をたまつられた。御ゆかりとは、縁の意味で、こゝでは姻戚である。○忠信 信隆の子信清のまた子で、信清の妹が七條院殖子であるから、七條院と忠信とは叔母甥、後鳥羽院と忠信とは従兄弟に當る。○尾張の中將 近衛の中將で尾張の國司に兼任され居るもの稱。清經といふ中將は當時の記録には見當らない。それは信清の弟隆清の子に清親とて、當時尾張中將と言はれた人があつたから、清經は清親の誤と見るが至當であらう。さて忠信と清親とも従兄弟。○宗家 當時の大納言に宗家といふ者はない。中御門宗家は高倉院治承三年十月九日に權大納言に任ぜられたけれども、後鳥羽院文治五年四月二十二日に五十一歳で薨去して居るから、こゝに出て來るのは誤である。これは中御門家の人にして權中納言宗行を誤つたものと見るのが至當である。それは、「承久兵亂記」などには「内々仰せ合せられる人々」の中に中御門中納言宗行と明記してあり、此の職亂の結末を見ても、中納言宗行卿の處分されたのが、この場合の事に照應するからである。○修明門院 順徳院の御母。贈左大臣範季の女。○甲斐の宰相中將範茂 この卿は範季の二男で、修明門院と共に中納言平教盛の女の腹に生まれた同胞である。その官歴中には肥前守越後守に任ぜられたこともあるけれども、甲斐守となつた事は發見し得ない。甲斐といふ語を冠して居るのは、何の理由あるか。○御修法 ミズホリとよむ。調伏とて敵軍の敗滅するやうにと祈願せられる法をいふ。惣じて密教で行ふ事で、大日、不動、聖天、藥師、鬼子母、觀音などを本尊とし、前に壇を構へ、口に眞言を唱へ、手に御契を結びて、息災、增益、敬愛、鈎召、降伏などを祈禱する事。○顯密の高僧 釋迦一代の教法を顯密二教に分かちて、眞言の法たる大日如來の教を密教とし、禪迦、彌陀等の教を顯教とするのである。宗門の上より言へば、天台、華嚴、禪、淨土の諸宗は顯にして、眞言宗は密とされて居る。顯とは一目瞭然

に觀知せられる意、密とは幽玄にして窺ひがたき意。高僧とは其れらの法門の宗旨に精通したる學徳ある僧。

【評論】 官軍の戰略が如何にも粗笨なやうに見えるのは、本文の著者の用意が其處にないからである。實際には、官軍にも幾度か參謀會議が開かれて、戰略についても攻究されたものである。まづ概要を言へば、官軍は内兵を分ちて二大隊とし、藤原秀康、三浦胤義、佐々木廣綱、大内惟信、山田重忠等を將として、東山東海兩道より進、美濃尾張の險要に防がしめ、宮崎定範、糟谷有久、仁科盛遠らをして、北陸道よりする敵に當らしめようとしたのである。かく防戦については手が盡されて居り、その他諸國に院宣を飛ばして義兵を召し集へられたので、本文に述べられて居るやうに、單に宇治勢田二橋を撤したといふが如き簡略の事でなかつたのは認められる。たゞ公卿の議論が一致して居らなかつたのは、最も遺憾である。はじめ後鳥羽上皇が北條氏を討滅しようと思はれるに先だち、鎌倉と姻戚ある藤原公經を殺さうと議せられた時、右大臣藤原公繼は苦言を呈して之を諫め奉つた。その苦言といふのは、「かれ公經は武辨ではない。之を制しようとするならば、こちらの意のままである。かれに罪があるならば、宜しく徐に之を議すべきである。まして今日の御企の如きは、私は未だ其の適當の處置とも思はれない。かつて後白河帝が義仲を討たれた時、之を頼朝に命ずべきを知らず、輕佻驕率の知康に命ぜられたので、王師が利を失ひ、宮闕は血を流した。これは近頃の苦い經驗である。殊に關東の軍兵は官軍に百倍して居る。今や衆寡を計らずして、速に天誅を加へられようとするのは、私には良策とは考へられない。何とぞ聖慮を留めさせ給へ。」といふ意であつたのである。上皇は頗る不機嫌であらせられて、やがて公經と其の子實氏とを召して之を校書殿に幽せられた。公經は召される時、みづから難の身に及ぶを知り、人を遣はして關東から命ぜられて居る京都守護伊賀光季に

上皇の御企を報じて、「上皇が召されても、慎んで命に應ずる勿れ」と告げやつたといふのである。公卿中にかゝる輩があるのは、獅子身中の蟲である。そのほか、公卿中には謀議にあづからなかつた重臣も多い。かくの如くにして、武家の討滅を計るのは、頗る困難な大事業であつた。更に遺詔に思はれるのは、當時學問教育の事が普及せず、尊王の大義を辨へて居る者が國民中に甚だすくなかつたらうと思ひやられる時勢であるので、院宣によつて驟起する程の者が多くは居なかつたらうと推量される點である。されば、顯密の高僧をして調伏の祈禱に熱誠を捧げしめられるのは、時代の宗教意識に照らして、止むを得ない手段であつたのであらう。

○その十九 責一人に

御みづからも、いみじう念ぜさせ給ふ。日吉の社に忍びて詣でさせ給へり。大宮の御前に、夜もすがら御念誦し給ひて、御心の中に、いかめしき願どもを立てさせたまふ。夜すこし更けしづまりて、御社すこく、燈籠の光かすかなるほどに、稚き童の臥したりけるが、俄におびえあがりて、院の御前に、たゞまわりに走り参りて、託宣しけり。

辱くも、かく渡りおはしまして、うれへ給へば、聞きすこし難くは侍れど、一とせの御興ふりの時、情なく防がせ給ひしかば、衆徒おのれを恨みて、陣のほとりに振り捨て侍りしかば、空しく馬牛のひづめにかゝりし事は、今にうらめしく思ひ給ふるにより。この度の御方人は、えつかまつり侍るまじ。七社の神殿を金銀に磨きなさむと承るも、もはら受け侍らぬなり。

と罵りて、息も絶えぬるさまにて臥しぬ。聞し召御す心ち、物に似すあさましう思さるゝに、たゞ御涙のみぞ出でくる。過ぎにし方悔やしう、とりかへさまほし。さま／＼おこたり畏まり申させ給ふ。山の御興防ぎ奉りけむ事、必しもみづから思し寄るにもあらざりけめど、「責一人に」といふらむ事にやと、あぢきなし。

【語釋】

○日吉の社に云々 日吉神社は比叡山に鎮座あらせられる官幣の大社。上皇が神佛に對して戰勝を祈らせ給うた事は、『百鍊抄』の承久三年の條に「六月六日巳未、右大臣参入、被_レ定_二申_一追討御祈十一社奉幣使。是日、於_三法勝寺_一被_レ行_二百座仁王經_一。七日庚申、追討御祈十一社奉幣也。八日辛酉、一院土御門院新院六條冷泉兩宮御登山。洛中貴賤東西馳走。九日壬戌、三院兩宮還御云々」とあり、こゝの登山とあるのが比叡山に登られ日吉神社に参拜し給うた事は推知し得る。○御念誦 御眞心をこめて佛經など讀誦しつゝ、祈願し給うたのである。○いかめしき願 官軍によつて朝敵の打ち破られるやうに神力を發揮せさせ給へと祈願し、この願をかなへさせ給はば、七社の殿堂を見事に改築し奉らうなどと誓約し奉られたであらう。○おびえあがり 非常な怪力などに對して怖ぢ畏れ縮みあがりなどすること。○たゞまわり たゞが下の語と結合されて一語となつて居る。ひとへに其の事のみする場合をあらはす語。ひたはしりといふに同じこと。○託宣 神靈が人に乗り移つて物を言はしめるのをいふ。神のおつげ。○一とせの御興ふりの時云々 ある年神興を昇いで京都に入り訴訟した時に、朝廷では、すげなく之を拒絶し、武士に命じて防がせられたので、神興を奉じた僧徒は我を恨みて、六衛府の陣する詰所の邊に神興を振り捨てて逃げ散り歸つたので、馬牛にまで神興が蹴飛ばされたといふこと。これ延暦寺の僧徒が日吉の神興を奉じて朝廷に強訴した時のことをいふ。さて平安朝の末から鎌倉時代にかけて、神人僧徒が神木神興を奉じて朝廷に強訴した例は度々ある。宇佐、金峰山、延暦寺、興福寺、三井寺、春日神社などの中、延暦寺と春日などが最も甚しかつた。○この度の御方人は云

々 恨めしい事があるので、この度の關東討伐の御企にも、官軍の御方となつて授けることは出来がたいとのこと。○七社日吉神社では古來上七社、中七社、下七社といふ稱がある。『諸社根元記』上卷の日吉の條に、大宮、二宮、三宮、聖眞子、八王子、客人、十禰師を上七社とし、大行事、牛御子、新行事、下八王子、早尾、王子宮、聖女を中七社とし、小禰師、大宮靈殿、二宮靈殿、山末、巖瀨、氣比、劍宮を下七社としてある。これを日吉山王二十一社といふ。こゝのも其れを概稱したものの。○金銀に磨きなまむ云々 七社の神殿を結構壯麗にして綺羅びやかにし奉らむと、上皇が祈願の旨意であつたのであらう。○聞し召す 上皇が託宣を聞し召すこと。○物に似ず ほかには類無くの意。○過ぎにし方悔しう かつて日吉の神輿を奉じて来た時その訴意を聞き届けてやつたらば宜しかつたのとの意。○さまじくおこたり云々 上皇が前年の過意を悔ひて日吉の神に謝し給ふ意。○責一人に 責は今日言ふ所の責任といふ語に同じ意。一人はイチヂンとよみて、天皇を申上げる語。大寶令に「太政大臣一人、右師範一人、儀刑四海、經邦論道、獎理陰陽」と記されてある。この「師範一人」が「一人ニ師範シ」で、「一人ニ」とよみて天皇を指し申すのである。因に言うて置くべきは、一人と書いてイチノヒトと讀む場合があることイチノヒトは攝政か關白かを指す語である。『職原抄』に「執柄必蒙一座之宣旨、故稱一人」又云「一所」と示してある。これは攝政や關白になると、太政大臣よりも上席に着座するのをいつたものである。一所はイチノトコロとよむ例である。○あぢきなし この語には、無益だとか、妙でないとかの意もあるが、こゝでは謂はゆる情ないといふ意に解すべきであらう。

【評論】 この一段は、かの謠曲の仕組とも見るならば、頗る興趣に富んだものであらうが、國家の一大危機に直面して居る時を追想し來れば、誰か其の様な閑談を許さう。後鳥羽院が武家討伐を企てられて、戦勝を御みづから神に祈願し給ふ事は、情として如何にも至純至誠の御動作であらせられる。かゝる例を後の史實に求めるならば、直

に元寇の際において、龜山上皇が石清水や春日や日吉に國難祓除を祈り、御身を以て國難に代らせ給はむ事を誓はせられたのや、後醍醐天皇の武家討伐を企てさせられた時、また春日や日吉に御企圖成就の御祈願があつた御事實を思ひ起し得ないものはあるまい。かゝる祈願を籠められる時、神靈の託宣があつたといふ事實も、國史の上に幾度も例證がある。和氣清磨公が宇佐八幡の神教を祈願した時、八幡の神靈が託宣せられたといふが如きも、國史上の顯著な事實として世の承認する所である。至誠の神に通じた場合に託宣の行はれるといふのは、日本民族傳統の信仰である。また本地垂迹説の人心に浸潤してこの方、神佛混淆は我國において洗ひ去るべからざる事實である。いな、今日の如く神佛分離の行はれたる時代においても、或種の人々にあつては、やはり神佛に於ける性質上の相異を識別し得ぬ事實は捕捉するに難くはない。神木神輿に依る強訴は、今の時代に往々行はれる集團的陳情か示威運動かの類と見るべきものであらう。鴨川の水を逆流せしめることは、何時の世にも至難な事業である。天皇が神靈に對して祈願し給ふ事がある以上、神靈が天皇の御行動に對して憤怨し給ふ道理がない筈だとは斷言されない。そこで、承久の兵亂における後鳥羽院に對して、「責一人に」といふが如き思想の記されてあるのは、我が特殊な國體美を擁護し完成して往かうといふ國家においては、輔弼の大任を有する者の最も注意すべき大教訓なのである。

その二十 中院と新院との御心

中院は、飽かで位をすべり給ひしより、言にいでてこそものし給はねど、世のいと心やましましきまゝに、かや

うの御さわぎにも、ことにまじらせ給はざんめり。新院は、おなじ御心にて、よろづ軍ぐんの事などもおきて仰せられたり。

【語釋】 ○中院 土御門上皇の御事。 ○飽かて位をすべり 御不満足ながら帝位をおり給うたのをいふ。 ○言に出でてこそ云々 ひらたく申せば「口に出してこそは仰せられぬけれど」の意。 ○かやうの御さわぎ 御父君後鳥羽上皇が幕府討滅の御企圖によりて、公卿は勿論、諸國の武士にも院宣を遣されて戦備おさく／＼怠り給はず、北條氏も之を漏れ聞いて、大兵を上落せしめ、大會戰の始まらうとする大騒。 ○ことにまじらせ云々 ことには格別深くの意。まじらせは其の事に御關係をもち給ふことなかつたやうだとの意。ざんめりは、あるめりの約まつてゐるざんめりである。 ○新院 順徳院。 ○おなじ御心 御父君後鳥羽上皇と同一の御意見で、北條氏討伐には順徳院も御意見が一致して居給ふこと。 ○おきて 々行下二段活の動詞で、きめること。

【評論】 土御門院と順徳院との承久戦役に對し給うた御態度はこゝに簡單に述べられて居るけれども、うつかり看過し奉るわけには行かない。御兄君たる土御門院と御弟君たる順徳院との御性格上における相違は、自然と御へだたりが出来て居るので、止むを得ない御事であるけれども、御即位又は御讓位當時の御事情も、御二方が同じ御父君の御企圖に對せられる場合においても、また御態度の相違を生ぜしめ奉つたのかも知れない。しかしながら御まのあたり皇室對幕府の一大關係が起つて居る場合において、御父子御兄弟の御精神に一致を缺いて居る御有様が暴露されたのは、恐れながら當時を追想して大に遺憾に感じ奉る所である。

その二十一 東軍都に近づく

いつの年よりも、五月雨はれまなくて、富士川天龍など、えもいはず漲りさわぎで、いかなる龍馬も打ち渡しがたければ、攻めのぼる武者どもも、あやしくなやめり。かゝれども遂に都に近づく由聞ゆれば、君の御武者もいでたつ。その勢七萬餘騎とかや。宇治勢多へ分ちつかはす。世の中ひびきのしるさま、言の葉も及ばず、まねびがたし。あるは深き山へ逃げこもり、遠き世界に落ちくだり、すべて安げなく騒ぎみちたり。いかゞあらむと、君も御心亂れて思しまどふ。かねては猛く見えし人々も、まことのきはになりぬれば、いと心あわたしく、色を失ひたるさまども、頼もしげなし。

【語釋】 ○富士川 甲斐國の笛吹川、荒川、釜無川の三流を合せ、富士山の西方を南下し、身延山の東麓から駿河國に入りて急駛し、更に芝川を合せて大川となり、岩淵の東に至つて駿河灣に注いで居る。 ○天龍 天龍川は信濃國諏訪湖より發して南流し、三峯川、松川を合せて遠江國に入り、更に氣田川を合せて、中泉の西を遠洲灘に突き入つて居る。航路凡そ六十里も開けて居る。 ○龍馬 リユウマとよむ。駿足なる馬。 ○君の御武者も云々 この時官軍として東軍を防いだ人々は、大納言藤原忠信、前權中納言源有雅、參議藤原範茂、山田重忠、藤原秀康、三浦胤義、大江親廣、佐々木廣綱、中條盛綱、河野通信、法印尊長などで、それ／＼整署に就いたのである。 ○世の中ひびきのしる 洛中洛外のあたりが大泥嵐に陥つて居る有様である。のしるは此處では罵詈する意ばかりではなく、喧々囂々たるやかしさを言ふ語。 ○まねびがたし 之を摸擬し形容することも出来かねるとの意。 ○遠き世界 遠國他國といふ意。

【評論】 箱根足柄の險難はいざ知らず、川流瀧の如き東海道を、雨量に富む梅霖の頃、汽車電車の便もない世に交通した當時の難澁さは、たしかに想ひやられる。よし、この文章に形容修飾の語がすくなくないにせよ、また十九萬騎二十萬騎といふ數は割引して考へなければならぬにせよ、東軍の上洛は決して容易な事ではなかつたであらう。それを押して上洛した東軍の猛勇さ、憎しといへば憎いがまた強盛なものであつたと見なければならぬ。この際において最も氣遣はれるのは、上皇が至尊の御身を以て統率指揮あらせられる官軍の戦争ぶりである。その勢七萬餘騎といふのは、御方の最眞目から見奉れば、雲霞の如き大軍ではあるが、十九萬騎二十萬騎と號して居る東軍に對して戰勝を豫期するに足る數なのであつたらうか。憚多い言ではあるが、この時の北條氏討伐は、京都もしくは、此の附近の幕政を抑壓しようといふのであつたか、鎌倉における幕府の巢窟を衝き崩して、王政の統一を期せられようとしたものであるか。王道坦々として化を進められるのでなくして、干戈に訴へて幕府の霸業を根本的に破壊しようといふのには、韜略を諳じて居る者も居なければならぬ。孫吳を以て目せられる者も居なければならぬ。乃木大將の如き者の十人や、東郷大將の如き者の七八人が現はれない中に、防戦の止むなきに至るやうでは、やはり本書の著者が述べて居ると同じく、いざ鎌倉といふ時、「いと心あわたしく、色を失ひたるさまども、頼もしげなし。」と實地を目撃して來たかのやうに、甚だ心細い弱音を吐かなければならぬ。

その二十二 御方の敗北

六月十日あまりにや、いくばくの戦だになくて、遂にみかたの軍破れぬ。荒磯にたかしほなどのさしくるや

うにて、泰時と時房と亂れ入りぬれば、いはむ方なくあきれて、上下たゞ物にぞあたりまどふ。あづまよりいひおこするまゝに、かの二人の大將軍はからひおきてつつ、保元のためしにや、院のうへ、都の外に遷し奉るべしと聞ゆれば、女院宮々、ところ／＼に思し惑ふ事さらなり。

【語釋】 ○六月十日あまりにや この時の合戦は、承久三年六月五日六日七日頃から尾張美濃の處々における小衝突が始まり、一方北陸道方面では同月八日越中礪波山あたりでも小ぜりあひがあり、東軍が十三日に武藏守泰時は宇治まで押し寄せ、十四日に相模守時房が勢田まで進んで來たので、かねて待ち設けて居た官軍は防戦に死力を盡したけれども、遂に支へ切れずして、十五日には前非を悔い給ふ院宣を泰時に賜はるに至つたものである。○荒磯にたかしほなどの云々 東軍が京都へ押寄せるといふは、高潮の陸地目がけて押寄せ來る勢に譬へたのである。○物にぞあたり惑ふ 東軍が疾風の如く都に攻め入つて來たので、京都の上下は驚き呆れ狼狽して何と處置してよいかを知らなかつた意。○あづまより言ひおこす 鎌倉に居る義時と尼將軍政子とが相議して、泰時時房を指揮したことであらう。○保元のためし保元元年に鳥羽法皇崩御あらせられると、崇徳上皇は左大臣藤原頼長等と相謀り、兵を擧げて、再び皇位に登らうとせられたが、戦は失敗に歸し、後白河天皇は廷臣と協議して、上皇を讃岐國へ遷し奉られた。これを保元の例にやと引用したのである。にやのやは、あれこれとの間に類似點も多けれど、幾分事情に相違があるから、このやを入れたので、著者が泰時時房等の計らひを推量し批評した語である。○院のうへ、こ、のは後鳥羽、土御門、順徳の三上皇を指し申した語。○都の外に遷し奉るべし 或は隠岐、或は佐渡などの如き遠島に移し奉るべき事を豫想した意。○女院 後鳥羽院の御生母七條院をはじめ、宜秋門院(後鳥羽院の中宮)、承明門院(土御門院の御母)修明門院(順徳院の御母)、陰明門院(土御門院の中宮)、東一條院(順徳院の中宮)、嘉陽門院(後鳥羽院の皇女)など、當時あまた

の女院が在らせられた。○宮々 當時の諸皇子諸皇女がたを申した語。○さらなり「いふも今更なり」の意。

【評論】 承久兵亂の經過に就いて詳しく知らうとする者は、どうしても先づ「承久軍物語」や「承久兵亂記」を精讀しなければなるまい。しかし、かゝる著述の常として、著者の心の傾によつて、その史料の扱ひ方や評論の態度に偏僻あるを免れないものであるから、史を讀む者は心を此處に致さなければならぬ。今試に「北條九代記」を繙けば、「六月十三日、宇治勢多合戦始之。同十四日、官兵失兵威、敗北。」同十五日寅刻、秀康胤義重忠等參四辻殿、申宇治勢多官軍敗北之由、東士等入洛。十六日、相州武州候六波羅南北」と簡單に摘録してゐる。これに對して、「百練抄」を引用して見れば、「十三日丙寅、自宇治武士欲亂入洛都之間、官兵相防合戦云々。十四日丁卯、——申時許、關東武士打破宇治路入洛。雖引橋、勇敢輩棄身命。渡眞木鳥、奪取兵糧、乘勝云々。十五日戊辰、武士等皆以亂入。官兵等各放火宿館逃離。十六日己巳、武士入洛。已着六波羅。京中追捕。以外狼藉也。凡雖靈社靈佛、不恐之不憚之。今日、以大夫史國宗爲御使、可鎮狼藉之由被仰武士。行向六條、義時朝臣已下還任本官、可召返追討宣旨由被仰下云々。右中辨資經朝臣爲殿下御使、向泰時許。——」と記されて居る。更に「承久兵亂記」の十五日の條における一節を参照すれば、「十五日巳の刻、泰時雲霞の如くの勢にて、上河原より打立ち、四辻の院の御所へ寄すと聞えけり。一院東西を失はせ給ふ。月卿雲客前後を忘れて、あわて、せめての御事に、院宣を泰時に遣はされけり。その牒に曰く、

秀康朝臣胤義以下徒黨、可令追討之由、宣下既畢。又停止先宣旨。亂都輩可還任之由、同被宣下訖。凡天下事、於于今者、雖不及御口入、御存知趣畢不仰知畢。就凶徒浮言、既及此沙汰、後悔不能左右。

但天災之時至歟、抑亦惡魔結權歟。誠勿論之次第也。於自今以後者、携武勇輩者、不可召使。又不裏家好武藝者、永被停止也。如此故自然及御大事、由、有御覺知者也。悔前非被仰也。御氣色如此。仍執達如件。

六月十五日

權中納言定高

武藏守殿

かくこそあそばされけれ。院宣を召使に持たせて、泰時に遣はされたり。言葉を以ては、各申すべき事あらば、それより申さるべし。御所中にやがて参り向はん事、人民のなげき、后妃妻女の恐れ怖るゝ事の、あまりに不便に思し召さるゝなり。たゞ枉げてそれに候へと仰せられければ、泰時馬より下り。院の御使に對面して、院宣を披いて見て、——。」と記されて居るのである。それで、六波羅においては、この度の舉をお勧め申上げた張本人として、權中納言藤原忠信、權中納言藤原光親、權中納言藤原宗行、權中納言源有雅、參議中將藤原範茂、參議中將藤原信能の六卿を申請して處分したばかりでなく、遂には上皇がたを遠島に遷し奉るといふ暴舉に出たのである。畢竟するところ、官軍がたの戦備が、物質的にも精神的にも薄弱であつたことは想ひ知られるけれども、この戦亂史にあらはれたる北條氏の大義も名分も辨へない態度は、權勢慾の奴隷たるを告白したもの、また其の魔下にあつて狼藉を敢てして官軍がたが和議を申入れるの止むなきに至らしめた東兵の行動は、内的な修養に缺如たる時代の一面を暴露したものと觀なければならぬ。かの義時父子の皇軍に對する問答の如きは、よし事實であつたにしてもあれはやはり一場の狂言であつたと思はれる。

その二十三 後鳥羽院は隠岐へ

本院は隠岐の國におはしますべけれど、まづ鳥羽殿へ、綱代車のあやしげなるにて、七月六日入らせ給ふ。今日をかぎりの御ありき、あさましうあはれなり。「ものもがなや」と思さるゝもかひなし。その日やがて御ぐしおろす。御年四十に一つ二つや餘らせ給ふらむ。まだいとほしかるべき御程なり。信實朝臣召して、御姿寫し書かせらる。七條の院へ奉らむとなり。かくて同じき十三日に御舟にたてまつりて、遙なる浪路をしる。きおはします御心地、この世の同じ御身ともおぼされず、いみじう、いかなりける代々の報にかと、うらめし。

【語釋】 ○隠岐國 山陰道に屬し、日本海の沖に在る。出雲國の正北に位置し、大體を島前島後に分たれ、三小島の鼎立するところが島前、東北の一大島が島後と名づけられて、その最も南なる知夫島は出雲國島根郡加賀から正北十一里三十町に横はつて居る。○鳥羽殿 トバデンミよむ。山城國紀伊郡上鳥羽村に在りて、かつて白河天皇が鳥羽山の麓なる百餘町をトして殿宇を造營された。これが鳥羽殿である。○綱代車 アジログルマとよむ。車臺の上に小さな屋形ありて、中に人の入りて座すべき様に拵へてあり、屋形は木板にて作り、竹を編みたる綱代で外面を張つた粗末な構造で、牛を引かせゆく仕掛の車である。檣櫓毛の車の如く美しきものではない。○あやしげなる 奇異なる様子、また賤陋なる有様をして居る。○七月六日入らせ給ふ。承久三年七月六日後鳥羽上皇は北條氏の申上げるに従つて、四辻殿から鳥羽殿へ御幸あらせられたのである。『歴代皇紀』によると、權中納言實氏、宰相中將信成、左衛門尉能度が供奉したので、此の外には武士が多數警護したやうに記されて居る。

○今日をかぎりの御ありき いよ／＼遠島に流されさせ給ふので、京都 地に御幸に成るのが今日かぎりだといふのである。○ものもがなや これは「源氏物語」の註釋なる『河海抄』（はなうら）卷に「をりかへすものもがなや世の中をありしならの我が身と思はむ」とあり、『金葉集』にも「池に棲む我が名をしのとりかへすものもがなや人を恨みじ」とあるなどの「ものもがなや」で、現在の境遇に不満足を感じて以前の境遇にとりかへす事が出来るものならば、とりかへしたいものだと後悔す意。○その日やがてみぐしおろす「みぐしおろす」は剃髪あらせられて出家となり給うたこと。これは「百練抄」によるも、『歴代皇紀』によるも、八日の事と思はれる。修明門院も同時に御出家なされたのであり、隠岐に供奉した内藏權頭清範や攝政院使和氣長成も皆出家したのである。○信實朝臣めして御姿云々 信實は藤原隆信の第五男で、正四位下左京權大夫まで昇つたが、出家して寂西と號して居た。文永二年に享年八十九で歿した。住吉玉津島神影、天滿宮御影、定家卿御像など、有名な畫をかいた人である。『吾妻鏡』によるのに、「八日、上皇御落飾、御戒師御室道助、先之、召信實、被摸御影」とある。七條の院 はじめ高倉天皇の典侍であつた藤原殖子、建久二年號をすゝめて七條院と申された。後鳥羽上皇が信實に畫かしめ給うた像は、『吾妻鏡』によれば、御落飾前のやうであるが、『承久兵亂記』には、「太上天皇の玉體たちまち變じて、むげの新ぼちとならせ給ふ。信實の朝臣を召して、御かたちをにせ給ひて、七條の女院へ進らせ給ひけり。女院御覽じもあへず、御涙を流させ給ひけり。」とある。『吾妻鏡』の間違ではあるまいか。七條院は修明門院と共に鳥羽殿に往つて上皇に謁せられたが、上皇は熟視の後、手を掉つて速に此處を去られたといふ意を示されたので、七條院は宮に入らずしてお還になつた。○十三日に御舟に この十三日に鳥羽離宮を御出發になつたことは、諸書に記されて居るから、正確であらう。御舟にといふのは淀川の舟の事か。『承久兵亂記』によれば、水無瀬を過ぎ、播磨の明石を過ぎ、美作と伯耆の中山を越え、出雲の美保が崎より八月五日に隠岐の島前なる海士郡に着かせ給うた由傳へられて居る。○世々の報 佛教小乗の思想に因果應報といふことがある、前世に

善事を爲した者には今生に善報があり、前生に悪事を爲した者には今生に悪報があるといふ。

【評論】 史を読んで承久兵亂の結末に至れば、まことに巻を捲うて長大息せずには居られぬものがある。北條義時が時房泰時に指令して、擧兵の主謀者を刑罰し、仲恭天皇を廢して、後堀河天皇を擁立しただけでも、專横不遜であるのに、更に後鳥羽上皇を隱岐に、土御門上皇を阿波に、順徳上皇を佐渡に遷し參らせ、雅成親王を但馬に、頼仁親王を備前に移し奉つた暴舉の如きは、國史に未だ曾て類例のない奇怪事である。「承久兵亂記」に、七月六日、泰時が嫡子時氏、時房が嫡子時盛、この二人が數千騎の軍兵を率ゐ、院の御所なる四辻殿に參つて、鳥羽殿に遷し奉るべき由を申上げた時、おなじき八日、六波羅から御出家あるべき由を申上げた時、おなじき十三日、時氏時益が来て、上皇を隱岐國へ遷し奉るべき由を申上げた時々の御胸中は、如何あらせ給うた事であらう。「御出家の上は流罪まではあらしと思し召てけるに、遠き島と聞し召されて、東西を失はせ給ふ。」と記し奉つてあるやうな淺い事ではなかつたらうと、今よりも御推測申上げられる。隱岐への御供には、女房には伊賀局など兩三輩、龜菊殿、ひしり一人、くすし一人、武藏權寺きよのり、左衛門佐義持入道、出羽前司廣房など、十人にも満たぬ小人數である。龍樓鳳閣に育たせ給ひ、一天萬乗の御位に登らせられ、御讓位の後までも萬機の御政を覽そなはされた御身が、この小人數を従へさせられ、却つて多くの武士に警護せられながら、遠き島國へ流され給ふ御有様は、何とも申上げ様もない御氣の毒さであるが、この關東幕府の横暴惡逆に對して、たゞ黙して居た當時の國民こそ、北條氏について不忠の罪が深つたのである。

その二十四 重く軽く罪に

新院も佐渡の國にうつらせ給ふ。まことや、七月九日、御門をもおろし奉りき。この四月かとよ、御讓位とてめでたかりしに、夢のやうなり。七十餘日にており給へるためしも、これや始なるらむ。唐土にぞ四十五日とかや位におはする例ありけるとぞ、からのふみ讀みし人のいひし心地する。それもかやうのみだれやありけむ。さて、上達部殿上人、それより下、はた残るなくこの事に觸れにしたぐひは、重く軽く罪にあたるさま、いみじげなり。

【語釋】 ○新院も佐渡の國に、新院は順徳上皇のこと。新院の佐渡へと出發あらせられたのは、「一代要記」には「七月二十日下、向佐渡國」ことあり。「承久兵亂記」にも「おなじき二十の日、新院佐渡の國へ流されさせ給ふ。」とあるけれども、「承久軍物語」には「七月廿二日、新院佐渡へ遷行あるべき由聞えけり。」とある。しかし、「百鍊抄」のやゝ詳しいのに従ふべきか。それは、「○廿日——今日新院御幸岡崎亭。」 ○廿一日癸卯、新院遷御佐渡國。」とあるのである。恐らく大炊殿に在らせられた新院は、一旦岡崎亭といふに遷幸あり、その翌二十一日に佐渡へ向けて御出發になつたのであらう。 ○まことや この語は其の事の實際に遭うて驚いた氣味の時に發する語。 ○御門 第八十五代仲恭天皇 ○おろし奉りき 皇位よりおろし奉つたので、「百鍊抄」の承久三年七月八日の條に、「今日——主上密々渡御九條殿。」とあり、九日の條に持明院入道宮の御子御年十歳の御方が踐祚あらせ給うた事があつて、「關東申三行之」と明記してある。これ後堀河天皇が立たせ給うたのである。 ○この四月かとよ云々 仲恭天皇の踐祚は承久三年四月二十日、讓位は七月九日である。 ○これや始なるらむ 參考として御在位の短少な例を擧げ

れば、安康天皇二年九個月、用明天皇一年八個月、弘文天皇八個月、冷泉天皇二年三個月。○四十五日云々。漢の司馬遷が著した「史記」は、黃帝から漢の武帝の時代までの史實を叙した書であるが、その皇帝の事蹟を書き集めた部分の本紀といふ。この書における秦始皇本紀に「子嬰爲秦王二十四日、楚將沛公破秦軍入武關、遂至霸上、使入約降子嬰」云々とあるのを言つたものであらう。○この事に觸れしたがひ云々。この度の後鳥羽上皇がたの關東調伏の御企に關係した程の人々には、坊門の大納言忠信、あつかり千葉介胤綱、按察の大納言光親、あつかり武田の五郎信光、中御門の中納言宗行、あつかり小山の左衛門の尉朝長、佐々木の中納言有雅、あつかり小笠原の次郎長清、甲斐の宰相中將範茂、あつかり式部丞朝時、一條の次郎宰相中將信能、あつかり遠山の左衛門の尉景友」云々とある。仔細に研究したならば、是等にも幾らかの誤聞もあらうかも知れぬし、なほ漏れたものが多いのであるが、とにかく主謀者を斬り、或は出仕を停め、公卿や武士の所領三千餘箇所を没入したのである。○いみじげなり。ひどい有様であるとの意。

【評論】 關東幕府が暴逆にも後鳥羽法皇を隱岐に遷しまゐらせた上は、順徳上皇を佐渡に遷しまゐらせたのに、不思議はない。たゞ其れを傍觀して居て、何にもなし難かつたのは、大勢の赴くところ、是非がなかつたのか。奇怪に感ぜられるのは、順徳上皇に供奉しまゐらすべき人々のふるまひである。「承久軍物語」によれば、「供奉の人々には、冷泉の中將爲家朝臣、花山院少將よろうぢ、甲斐の在兵衛教經、上北面には藤左衛門大夫やすみつ、女房には右衛門佐以下三人まゐり給ふ。」とありながら、また「かくは聞えしかども、爲家朝臣は一まどの御送りをも申されず、都に留まり給ふ。花山院少將は聊いたはることありとて、道より返り上られければ、いと御心細く思し召しける。」とあつて、この兩人が順徳上皇に供奉すべき任にありながら、共に佐渡へ渡らなかつたのは、その心底が頗る疑はしい。右兵衛佐教經は返り上りはせなかつたけれども、寺泊から御船に召さうと成された時、御船へも参らず、彼處で病歿したのは惜しい限であつた。上皇に近侍し奉つて居た人々が此の通であるから、警護のために参つた武士にも別を惜しみ給うたといふのも、至極道理と承られるのである。仲恭天皇は承久三年には御年僅に四歳であらせられる。關東調伏の謀議に此の關係もあらう筈はない。このまゝ御位に置き奉らば置き奉ることが出来るのであつたけれども、その順徳院の御子であるといふことから、これをも廢帝にし奉つたので、神武天皇以來例もない在位の短少な天皇とならせられた。即位大嘗祭などの事もなく、歴代の數にも入らせ給はず、九條廢帝と申上げて、御十七歳で崩御あらせられた御薄倅の天皇であらせられたが、明治の聖世に至つて、第八十五代仲恭天皇と申上げるに至つたのは、仰ぐも畏いことである。公卿を誅罰し、殘類を殲滅し、三千餘箇所の領地莊園を沒收し、論巧行賞を敢てして、北條氏の天下を無理やりに造り上げたのこそ、永久に國民憎惡の種を遺したものである。

その二十五 土御門院は土佐に阿波に

中の院は、はじめより知らし召さぬ事なれば、あづまにも咎め申さねど、父の院はるかに遷らせ給ひぬるに、のどかにて都にてあらむ事、いと恐ありと思されて、御心もて、その年閏十月十日、土佐の國のはたといふ所に渡らせ給ひぬ。去年のきさらぎばかりにや、若君いで來たまへり。承明門院の御せうとに、通宗の宰相中將とて、若くて失せ給ひし人のむすめの御腹なり。やがて、かの宰相の弟に通方といふ人の家に留め奉り給

ひて、近くさぶらひける北面の下藤一人、召次めしやなどばかりぞ、御供つかうまつりける。いとあやしき御手輿みてこにて下らせ給ふ。道すがら雪かきくらし、風吹き荒れ、ふよきして、こし方ゆく先も見えず、いと堪へがたきに、御袖もいたく氷りて、わりなき事おほかるに、

うき世にはかゝれとてこそ生れけめことわり知らぬ我が涙かな

せめて近きほどにと、あづまより奏したりければ、後には阿波の國に遷らせ給ひにき。

【語釋】 ○中の院 土御門天皇。 ○はじめより知ろし召さぬ事 御父君や順徳天皇が關東調伏の計略をめぐらして居給ふ事には始より御關係なく、御存知もなかつたのをいふ。 ○あづま 關東地方をさす。こゝでは鎌倉幕府。 ○父の院はるかに云々

土御門上皇の御胸中を察し奉つた詞。 ○のどかにて 長閑といふ語であるけれど、人間の態度に對しての語である。いはゆるのんきにの意。 ○御心もて 土御門上皇の御自身の御考によつての意。 ○閑うるや この閑といふに太陽曆と太陰曆との二種ある。太陽曆では一年を三百六十五日と五時四十八分四十五秒四さいふ端數であるとする。之を端數の時間を切捨てて計算して居るから、四年目の年を閏年として三百五十六日とするのである。太陰曆では一年を三百六十日として計算するから、之を太陰の

朔望の運行に合ふやうにするには、五年毎に二度の閏月を生じ、十九年毎に七度の閏月を生ずることになるといふ。太陰曆の閏は一箇月の間、太陽曆の閏は一日の間である。我が國では明治六年から太陽曆を用ゐることに制定せられて居る。 ○十月十日 『一代要記』の土御門天皇の條に「承久三年閏十月十日、出帝都令赴土佐國給」とある。『承久軍物語』には「十月十日、土佐の國へ遷幸あるべきに定められけり。鷹司萬里小路殿の御所より御出あり。外戚の土御門の大納言定通卿参りて、泣く／＼御車を斬す。」とある。『歴代皇紀』によれば、右少將雅興(イ具)、侍從俊平、女房一兩人が供奉したのである。これを承久軍物語に

は少將定平、侍從貞元としてある。 ○はた 幡多であらう。今も幡多郡があつて、土佐の西南端にあつた。しかし香美郡岸本村に脇の磯といふ土地があつて、土御門上皇の行宮があつた所だといひ、磯山の西北に天皇御愛の松といふ老樹が今尙存在して居るといふ。この香美郡は土佐の東北にあつて居る。 ○去年の二月 コゾノキサラギとよむ。 ○若君 これは後に後醍醐天皇とならせられた邦仁親王。承久二年二月三日の御誕生。御年二十三で踐祚あらせられた。 ○承明門院の御せうと この門院は土御門上皇の御母で、實は龍圖法師の女であつたのが、内大臣源通親の養女になられたのであるから、通親の子息たちとは義兄妹の關係。しうさは兄といふこと。こゝの兄といふのは、源通親の長子通宗で、土御門宰相中將と號し、建久九年行年二十一で薨じた。 ○通方 源通親には通宗、通具、通光、定通、通方、通行、雅任、親縁などの子があつた。通方は内大臣まで

昇り、弘安九年行年六十三で薨じた。 ○留め奉り給ひて 邦仁親王も其の御母君も京都の通方の家に留められたこと。 ○御手輿 オンタゴシとよむ。手で昇きて人を載せゆく具を輿といふ。この輿には板輿、網代輿、塗輿、張輿などあつて、やゝ製法を異にしてゐる。牛に牽かじめず、人の手で昇ぎゆくことは同じこと。 ○わりなき事 道理にはづれて、餘りに甚しいことをいふ。 ○あづまより云々 土御門院は關東調伏の御企には御賛成でなかつた事として、關東でも遠島へ遷し奉る意志はなかつたが、院の思召としては、父上皇が配所におはしますのに、その御子として都に安閑として居るには忍びないといふ御事で、土佐

遷幸の事に定まつたものゝ如く、土佐の行在所に住ませ給うたのは半年ほどで、翌貞應元年四月、關東が沙汰して、阿波の國まで引き返し給ふやうに計らつたのである。『承久兵亂記』には、「土佐へ御着ありけるを、小國なり、御封米難地の由、守護並に目代申しければ、阿波の國へ移されさせ給ふ。」とある。かくて阿波國麻植郡中村山のあたりに行在し給うたらしいが、十年ほど経て、後堀河天皇の寛喜三年十月十二日に配所で崩御あらせられた。壽三十七。

【評論】 土御門上皇の北條征伐に對する御意見は、たゞに其れに對して御不賛成であつたばかりでなく、時機の未

だ到来して居ないのを考慮し給うてであるのか、いろ／＼征伐決行を父上皇に對して諫めましましたのである。けれども、それは御企の熟した後の事で、諫止は功を奏するに至らなかつた。然るに、父上皇が波路遙なる隱岐に遷幸あらせられた上は、都に安閑として居るに忍びないとて、一旦は土佐に、後には阿波に遷幸あつて、罪なくて配所の月を見給ふこと十箇年の久しきに及んだ。たま／＼御耳目に觸れる南海の奇風異俗は、果して邊鄙の事情を明にし給ふ御樂を増し得る資料にもなつたらうか。遠いところから日吉の社にたてまつられた七首の中に、

跡たれし誓は山のかひあらば歸るしをりの道はたがはじ

と遊ばされてある。「歸る」の御詞は、短い詞ではあるけれども、如何に無恨の響が籠もつて居るであらうか。土佐の國から阿波の國に着かせ給うて、

浦々に寄するさなみに言とはむ隱岐の事こそ聞かまじけれ

と詠ませられたのは、やはり隱岐の新島守とならせられた御父君の御上をば、どんなにか御氣づかひ遊ばされたことであらう。さても秋風にはらはれさせられた御宿に、葛のうら葉だにも枯れ残らぬころ、ことわり知らぬ御涙に、冬の月の光薄う隠れ給うたのこそ、わびしい御最期であらせられた。

その二十六 承久兵亂の評論

さても、このたび世のありさま、げにいとうたて口惜しきわざなり。あるは父の王を失ふためしだに一萬八千人までありけりとこそ、佛も説きたまひたんめれ。まして世くだりて後、唐土にも日の本にも國を争ひてたゝ

かひをなすこと、數へ盡すべからず。それも皆一ふし二ふしのよせはありけむ。もしは、筋異なる大臣、さらでもおほやけともなるべきさみの少しがひめに、世にへだたりて、そのうらみのすゑなどより、事起るなりけり。今のやうにむげの民とあらそひて、君のほろび給へるためし、この國にはいとあまたも聞えさんめり。されば、承平の將門、天慶の純友、康和の義親、いづれも皆猛かりけれど、宣旨には勝たざりき。保元に崇徳院の世をみだり給ひしだに、故院の御位にて、うち勝ち給ひしかば、天てる御神も、みもすそ川のおなじ流と申しながら、なほ時の御門を護りたまはする事は、強きなんめりとぞ、古き人々も聞えし。また信頼の衛門の督おほけなく二條院をおびやかし奉りしも、遂に空しきかばねをぞ、道のほとりに捨てられける。かゝれば、ふりにし事を思ふにも、なほ、さりとも、いかでか上皇今上あまたおはします王城の、いたづらに亡ぶる様やはあらむと、頼もしくこそ覺えしに、かくいとあやなきわざの出で來ぬるは、この世ひとつの事にもあらざらめども、まよひのおろかなるまへには、猶いとあやしかりし。

【語釋】

○うたて うたといひて轉の字をあてる語と同じで、事がいよ／＼轉じ進みて殊に甚しく成りゆくをあらはす副詞。

○父の王を失ふためし云々 『觀無量壽經』に「大王よ、臣『毗陀論經』に説けると聞くに、劫初より此の方、諸の惡王あり。國位を貪るが故に、その父を殺害せること一萬八千なり。いまだ曾て無道に母を害することあるを聞かず。王今此の殺逆の事を爲さば、刹利種をけがさむ。臣聞くに忍びず、云々」といふことが、びんはしや 額婆娑羅王の太子阿闍世といふものに對して、王臣たる月光が諫め諭した語として記されて居る。この『觀無量壽經』といふ經は、『大無量壽經』『阿彌陀經』と共に淨土三部經と稱へられたるもの、○一ふし二ふしのよせ 一條件二條件の心だのみとする所。○もしは又はといふと同じ意。○筋異なる 系統

異なる大臣が政權を争奪する場合。○おほやけともなるべききざみ云々 帝王ともなれる場合において、障碍が生じて帝位に即き得なかつた一方の怨恨する餘りに、戦亂が起るのだといふ。壬申の亂、保元の亂などの類。○むげの民 無下。これより下無しの義で、一向つまらぬ者といふ意。○承平の將門 朱雀天皇の承平五年二月、平將門、當陸大掾平國香を殺して、潜立を計り、偽宮を下總國猿島郡石井郷に置いたが、天慶三年平貞盛や藤原秀郷などに殺された。○天慶の純友 朱雀天皇天慶二年、伊豫掾藤原純友異謀あり、任滿ちて都に還らず、遂に平將門の謀叛に應じたが、天慶四年六月伊豫警固使橘遠保に殺された。○康和の義親 堀河天皇の康和三年七月、源義親對馬守として鎮西に在つたが、異志を抱いて横行を逞しうし、人民を侵凌したので、隱岐に流されたのに、留まつて出雲に居り、その目代を殺したり官物を掠めたりした。鳥羽天皇天仁元年正月に誅せられた。義親は源義家の第二子。○宣旨 センジとよむ。天皇が勅を頭辨に下され(口宣)頭辨これを上卿に傳へ(口宣案)上卿その旨を受けて外記に下知するのを宣旨といふ。外記その旨を書き認めて出すのが繪旨である。宣旨は齋院司の職名にもある。○保元に崇徳院云々 保元は後白川天皇即位の翌年改元された年號。保元元年七月鳥羽法皇が崩御せられた後、崇徳上皇が藤原頼長や源爲義らを召して兵を擧げ、再び踐祚しようと思はれたが、清盛や義朝が詔を奉じて之を破り、上皇は隱岐に遷行あらせられるに至つた。○故院 保元の亂が後白河天皇の御在位中のことであるから、かく言つたのである。○みもすそ川のおなじ流 みもすそ川は御裳瀧川と書く。伊勢の内宮の前を流れて居る清らかな川である。こゝでは天皇上皇は天照皇大神の御系統であることをいふ。○信頼の衛門の督云々 平治の亂のことをいふ。平治は二條天皇即位の翌年改元された年號。信頼は義朝と共に保元元年十二月九日の夜謀叛して三條鳥丸の御所に放火したのであるが、六條川原の合戦に官軍に破られ、同二十六日に斬首された。○おほけなく オフケナシとも書く。身の分に過ぎて、貢ひ切らない場合にいふ語。○ふりにしこと古りにし事。過去の史實なる承久兵亂の事。○あやなきわざ 文無き事の意で、わけのわからぬ事と平たく言ふのと同じ。

○この世ひとつの事云々 過去より遠い因由が生じて居たので、現在の世ばかりの突發事と見ることは出来ぬ意。○まよひのおろかなるまへ 迷家にして過去世の原因などは知り難いので、承久の兵亂の發生したのを不思議に感じたといふ意。

【評論】 こゝは本書の著者が承久兵亂を評論したところである。この最初なる一句に力を籠めて、このたびの兵亂を慨嘆して居るのには、誰しも同感せざるを得ないであらう。佛説に現れて居るものや、和漢の争亂を引例して、その争亂の起因が條理立つて居るのに、この度の兵亂がむげの民と争ひて天皇が敗殘の御身となられた悲惨事であることを論明して居るのは、一應首肯しなければなるまい。けれども、靜に思ふのに、我が國の天皇は、國家の性質上、神聖にして侵すべからざるものである。我が國においては、君が君たらずといふとも、臣は臣たらねばならぬ。我が國の臣民は誰も皆輔弼上の責任がある中にも、殊に大臣公卿や將軍執權の如き重職に在る者は、常に天皇を輔導し奉つて、君の君たる聖徳を完うせしめ奉るべき名譽な大責任を負擔して居ることを自覺して居なければならぬ。臣下が政權に携はることは差支ないけれども、これ即ち天皇の政治を輔佐し奉るのであることを心底から辨へて居らなければならぬ。我が國民道徳の根本義は此處に在る。大義名分の出發點も此處に在るのである。國民一般にして、この重大事を會得して居らぬと、皇家に對して反逆したい心がきざす輩も生じて来る。かの蘇我氏にしても、道鏡にしても、又は此の本文に列記してある將門や、純友や、義親の輩にしても、其の非國民的態度は嚴重に責罰しなければならぬ一方に、この大名義分の何たるかを辨へなかつた暗愚な舉措を憐れみなければならぬ。彼等と大に立場の異なつて、しかも道徳的根義を誤つて居る者は、崇徳上皇の御召に参加した頼長や爲義、また此の度。承久兵亂に官軍方として立ち働いた公卿家である。この人々にして道徳的根義を確知し、大義名分を眞

に辨へて居たならば、著者のいはゆるあやなきわざは起らなかつたことを信ぜられる。古聖人が明德を明にすることの緊要なのを説かれたのは、この事であらう。今日以後の國民教育には、この根本義を能く徹底せしめたいものである。

その二十七 後鳥羽院の御生涯

事にて位に即き給ひて、^{十三}十五年おはしましき。おり給ひて後も、土佐の十二年、佐渡の院十一年、なほ天下は同じ事なりしかば、すべて三十八年がほど、この國のあるじとして、萬機の政事を御心ひとつにをさめ、百の官をしたがへ給へりしその程、吹く風の草木を靡かすよりも勝れる御有様にて、遠きをあはれば、近きをなで給ふ御めぐみ、雨の足よりも繁ければ、津の國のこやのひまなき政事を聞召すにも、難波の葦のみだれざらむ事をおぼしき。はこやの山の峰の松もやう／＼枝をつらねて、千代八千代をかさね、霞の洞の御すまひ、いく春を経て、空ゆく月日のかぎり知らず長閑けくおはしましぬべかりける世を、あり／＼て、よしなき一ふしに、今はかく花の都をさへ立ち別れ、おのがちり／＼にさすらへ、磯の苫屋に軒を並べて、おのづから言とふものとは、浦に釣するあま小舟、埴焼く煙のなびく方をも、我がふる里のしるべかとはばかり、ながめ過ぐさせ給ふ御すまひどもは、それまでと、月日をかぎりたらむだに、明日知らぬ世のうしろめたさに、いと心ほそかるべし。まいて、いつをはてとか、めぐり逢ふべきかぎりだになく、雲の波煙の波の幾重とも知らぬ境に、世をつくし給ふべき御さまども、口惜しといふも愚なり。

【語釋】

○事にて位に即き給ひて 後鳥羽院は御四歳で壽永二年に帝位に即かれ、建久九年讓位までが足掛十六年であるのを十五年と見、土御門院の建久九年に即位せられ、承元四年に讓位せられるまで足掛十三であるのを十二年と見、順徳院の承元四年に即位せられ、承久三年に讓位せられるまで足掛十二年であるのを十一年と見て、前後三十八年間、後鳥羽院が皇政を執らせ、それといつたのであるが、實は壽永二年から建久三年までの九年間に後白河院の院政であつたのである。○雨の足 雨の降りゆくのに地上近く落ちゆくのを人の歩きゆく足に譬へていふ。○津の國のこやのひまなき こやは攝津國島上郡昆屋野といふ。この昆屋を小屋にかけて居るのであらうか。ひまなきは屋根を葺くのに葦を以てするのが、よく緊密にして雨の漏れぬやう注意して、すき間がない意をもぢつて、暇のない意に用ゐて、其事に御多くなことが言つてあるのである。さて『後拾遺集』戀の部に「願しらず」として「津の國のこやとも人をいふべきにひまこそなけれ葦の八重葺」といふ和泉式部の歌が此の文句に引用されてゐる。この歌におけるこやは「來や」で、思ふ人に對して來やといふべきに、人目などが隙なく繁くしてうるさいといふ意を諷んだものであらう。○難波の葦のみだれ 津の國といふ語に對して、難波といふ語を用ゐたのであるが、「難波の葦のみだれ」といふ語の序詞として用ゐたのである。○はこやの山の峯の松 はこやの山は菟姑射之山と書く。『莊子』の逍遙游に「菟姑射之山、有神人居焉。」とあつて、神仙の棲處といふ意味から、仙洞御所といひ、また上皇をいふに至る。こよのは其の山といふ語から峯の松といつて、後鳥羽院の御系統が次々と皇位にも即かれるやうに榮え給うたことをいふ。○霞の洞 これも上皇の御所をいふ。○空ゆく月日 この語の下に如くを添へて、かぎり知らずへ續けて見るがよい。○長閑けくおはしましぬべかりける世 御子孫も榮えて居らせられるから、祖父として上皇として永く長閑にあらせられる事が出来たのにの意。世をのをは、であるものをの意。○あり／＼て あることが、永くなつて、あることに慣れてなどの意で、生存する上に注意が足らないことを言つたものであらう。○よしなき一ふしに いはれもない一事件のためにの意。○おのがちり／＼に 後鳥羽

院をはじめ奉り、土御門院も、順徳院も、雅成親王(但馬)も、頼仁親王(備前)も、御父子が五箇處別々に遷御せられさせ給うたことをいふ。○言とふ物言ふ、おとづれる、はなし掛けるなどの意。○鹽焼く煙の云々 方角もわかりかねる孤島のこと、鹽焼く煙のなびくのが曾て住んで居た都の空の方を指し知らずのかと見とれて暮らし給ふ僻地の御住居の意。○それまでと云々 何年何月何日まで御滞在と期限が切つてあつてもこの意。○明日知らぬ世の云々 いつ壽命が終はるかも知れぬ世の事であるから、かれこれの事が氣にかゝつての意。○まいて、ましての音便。○いつをはてさか かゝる邊鄙な土地の御滞在も何時が終了期といふことを知らずの意。○めぐりあふべきかざり 京の七條院や、多くの御子がたに再旨し給ふべき期限といふものもなくの意。○雲の波煙の波 雲や霞の遠く立ち隔てた波路。○境 界の意味に用ゐるべきものであるが、こゝでは或る局限された地方。○世をつくし給ふべき云々 御一生をこゝで果て給ふべき御有様といふたので、後鳥羽院が隱岐國で崩御せられることを豫想したやうに言うてある。これは御身の上を深憂して言うたので、實際は院が崩御あらせられたより遙な後に記述したのであることは勿論である。

【評論】 このあたりの文章は、『増鏡』の中における目貫の場所である。随分優雅に出来て居る。一場一抑の法とも言ふべき書き方で、「長閑けくおはしましぬべかりける世を」のをで急に場面が喜悲相變じて居る。この一段の中において、著者が「よしなき一ふしに」と言つた一語は聞き捨てられぬものである。これには著者の承久に對する觀察が如何なる傾向を以て居るかゞほの見えるからである。著者は後鳥羽院の關東調伏の御計畫が皇權恢復に在り、皇權恢復が帝國の永久な運命に至大な關係のある事に思ひ及ばなかつたであらうか。後鳥羽院が皇權恢復の御企圖を抱かせられた御眞意を如何に觀たのであらうか。著者は後醍醐天皇の皇權恢復御計畫を如何に觀ようとするであらうか。

の二十八 隱岐の島守

おのおはします所は、人ばなれ里遠き島の中なり。海づらよりは少しひき入りて、山蔭にかたそへて、大きなやかなる巖の時てるをたよりにて、松の柱に葦ふける廊など、けしきばかり片そぎたり。まことに「柴のいほりのたゞしばし」と、かりそめに見えたる御やどりなれど、さるかたになまめかしく、ゆゑづきてしなさせ給へり。水無瀬殿おぼし出づるも、夢のやうになむ。はるくくと見やらるゝ海の眺望、二千里の外も残りなき心地する、今さらめきたり。塩風のいごこちたく吹き來るを聞きしめて、

我こそは新島守よ隱岐の海のあらし波風心して吹け同じ世にまたすみえの月や見む今日こそよそに隱岐の嶋守

【語釋】 このおはします所は云々 後鳥羽院が隱岐に遷幸あらせられし時は、八月四日島前なる海士郡の東南端の時といふ地に着御あり、その夜は三保神社に御參籠あらせられ、五日には御徒歩で海士村なる勝田山源福寺に入らせ給うた。この源福寺こそ御最後まで十九年間の行在所となつたのである。この地に村上助九郎といふ豪族があつて、終始忠誠をこめて御世話申し上げたこと。○山蔭にかたそへて云々 御行宮を設けるのに、山蔭に片添へて建てたので、巨巖の時つて居るのを頼として、粗造なる宮室を設けられてゐること。○けしきばかり やゝ宮殿めかして形式ばかりに造營してあること。○ことそぎたり そぐとは手を略く意で、粗造なるをいふ。○柴のいほり云々 この語は『新古今和歌集』雜下なる西行法師の歌に「いづくにも生まれずばたゞ住まであらむ柴の庵の暫なる世に」といふがある意から引用したものであらう。○さるかたになまめか

しく何と申しても上皇の御住所であるから、それ相應に上品に拵へてあるとの意。○ゆゑづきて何々の政事によるとか、何處の名所に似せるとかして、上皇の御住居としての趣が添へられてある意。○水無瀬殿云々水無瀬殿には數奇を凝らした御造營ありて、かつて屢宴遊などせさせ給うたこと、前に出て居る。○はるくくと見やらるる海の眺望かゝる記事は必しも行在所の御室内からとか、御庭前からとかいふ事實ではなく、著者が想像して述べたものであらう。○二千里の外も云々二千里とは遠いところの意で、隱岐の海上はるかに京都の空など眺めやらせ給うた時の御心地を御察し申してのこと。二千里といふ語は、白樂天が月に對して元稹といふ親友を憶ふといふ詩に「銀燭金闈夕沈々、獨宿相思在翰林、三五夜中新月色、二千里外故人心。」といふ句があるのから採つたのである。のこりなき心地は限なく見渡されるので、今更またこの眺望に對して親しい人々を切に想ひ出されるといふ意。○こちたく言痛といふ字をあてることもあつて、やかましくなどの意。○我こそは云々御製の意味は隠れたる所はない。たゞ御痛はしかつた當時の御有様や御心地が御察し奉られるばかりである。○同じ世に云々御製の大意は、唯今こそは隱岐の嶋守として來て居るけれど、同じ一生の中には都に還つて住吉あたりの月を見ることもあらうと、ひたすら都戀しう思召されたのであらう。

【評論】 隱岐の行在所の御有様は、幾分か想像されなないことはないけれども、當時の實景實況を知るに止ないのは、頗る遺憾である。「吾妻鏡」に「承久三年八月、若御子隱岐國阿摩郡菊田郷、仙宮者改翠帳紅闈於柴扇桑門、所者亦雲海沈々、而不辨南北者、無雁書青島之使、煙波漫々、而迷東西之故也」と見えて居るが如き、當時に何等の調査する所なく、たゞ邊海孤島の御生活に對して想像の筆を走らせたに過ぎない。かつて水無瀬殿參つて恩遇を辱うして居た人々は、如何にもして渡海して天機を伺ふ位な事をしなかつたのであらうか。しかし、それも北條氏の暴惡なる警戒によつて出来なかつたものであらう。せめて奉仕した御番鍛冶にも文筆の才ある者はな

かつた意。今も梶谷と名乗る家が隱岐に在つて、その祖先新太郎は御番鍛冶を奉仕して居たと聞く。そこらの家々にも當時の有力な史料は遺つて居らぬものか。

その二十九 行く方なき御涙

年もかへりぬ。所々浦々。あはれなる事をのみ思しなげく。佐渡の院、あけくれ御行をのみし給ひつゝ、なほさりともし思さる。隱岐には、浦よりをちのはるく霞み渡れる空をながめ入りて、過ぎにし方かきつくしおもほし出づるに、行くへなき御涙のみぞとまらぬ。

うらやまし長き日影の春にあひて汐くむ蟹も袖やほすらむ

夏になりて、かやぶきの軒端に、五月雨のしづくいと所せきも、御覽じなれぬ御心ちに、さま變りて珍しく思さる。

あやめふくかやが軒端に風すぎしてしどろにおつる村雨の露

初秋風の立ちて、世の中いと物悲しく、露けさ増さるに、いはむ方なく思し亂る。

故郷を別路におふる葛の葉の秋はくれどもかへる世もなし

たとしへなく眺めしをれさせ給へる夕暮に、沖の方にいと小き木の葉の浮べると見えて、漕ぎ來るを、あまの釣舟かと御覽するほどに、都よりの御消息なりけり。墨染の御衣夜の御ふすまなど、都の夜さむに思ひやり聞えさせ給ひて、七條院より參れる御文、ひきあけさせ給ふより、いとみじく御胸もせきあぐる心地すれ

ば、やゝためらひて見給ふに、

あさましくも、かくて月日経にけること。今日明日、とも知らぬ命のうち、今一たび如何で見奉りてしがな。かくながらは、死出の山路を越えやるべうも待らでなむ。

など、いと多く亂れかき給へる御、顔におしあて、

たらちねの消えやらで待つ露の身を風より先にいかで訪はまし

八百萬神もあはれめたらちねのわれ待ち得むとたえぬ玉の緒

初雁のつばさにつけつゝ、こゝかしこより、あはれなる御消息のみ、常はたてまつるを、御覽するにつけても、あさましういみじき御涙のもよほしなり。

【語釋】

○年もかへりぬ 承久三年八月に隠岐に着御あつて、その次の年即ち承久四年となつたのである。この年四月十三日改元して貞應と號けられた。

○所々浦々 三上皇や親王がたの各所に遷り居ますをいふ。○佐渡院 順徳上皇。承久三年七月二十日佐渡遷幸の御旅に出でまして、やがて佐渡國眞野灣なる處が浦に着御ましまし、後嵯峨天皇仁治三年九月十二日の崩御まで、二十二年間配流の御苦を受けさせられた。八幡村にも眞野村の堂所にも行宮の御跡がある。

○御行 佛道を修行し給ふこと。○なほさりともと 遷幸して佐渡に月日を遣らせられながらも、やはり今は此處に斯うして居るとも、その中には都へ還る機會もあらうと思し續けて居給ふをいふ。○かきつくし かきはかきあつめ、かきやるなどのかきと同じ語、つくしは盡いで、過去の事ども何のかのと澤山に御念頭に思ひ浮べ給ふをいふ。○行くへなき御涙 憂ひても憂ひても前途の光明をも發見し難い憂惑の思に溢れ出る御涙の意。

○うらやまし云々 長閑な春の日影のうららかに、沙くむ蟹も當に潮垂れがちの袖を

乾かす事であらうか。しかるにわれのみは年は改まつたが、境遇に何等の變化なく、憂惑の涙の乾く時もないので、蟹こそ洩ましいとの御意。羨ましのうらは浦にかけて、蟹や沙くむなどの縁語。○所せき せきは狭き意で、そこら一杯であるに言ふ語。○あやめふく云々 菖蒲葎、蓬葎など、古來俗間五月の節句に行はれる習俗、宮中主殿寮などで葎かれた事も古書に見えて居る。邪氣を避けるためにする年中行事の一。今も一部の社會には行はれて居る。しどろに 亂雑なありさまを形容するに用ゐる語。しどろもどろにとも重ねていふ語もある。○露けさ増さる 露に濕ることの多い意で、陰鬱の氣の襲ひ來るに

ふ。○故郷を別路に云々 故郷たる帝都から別れて來る路傍には葛が生ひ繁つて居た。あの葛の葉はまた生ひ繁つて居るだらうと思ひやられる秋は今年も來たけれど、その葛の葉が風に吹かれて裏返るやうに、かへりたいが、さて都へ還るべき時機は來ないと、御愁嘆なさる御意。○たとしへなく 他の物に譬へるやうもない甚さを形容する語。○都よりの御消息 都なる御母君七條院からたよりせられたる御使の乗り來る舟。消息はショウソコとよんで、おとづれること、たよりすること、文通することなどの意に用ゐる語。○墨染の御衣 スミゾメノオンゾとよむ。後鳥羽院は御落飾の御姿であるから、墨染の御衣を贈りこさせ給うたのである。○思ひやり聞えさせ給ひ、都でも寒いのには北海中の隠岐の寒さは、また格別であらうと思察し給ふ意。

○あさましくも云々 意外にも、久しく隠岐遷幸のまゝで月日を過す事よ。自分は年老いて今日明日の壽命も保し難いのであるから、どうぞ今一度後鳥羽院に逢ひ奉りたい。このまゝでは、死ぬにも死なれぬといふ御意。これは七條院の御文。○いと多く亂れかき 七條院の御消息の濃々と書かせられてあること。○たらちねの云々 母君が風前の露のやうなはかない御身を以て我が都に還るのを待ち焦がれて居給ふのを、もし一朝風が吹いて露を散らせてしまつては詮ない事であるからどうかしてその

風より先に母君の御在所を訪問いたしたいとの御意。たらちねには垂乳根などの字を當てて「たらちねの母」とつゞける枕詞である。これを後にはたらちねで直に母の意として用ゐ、父をたらちめといひ、母をたらちめといふやうにもなつた。○八百萬云